



# 安中市総合計画

平成20年度 ▶ 29年度

豊かな自然と  
歴史に包まれて  
ひとが輝く  
やすらぎのまち

安中市

## はじめに



わがまち安中市は、平成 18 年3月 18 日に安中市と松井田町が合併し、豊かな自然環境や先人たちが培った歴史・文化遺産を受け継ぎ、また、北陸(長野)新幹線と2つの高速道路 IC の広域高速交通網を有する新市として生まれ変わりました。これらの地域資源や交通要件により地域内外の人々が触れ合う、やすらぎのあるまちへの進展が期待されるところです。

さて、行政を取り巻く社会、経済情勢は、地球環境問題の深刻化、少子高齢化の進展、経済や情報のグローバル化の加速化など著しく変化しております。こうした時代潮流や地域の特性を活かした地方分権社会の構築が必要とされるなか、「豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち」を新市の将来像とし、その実現に向けたまちづくりの指針とするため本総合計画を策定いたしました。

今後は、本計画にもとづき各施策を展開することになりますが、将来像に向けたまちづくりは、市民の皆さまの参画と協働により育まなければならないと認識しております。各年代それぞれの方が皆いきいきと学び、楽しみ、安全で安心して暮らすことのできる安中市を市民の皆さまと共に創造して参りますので、一層のご支援、ご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに本計画策定に当たり、長きにわたりご尽力賜りました総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、地区別懇談会、意見募集、アンケート調査などにご意見、ご協力をいただきました市民の皆さまに心から厚く御礼申し上げます。

平成 20 年3月

安中市 岡田 義広

## 安中市民憲章

安中市は、歴史の要衝碓氷峠のふもと、浅間、妙義、榛名を望む美しい自然に囲まれて発展してきました。わたくしたちは、この豊かな自然と伝統文化を守り、先人の努力を受けつぎつつ、明るい未来をめざし、ここに市民憲章をかかげ進みます。

- 一 わたくしたちは、自然豊かなふるさとを愛し、文化、教育、いろいろな産業をはぐくむ活力あるまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、伝統文化を尊重し、仕事にはげみ、豊かさを生み出すまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、地域の人びととの交流をふかめ、互いに汗を流しあえる友愛のまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、人をうやまい、感謝と思いやりのあるしあわせなまちづくりをめざします。
- 一 わたくしたちは、元気で暮らし、きまりを守る平和なまちづくりをめざします。

### 【市の木、花および鳥】



(市の木：杉)



(市の花：梅)



(市の木：松)



(市の鳥：おしどり)

## 【目次】

第1編 総論	1
第1章 計画策定のあらまし	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の役割	2
3. 計画の構成と期間	3
第2章 計画策定の前提	4
1. 時代の潮流	4
(1) 地球環境問題の深刻化	4
(2) 少子高齢化・国際化の進展	4
(3) 安全・安心価値の増大	4
(4) 情報化の進展	5
(5) 地方分権の進展・市民参画の必要性	5
2. 安中市の概況	6
(1) 市の沿革	6
(2) 位置と地勢	7
(3) 人口と世帯	8
(4) 交通	9
(5) 産業	9
3. まちづくりの基本的な課題	10
(1) 豊かな自然の活用	10
(2) 少子高齢・国際社会への対応	10
(3) 安全・安心・快適性の向上	10
(4) 地域経済力の強化	11
(5) 自立した都市経営・市民との協働	11

<b>第2編 基本構想</b> .....	13
第1章 基本構想策定の趣旨 .....	14
第2章 安中市の将来像 .....	14
1. まちづくりの理念 .....	14
2. 将来像 .....	15
第3章 基本目標と基本政策の構成 .....	16
1. 基本目標 .....	18
2. 基本政策 .....	19
(1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり .....	19
(2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり .....	20
(3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり .....	21
(4) にぎわいと活力のあるまちづくり .....	22
(5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり .....	24
第4章 安中市の将来フレーム .....	25
1. 想定人口 .....	25
(1) 将来人口の想定 .....	25
(2) 世帯数の想定 .....	25
2. 土地利用構想 .....	26
(1) 土地利用の方針 .....	26
(2) 市街地の整備と中心拠点・サブ拠点の形成 .....	26
(3) 農村地域・中山間地域の活性化 .....	26
(4) 自然地域の活用 .....	26

<b>第3編 基本計画</b> .....	29
<b>第1章 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり</b> .....	33
<b>第1節 自然の適切な利用</b> .....	34
1. 土地利用 .....	34
2. 水利用 .....	36
<b>第2節 都市基盤の整備</b> .....	38
1. 道路整備 .....	38
2. 公共交通整備 .....	41
3. 市街地整備 .....	43
4. 住宅対策 .....	45
<b>第3節 生活環境の整備</b> .....	47
1. 上水道 .....	47
2. 下水道 .....	49
3. 公園・緑地 .....	51
4. 環境衛生対策 .....	53
<b>第4節 安全な市民生活の確保</b> .....	57
1. 防犯対策 .....	57
2. 交通安全 .....	59
3. 防災対策 .....	61
4. 消防・救急 .....	63
5. 公害防止 .....	65
6. 消費者保護 .....	67
<b>第2章 いつまでも健康に暮らせるまちづくり</b> .....	69
<b>第1節 健康づくりの推進</b> .....	70
1. 保健予防 .....	70
2. 疾病予防 .....	72
3. 医療 .....	74
<b>第2節 福祉の充実</b> .....	77
1. 地域福祉 .....	77
2. 高齢者福祉 .....	79
3. 障害者(児)福祉 .....	82
4. 児童福祉・母(父)子福祉 .....	84
5. 社会保障 .....	87
6. 人権擁護 .....	90

第3章 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり	93
第1節 生涯を通じての学習の推進	94
1. 生涯学習の基盤整備	94
2. 社会教育の推進	96
3. 幼児教育の充実	99
4. 学校教育の充実	101
第2節 スポーツ・レクリエーションの振興	105
1. スポーツ・レクリエーションの振興	105
第3節 芸術・文化の振興	107
1. 芸術文化の振興	107
2. 文化財保護	110
第4節 交流の推進	112
1. 都市・国際交流	112
第4章 にぎわいと活力のあるまちづくり	115
第1節 農林水産業の振興	116
1. 農業	116
2. 林業	119
3. 内水面漁業	121
第2節 商工業の振興	122
1. 商業	122
2. 工業	124
第3節 観光の振興	126
1. 観光	126
第4節 新産業の創出	129
1. 新産業	129
第5節 労働環境の充実	131
1. 労働環境の充実	131
第5章 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり	133
第1節 効率的行財政運営	134
1. 行政運営	134
2. 財政運営	138
3. 情報の公開と適正な管理	140
4. 高度情報化	142
5. 広域行政	144
6. 市民サービスの向上	146
7. 広報・広聴	148
第2節 市民参加の推進	150
1. 市民参加の推進	150
2. 男女共同参画	152
資料編	155

# 第1編 総論

(注) 専門的または意味の分かりにくい用語に※印をつけ、解説を巻末の用語集に掲載しています。



## 1. 計画策定の趣旨

---

本市は、平成 18 年 3 月 18 日に安中市と松井田町が合併して誕生しました。

この計画は、合併後の新安中市が初めて策定するものであり、「安中市総合計画」とします。

合併に当たり策定した「新市建設計画」は、新市におけるさまざまな計画のマスタープランという位置づけにあり、この総合計画は、新市建設計画を継承し、発展させる計画として策定します。

この「安中市総合計画」は、時代潮流や市民ニーズを十分に踏まえながら、新市の一体感の醸成と発展を目指して、今後 10 年間のまちづくりの目標とその実現に向けた施策を定めることを目的としています。

## 2. 計画の役割

---

総合計画は、市の行政運営の基本指針であり、市政各分野における施策の総合性の確保および計画的、効率的な施策の実施に資するものです。市政推進の基本的な考え方を分かりやすく示すことによって、市政への理解を深め、市民がまちづくりへ参加できる機会を拡大させます。また、施策の実現に当たっては、国・県とも連携を図りながら積極的な展開を目指します。

### 3. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成しています。

#### 【 基本構想 】

本市の進むべき方向と将来像を明確にしたうえで、その実現に向けたまちづくりの方針を示しています。

計画期間については、平成 20 年度(2008 年度)を初年度とし、平成 29 年度(2017 年度)を目標年次とする 10 年間とします。

#### 【 基本計画 】

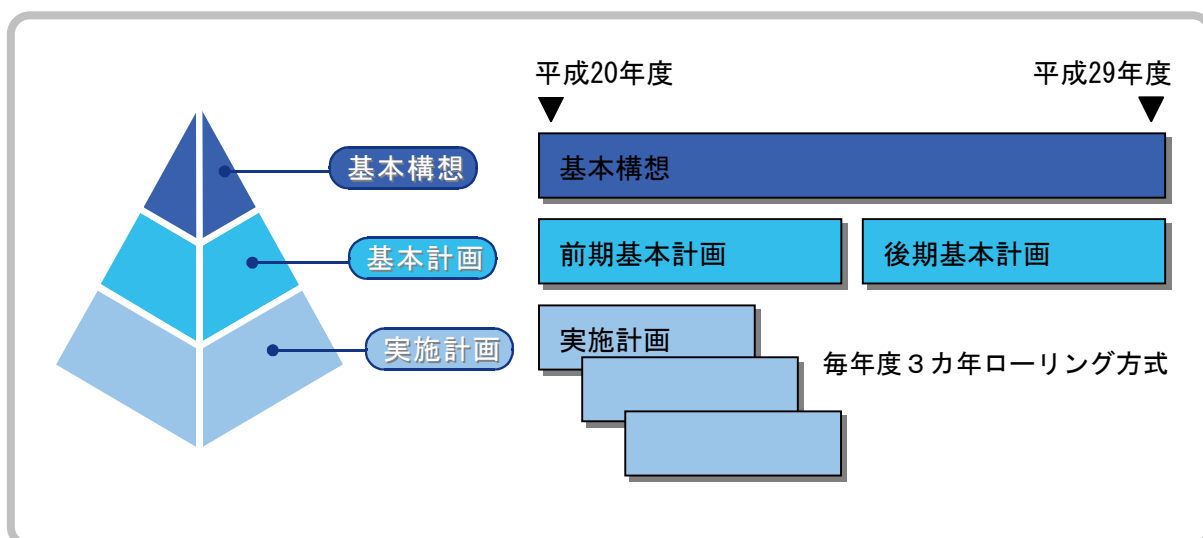
基本構想に掲げた将来像を実現するために必要な施策を定め、これを推進していくための指針を示しています。

また、基本構想の目標年次である 10 年間で前期と後期に分け、5 年ごとに見直しを行うこととします。前期の目標年次を平成 24 年度(2012 年度)、後期の目標年次を平成 29 年度(2017 年度)としています。

#### 【 実施計画 】

基本計画に掲げた施策の具体的内容であると同時に、予想される社会的経済的条件または行財政制度の変化を十分に踏まえ作成する毎年の予算編成の根拠となる計画です。

実施計画に掲げた重要な施策や事業は、実効性・実現性を確保するという観点から、3 年間で計画期間とし、これを毎年度見直すローリング方式としています。



## 1. 時代の潮流

### (1) 地球環境問題の深刻化

地球温暖化<sup>\*</sup>、森林減少などの地球環境の悪化は、個人の生活レベルにおいても感じ取ることができるほど、深刻なものとなっています。これから私たちが地球上で生存していくためには、限られた資源を有効に使い、自然環境の保全に価値をおく環境負荷の少ない社会システムづくりが必要です。

### (2) 少子高齢化・国際化の進展

現在、日本では他国に例をみないほど急激な少子高齢化が進んでいます。未婚化、晩婚化などを要因とした出生率の低下による人口減少と高齢化により、社会保障負担の増大や労働力人口の減少、社会経済の活力の低下など、福祉や産業・経済分野における地域社会へのさまざまな影響が懸念されています。さらに、国際化に伴い日本に在住する外国籍の人は、年々増加傾向にあります。文化・宗教・習慣を異にする人々が互いを尊重し、共生問題の解決に前向きに取り組む必要があります。

### (3) 安全・安心価値の増大

近年、地球温暖化の影響によると考えられる世界的な異常気象や自然災害の発生など生活環境の変化に対する関心が高まっています。また、国内における犯罪の増加と凶悪化など日常生活が脅かされる要因も多くなってきています。

こうしたことから、市民生活のなかでこれまで以上に「安全・安心の価値」が重視されるようになっていきます。

#### （４）情報化の進展

インターネット\*や携帯電話などの普及に代表される情報通信技術の発展はめざましく、社会経済の仕組みや人々の暮らしに変化をもたらしています。

情報の受発信が容易となり、国境を越えてコミュニケーションが行われるなど、グローバル化も進展しています。

国では、ICT\*基盤を活かしたネットワーク社会への変革を積極的に進めており、地方自治体では、「電子自治体\*」構築のため、申請手続きなどの電子化や庁内の電子化の整備が進められています。また、テレビ放送の地上デジタル化への対応、高速大容量通信\*ネットワークの整備など地域の情報化への取り組みが行われています。

#### （５）地方分権の進展・市民参画の必要性

平成12年の地方分権一括法施行によって、国・県から市町村への事務や権限の委譲が行われました。市町村は、行財政運営の見直しに民間企業の経営手法を取り入れるなど行政改革を進めることが重要になっています。また市民からは行政情報の開示と共有や説明責任を求められています。

一方で、市民がこれまでのような行政サービスの受け手から、それぞれの立場と環境に応じた役割を果たし、行政とともに公共を担っていく「協働\*のまちづくり」を進めていく主体的な立場になることが必要となっています。

## 2. 安中市の概況

### (1) 市の沿革

昭和 30 年に 4 町 4 村による合併により安中町が誕生、昭和 33 年に市制施行により安中市となりました。

また昭和 29 年に 3 町 3 村による合併により松井田町が誕生しました。

そして平成 18 年 3 月 18 日に、1 市 1 町が合併して現在の安中市が誕生しました。

#### ■安中市の変遷

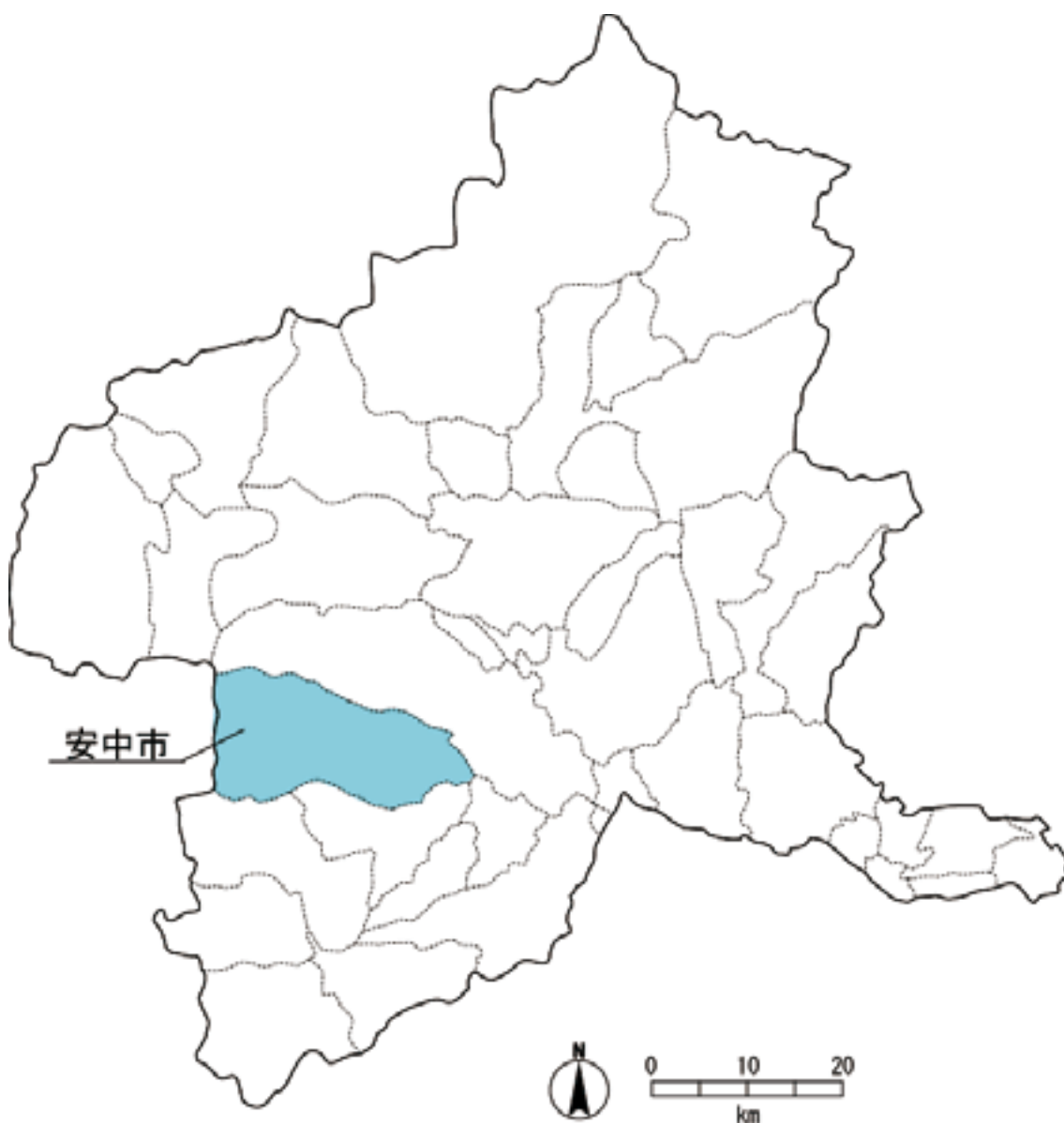
明治 22 年	明治 23 年	昭和 11 年	昭和 29 年 3 町 3 村 合併	昭和 30 年 4 町 4 村 合併	昭和 33 年 市制施行	平成 18 年 1 市 1 町 合併
安中町	→	→	→	安中町	安中市	安中市
原市町	→	→	→			
磯部村	→	磯部町	→			
東横野村	→	→	→			
岩野谷村	→	→	→			
板鼻町	→	→	→			
秋間村	→	→	→			
後閑村	→	→	→	松井田町	→	→
松井田町	→	→	松井田町			
臼井村	臼井町	→				
坂本町	→	→				
西横野村	→	→				
九十九村	→	→				
細野村	→	→				

## (2) 位置と地勢

本市は、群馬県の西部に位置し、東京都心まで約120 km（JR北陸（長野）新幹線の安中榛名駅より東京駅まで約1時間）の距離にあります。周囲は、高崎市、吉井町、富岡市、下仁田町の2市2町および長野県に接し、総面積は276.34k㎡となっています。

市の西部に県境をなす碓氷峠、北部に榛名山、南西部に妙義山を望み、中心部を東西方向に碓氷川が流れ、丘陵地帯を形成しています。

図表：安中市の位置



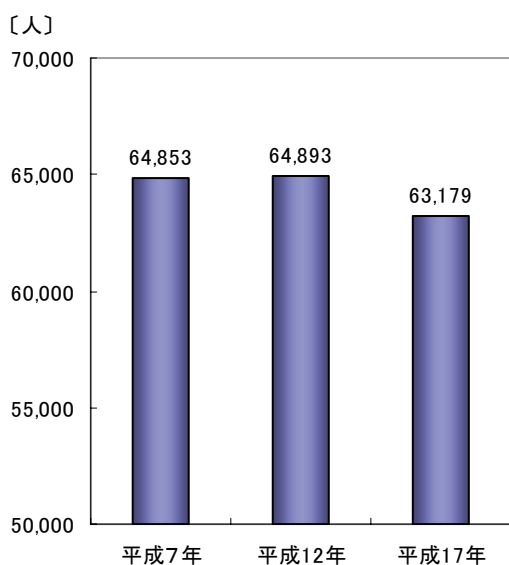
### (3) 人口と世帯

安中市の人口は、平成 17 年国勢調査で 63,179 人となっています。平成 7 年から横ばいで推移していましたが、近年やや減少しています。

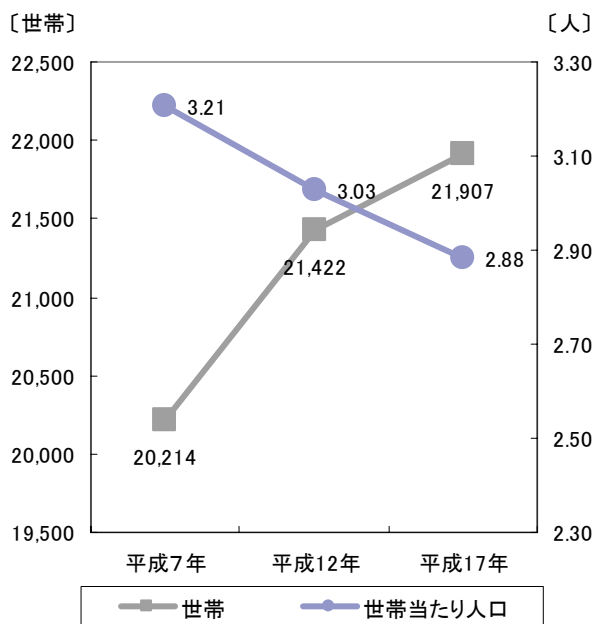
これを年齢三区分別にみると、平成 7 年から 17 年にかけて、年少人口と生産年齢人口の割合が減少している一方で、老年人口は平成 17 年には 24.6%に達しており、高齢化が進んでいます。

また世帯数は、平成 17 年は、21,907 戸となっており、緩やかに増加していますが、これを世帯当たりの人口で見ると、平成 7 年の 3.21 人から平成 17 年には 2.88 人へと減少しています。

図表：総人口の推移

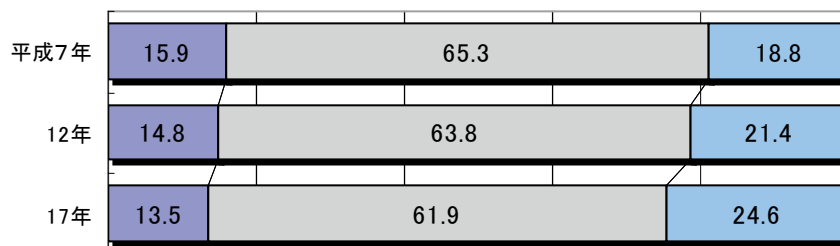


図表：世帯数・世帯あたり人口の推移



図表：年齢三区分別人口割合の推移

■ 年少人口 (0~14歳) □ 生産年齢人口 (15~64歳) ■ 老年人口 (65歳以上)



(各年国勢調査)

## (4) 交通

鉄道としては、JR北陸（長野）新幹線、JR信越本線の2路線があり、JR北陸（長野）新幹線の安中榛名駅、JR信越本線の安中駅・磯部駅・松井田駅・西松井田駅・横川駅の5駅があります。

このほか公共交通として、乗合バス6路線、乗合タクシー2路線が運行しています。

また、道路としては、東西に上信越自動車道と国道18号が通り、上信越自動車道の碓氷軽井沢、松井田妙義の2つのインターチェンジがあります。

## (5) 産業

産業別就業人口割合の推移をみると、平成17年の就業者総数30,606人のうち、第1次産業が7.9%、第2次産業が34.4%、第3次産業が57.7%となっています。

産業別人口数は、平成7年以降、第1次産業、第2次産業ともに減少している一方で、第3次産業の就業者の比重が高まっています。

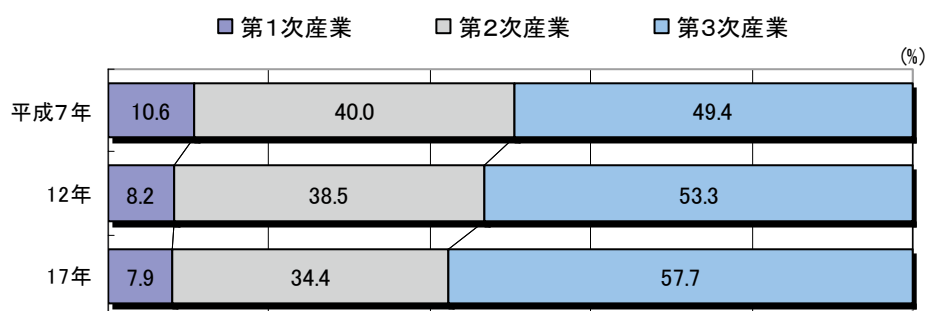
図表：産業別就業人口割合の推移

単位：人・%

	就業者総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
平成7年	32,750	3,486 (10.6)	13,099 (40.0)	16,165 (49.4)
12年	31,912	2,607 (8.2)	12,294 (38.5)	17,011 (53.3)
17年	30,606	2,417 (7.9)	10,531 (34.4)	17,658 (57.7)

(注：分類不能の産業を除く)

資料：国勢調査



(各年国勢調査)



### 3. まちづくりの基本的な課題

---

#### (1) 豊かな自然の活用

自然の豊かさは安中市の財産です。雄大な妙義山をはじめとした山々に囲まれ、東西に流れる碓氷川の清流は美しい風景をつくり出しています。

この豊かな自然を地域資源として見直し、貴重な財産として活用していくことは、本市の産業経済の発展や災害のない地域づくりの課題とすることができます。

近年、深刻な問題になっている有害鳥獣による被害に対処し、農林業が継続できるようにすること、自然環境を保全することによって、山林や水田の保水機能を維持し、自然災害に対する防災機能の強化を図っていくことが重要となっています。

また、この豊かな自然と美しい景観を観光や交流の資源として位置づけ、いやし・憩い・やすらぎの空間として活用していくことも地域活性化の課題となっています。

#### (2) 少子高齢・国際社会への対応

本市の人口は近年やや減少傾向にありますが、高齢者人口は20%を超える高齢社会となっています。今後、さらに急激な高齢者人口の増加が見込まれます。

そのため、高齢者が安心して暮らし続けるための医療、福祉の施設やサービスを充実させることが必要です。加えて、高齢者がまちづくりにその経験や能力を活かせる環境づくり、生きがいを持って積極的に社会参加できる環境の整備も必要となっています。

また、子どもを安心して産み育てていける環境を、行政や企業、地域など社会全体で整えていくことが必要となっています。子どものいる世帯への経済的支援や保育関連の施設、サービスならびに教育環境の充実などによって、子育て世代が住み続けたいと思える魅力あるまちにすることも大きな課題となります。

さらに、国際化に伴い、外国籍の人が安心して市民生活ができる環境を提供することが必要になります。

#### (3) 安全・安心・快適性の向上

住みよいまちとするためには、市民の安全・安心を確保することが重要で、本市においても、防災・防犯対策や交通安全対策に、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。

地震などの災害発生に備えた防災対策や、街灯の設置、地域ぐるみの防犯パトロール

を実施するなどの防犯対策も重要となります。また、高齢者や障害者など交通弱者のための交通環境整備や、情報過疎地域が発生しないよう情報通信基盤の整備が求められます。

また、上下水道のさらなる整備による生活環境の向上や身近な公園や広場など、いやしや憩いの空間を確保することも快適なまちをつくる課題となっています。

#### （４）地域経済力の強化

地域の経済力を生み出し、産業を活性化することは、自治体の財政基盤の強化にもつながるため、まちづくりの大きな課題となります。本市は、JR安中榛名駅と2つのインターチェンジを有しており、JR北陸（長野）新幹線と上信越自動車道という広域高速交通網を直接利用することが可能です。これらの広域高速交通網とJR信越本線の沿線の市街地を結び幹線道路を整備して、企業誘致など地域経済活性化の基礎的条件として活かすことも必要です。

また、本市には、ユネスコ世界遺産登録暫定リストに登載されたためがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設や、磯部温泉、霧積温泉など、さまざまな観光施設が存在します。これらの資源をさらに活用して人が集まる場所にするためには、周辺地域との回遊性をつくり出すなど、観光資源を結ぶネットワークの形成が必要です。

さらに本市の農業や商業は従事者の高齢化や後継者不足が課題となっており、農林業や商工業、観光業を連携させた新産業を創出することも課題となります。

#### （５）自立した都市経営※・市民との協働※

地方分権の推進に伴い、国と地方は対等な関係となり、地方自治体には行政サービスの多元化に対応していくことが求められています。本市の財政は厳しい状況にあり、今後数年かけた健全化を目指し、徹底した行財政運営の見直しや職員意識の覚醒・改革を進め、地方分権の時代にふさわしい自立した都市経営が求められています。

このような状況のなかで、教育や環境問題、地域福祉、地域内外の交流など市民や関係団体の協力なくしては解決できない課題も多くなってきており、市民の参画が不可欠となります。行政は徹底した情報公開を進めて透明性の高い行政運営を行い、市民が地域活動や行政運営により積極的に関わることができる仕組みづくりを進めていくことが必要です。



## 第2編 基本構想

(注) 専門的または意味の分かりにくい用語に※印  
をつけ、解説を巻末の用語集に掲載しています。

## 第1章

# 基本構想策定の趣旨

基本構想は、新市建設計画を踏まえ、新しい安中市の一体性を確保し、地域の特性を活かし、市民と行政が連携してつくり上げるまちづくりの基本方針を示すものです。

この基本構想では、目標とする将来像を掲げ、これを実現していくための基本目標と基本政策を定めます。

## 第2章

# 安中市の将来像

### 1. まちづくりの理念

本市は、古くからの歴史と文化を持ち、妙義山の東北に位置する自然環境に恵まれた地域です。この豊かな環境のなかで、人々が心豊かに生活できるまちづくりに取り組んでいきます。

新たな本市のまちづくりの理念として、“暮らしの安心”“地域力の発揮”“交流と協働<sup>※</sup>”の3つを掲げます。

#### ○ 健康で、安全・安心に暮らせるまちをつくる

本市では、いつまでも健康で、安全で安心できる暮らしを実現するため、これまでの地域の人と人とのつながりを活かしつつ、すべての人が安心して暮らせる地域社会をつくり上げていきます。

#### ○ 歴史・文化を継承し、自然と共生する活力あるまちをつくる

豊かな地域資源を活用し、歴史と文化を継承し、人と自然が共生するまちをつくり出していきます。まちの個性と魅力を市民の力によって地域の総合的な力にまで高め、心の豊かさと経済の豊かさを享受できる地域社会を創造していきます。

#### ○ 交流と協働によるやすらぎのあるまちをつくる

市民と行政それぞれが自らの役割を果たし、協力し合い、地域づくりの知恵と力を出し合うまちづくり、地域内外の人と人が助け合う地域社会づくりに取り組みます。

市民一人一人を元気にし、地域の活力を生み出す地域間交流や国際交流などに取り組み、他地域との相互理解を深め、その成果をまちの活性化に活かしていきます。

## 2. 将来像

このようなこれからのまちづくりの取り組みに向けた理念を踏まえ、安中市の将来像を次のように定めます。

### 豊かな自然と歴史に包まれて ひとが輝くやすらぎのまち

「豊かな自然と歴史に包まれて」は、市の南西部にそびえる妙義山、清流の碓氷川や九十九川など市を取り囲む自然環境と、古くから交通の要衝として栄えた中山道の碓氷関所や宿場町の面影、めがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設など、先人たちが培った歴史や文化が受け継がれている様を表しています。

「ひとが輝く」は、市民と来訪者、老若男女すべてが、いきいきと学び、楽しみ、安全で安心して暮らす姿を表し、また、まちづくりの主役として、現在や未来の安中市を創造する姿を表しています。

「やすらぎのまち」は、生活しやすい都市基盤を整備すること、地域資源を活かした産業経済を創造することによって、市民の暮らしやすさと、人が訪れやすいまちをつくり出していくことを表しています。

基本構想では、将来像実現のために取り組む基本目標とそれを実現する基本政策を定めます。

### ■ 基本目標

基本目標は、まちづくりの基本的な課題を解決し、将来像の実現に向けて取り組んでいく、まちづくりの大きな方向性を示すものです。

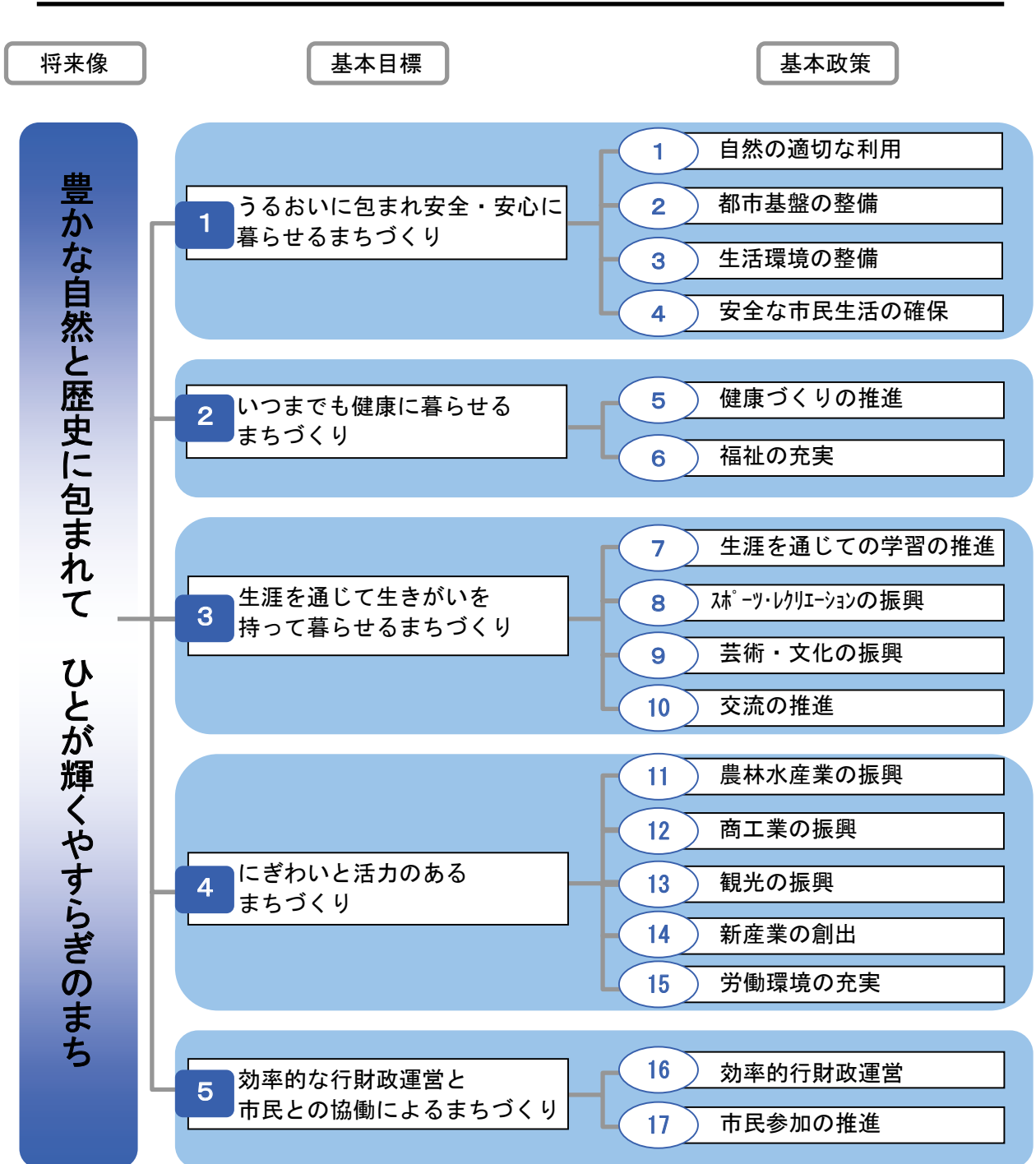
本市のまちづくりの基本目標は次の5つの柱で構成します。

- うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり
- いつまでも健康に暮らせるまちづくり
- 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり
- にぎわいと活力のあるまちづくり
- 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

## ■ 基本政策

基本政策は、都市像の実現に向けた方向性を示す基本目標を実現し、本市の最も基本となる政策の枠組みとなるものです。

本市のまちづくりの基本政策は、基本目標を実現する次の17の項目から構成します。





## 1. 基本目標

---

### (1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

市民が安全・安心に暮らすことができる住みよいまちづくりをするため、本市の貴重な資源である豊かな自然との調和を図りながら、道路、公園、上下水道などの基盤整備により市民の利便性の向上を図ります。また、自然災害、人災などの災害対策、市民生活を守るための防犯対策を強化するなどの施策に取り組んでいきます。

### (2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり

健康づくりの推進や保健医療を充実させ、すべての人がいつまでも健康に暮らすことができるまちづくりを進めます。

また、総合的な福祉体制を確立し、だれもが心豊かに生活ができる地域社会づくり、少子高齢社会に対応したまちづくりに取り組みます。

### (3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

子どもから大人まで市民一人一人が生きがいを持って暮らしていけるよう、学校教育や社会教育の充実を図るとともに、スポーツ・レクリエーションの機会提供などニーズに合った学習環境づくりを進めます。また、歴史や文化を活かした個性豊かな地域文化を創造し、地域内外での人々の幅広い交流を進め、豊かな人間性を育む環境を整えます。

### (4) にぎわいと活力のあるまちづくり

自然豊かな地域特性を活かした農林水産業の振興と、個性と魅力ある資源を活用した観光の振興に努めます。また、地域経済の自立性を確立し、バランスの取れた商工業と地域の産業振興を図ります。そして、若者定住を促進するために雇用の機会を拡大し、にぎわいや活力を創出します。

### (5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

健全財政を基本としつつ、個性や魅力のあるまちづくりに取り組んでいくため、市民ニーズを反映した行政運営を進めます。また、市民の自主的な活動を支援し、市民と行政の協働<sup>\*</sup>によるまちづくりを進めます。

## 2. 基本政策

### (1) うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

- 基本政策 1 ; 自然の適切な利用
- 基本政策 2 ; 都市基盤の整備
- 基本政策 3 ; 生活環境の整備
- 基本政策 4 ; 安全な市民生活の確保

#### ■基本政策 1 ; 自然の適切な利用

森林の保全、自然環境との調和に配慮し、住宅地、商業地、工業地、優良農地などを適正に配置します。

水源を保全し、また水の安定供給のための調整を図ります。

#### ■基本政策 2 ; 都市基盤の整備

市民生活の安全性や利便性向上のため、道路ネットワークの骨格となる幹線道路や生活道路、橋梁を適正に整備し、バスや鉄道など公共交通の機能向上、利用促進を図るとともに合理的な運行を検討していきます。また、上水道の安定的な供給や計画的な生活排水処理施設の整備、やすらぎの場としての公園の整備など均衡の取れた整備を進めます。

#### ■基本政策 3 ; 生活環境の整備

さまざまな環境問題に取り組み、うるおいある生活空間の形成を図ります。

良好な緑を保全すると同時に、ごみの発生抑制と減量化に努めるとともに、リサイクル<sup>\*</sup>やごみの再資源化を推進します。また、行政と市民が一体となって環境の美化・保全に努め、良好な居住環境の整備を促進します。

#### ■基本政策 4 ; 安全な市民生活の確保

市民生活の安全を確保するため、信号や交通安全施設などの交通環境整備や、消費者保護・消費者被害の未然防止、防犯体制の強化や相談体制づくりなど、警察などと連携して取り組みます。

地震、水害、火災など災害に的確に対応できるよう、消防・防災機能の強化を図ります。また、市民の健康や地域の良好な環境を守るため、公害防止対策にも取り組みます。

## (2) いつまでも健康に暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 5 ; 健康づくりの推進

基本政策 6 ; 福祉の充実

### ■基本政策 5 ; 健康づくりの推進

すべての人が健康で自立して生活できる環境を確保できるよう、健康づくりへの支援や相談・指導体制を充実させ、健康に対する市民の意識啓発を行うなど、総合的に健康づくりを推進します。さらに住民の視点に立った安全・安心で質の高い医療が受けられる体制として「かかりつけ医」による初期医療の充実、医療機関の連携による救急医療体制の強化、地域医療の拠点となる公立碓氷病院の医療機能の充実を図るとともに、高度化、多様化する市民の医療ニーズに対応できる施設の確保に努めます。

また、国民健康保険の健全な運営のため、医療費の抑制につながる予防医療のための政策や収納率の向上などにより財源の確保に努めます。

### ■基本政策 6 ; 福祉の充実

学校教育、社会教育などを通じて、市民一人一人の福祉に対する認識を深め、市民と行政の連携による福祉活動の充実、促進を図ります。

高齢者や障害者（児）のための福祉サービスの充実、関連施策との連携や公共施設整備の充実を図ります。また、子育て支援のための保育サービスの充実、就業環境の整備、経済的支援などにより子どもも親もいきいきと過ごすことのできる環境づくりを進めます。

地域福祉を充実して、個々の実態に応じた支援、相談と適切な助言・指導により自立を支援します。また、人権の尊さを認識し、すべての人が個人として尊重される地域社会をつくっていきます。

さらに、介護保険制度や国民健康保険制度など社会保障制度の円滑な運用に努めます。

### (3) 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策7；生涯を通じての学習の推進

基本政策8；スポーツ・レクリエーションの振興

基本政策9；芸術・文化の振興

基本政策10；交流の推進

#### ■基本政策7；生涯を通じての学習の推進

市民がいつまでも主体的に学習できるよう、生涯学習の機会を充実させ、関連施設の整備・充実、ネットワーク化を推進します。

子どもたちが豊かな自然のなかでいきいきと学び育つよう、幼児教育、義務教育、高等教育機関が連携を図りながら、義務教育施設、教育内容の充実や青少年の健全育成を図ります。また、高齢者が知識や経験を活かし、生きがいを持って積極的に社会参加できるような環境づくりをします。

#### ■基本政策8；スポーツ・レクリエーションの振興

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康・体力の維持・増進を図れる環境づくりを進めます。

指導体制の充実・強化やスポーツ団体・クラブ育成の推進、情報提供、既存施設の整備などにより、市民の生涯スポーツを推進します。

#### ■基本政策9；芸術・文化の振興

伝統芸能など優れた芸術文化の市民による保存・継承活動を促進し、また多くの市民が芸術文化に触れることができる場の整備、機会の提供に努めます。

また、文化財の調査・研究・普及活動を行い、市民の文化財に対する理解を深め、めがね橋や旧丸山変電所などの碓氷峠鉄道施設や碓氷関所など代表的歴史遺産や史跡を保存・整備し、有効活用に努めます。

#### ■基本政策10；交流の推進

歴史資源や既存ネットワークなどを活用して、歴史・文化的なつながりがある友好都市をはじめとする他の都市との市民交流を行い、また海外の姉妹都市などとの国際交流を深めるなど、地域内外の人と人との交流を促進します。

## (4) にぎわいと活力のあるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 11；農林水産業の振興

基本政策 12；商工業の振興

基本政策 13；観光の振興

基本政策 14；新産業の創出

基本政策 15；労働環境の充実

### ■基本政策 11；農林水産業の振興

自然の恵み豊かな地域特性を活かした農林水産業の振興を図ります。

農業については、生産性の向上と安定・効率的な農業経営、特産品のブランド化実現のための各種支援を行います。

林業については、森林の保護・育成に努めながら、林道などの林業基盤を適正に整備し、経営の合理化や流通システムの適正化などを進めます。

水産業については、特色のある流水飼育による養殖漁業の振興を図ります。

### ■基本政策 12；商工業の振興

商業振興のため、商店街の活性化の支援、商店経営の近代化・合理化、多様なサービス業の育成などを行います。

工業振興のため、中小企業の設備の近代化、経営の安定化などに対する支援、先端技術産業や研究開発型企業など優良企業の誘致を図ります。

### ■基本政策 13；観光の振興

山々の自然や河川と、温泉、歴史・文化資源などの既存観光・レクリエーション施設の特徴を活かして、個性と魅力のある観光地としてさらなる充実を図ります。また、市街地の空き店舗などを、観光拠点として活用し、各観光資源をつなぐルートの設定やその整備、観光宣伝・情報提供などに努めます。

**■基本政策 14；新産業の創出**

本市の新たな産業の創出を目指し、県などの関係機関と連携して、起業家やベンチャー企業などの受け入れや、中小企業支援のための環境整備を行います。また、農林水産業や商工業、観光業の連携によって、本市の未来を担う新しい産業を創り出していきます。

**■基本政策 15；労働環境の充実**

生産年齢人口の減少や高齢化の進展、女性の社会参加が進むなど、雇用・就労形態の変化するなかで、就業機会の確保と雇用の安定を図るとともに、働きやすい環境づくりに民間企業と連携して取り組んでいきます。

また、勤労者の生活の安定や福祉の向上などを図るとともに、労働環境の充実に努めます。

## (5) 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

この目標を実現する基本政策を次のように構成します。

基本政策 16；効率的行財政運営

基本政策 17；市民参加の推進

### ■基本政策 16；効率的行財政運営

市民のニーズに的確に対応できることを前提とし、健全な行財政運営を図るため、職員の意識改革および個々の資質向上、自主財源の確保や事務事業の効率化、市有財産の効率的な活用など、合理的な都市経営\*を目指します。

また、電子自治体化を推進し、行政事務・情報提供の迅速化・効率化による市民サービスの向上を図ります。

さらに、高速大容量通信\*ネットワークの整備に取り組むなど地域の情報化を進め、テレビ放送の地上デジタル化についても環境整備に努めます。

### ■基本政策 17；市民参加の推進

市民と行政が共通認識を持ってまちづくりを行う協働\*体制を確立していくため、地域活動の担い手としてのNPO\*法人やボランティア\*団体とのネットワークづくり、広報紙やインターネット\*などによる情報提供、コミュニティ活動\*の支援などを行うことによって、まちづくりへの参加機会を充実させ、積極的な市民参加を推進します。

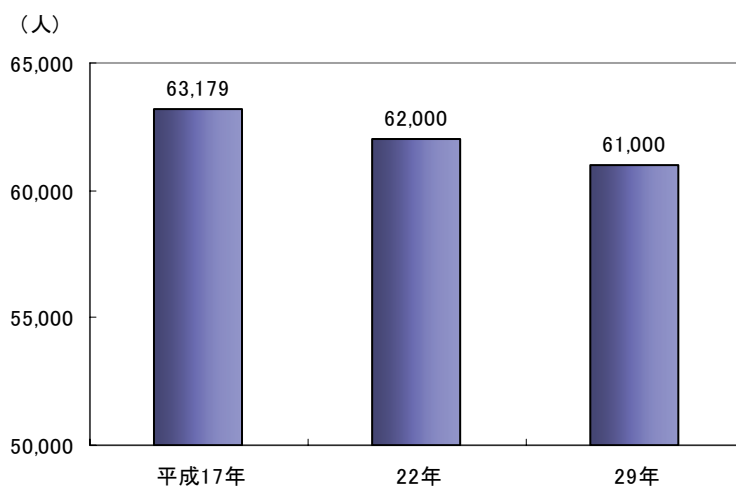
男女がお互いに尊重しつつ、その個性と能力を社会のあらゆる分野で十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に努めます。

## 1. 想定人口

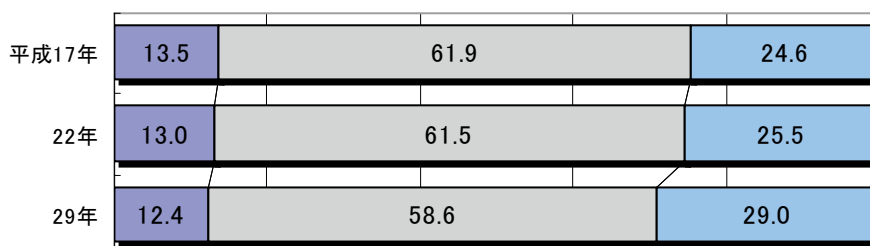
## (1) 将来人口の想定

平成12年、17年の国勢調査の人口をベースに推計し、平成29年の新市の将来人口を61,000人と想定します。

平成29年想定人口；61,000人



■年少人口(0～14歳) □生産年齢人口(15～64歳) ■高齢者人口(65歳以上)



## (2) 世帯数の想定

世帯数は、増加が続いており、平成20年以降も核家族化の進行などによって増えることが予想されます。平成29年には23,000世帯、平均世帯人員2.65と想定します。



## 2. 土地利用構想

---

### (1) 土地利用の方針

山岳地・中山間地の豊かな自然を保全・活用し、古くからの歴史と文化に育まれてきた風土・景観を大切にしたい土地利用を目指していきます。安中・松井田の市街地では、美しい自然と共生した都市機能の充実を図っていきます。山間地と市街地にはさまれた地域では農地の保全と活用を図り、生活しやすい集落機能を整備していきます。

### (2) 市街地の整備と中心拠点・サブ拠点の形成

安中、松井田の市街地の整備を進め、都市機能の充実と合理的な土地利用を図ります。そのため、都市計画区域<sup>※</sup>の再編、市街地と各拠点との連携の確保、用途地域<sup>※</sup>の見直しを行い市街地環境の維持や機能集積を図ります。

安中市役所周辺を中心拠点と位置づけ、行政サービスをはじめ、生活、文化、商業、業務などの新市全体の発展に寄与する都市機能を充実します。また、多くの市民が利用し、市街地となっている鉄道駅の周辺を、中心拠点の機能を補完するサブ拠点に位置づけます。

### (3) 農村地域・中山間地域の活性化

市街地を取り囲む農村地域・中山間地域は、農業的土地利用を基本とするゾーンとしての整備を進めていきます。

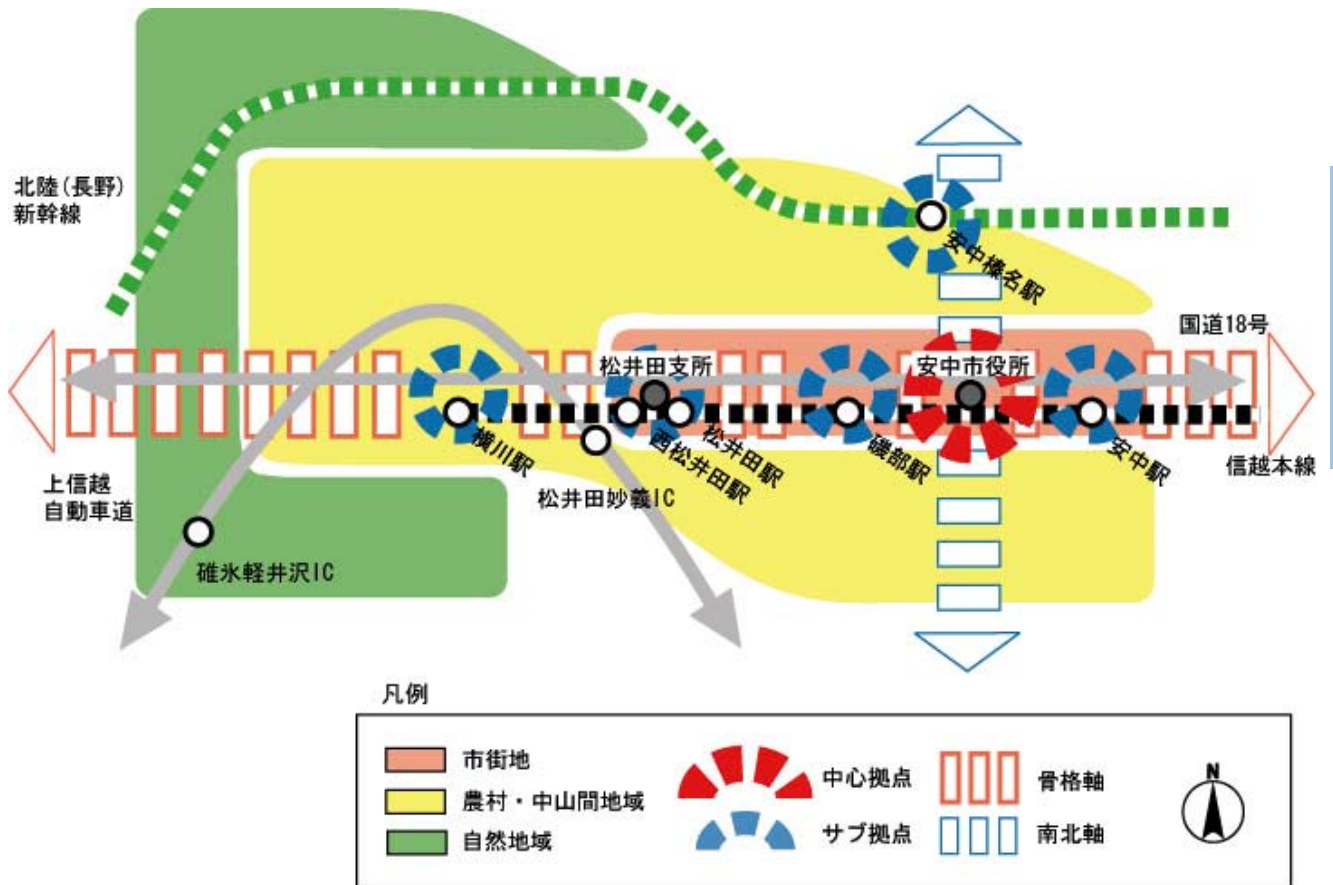
優良農地の積極的保全や農村集落の生活環境整備など良好な農業環境の維持に努めます。

### (4) 自然地域の活用

山岳地と国立公園・国定公園、小根山森林公園野鳥の森は、積極的に自然保全を図るゾーンとして守り、植生や生態系の保全に努めます。また、河川やダム周辺地域では、水源の環境を守り、貴重な自然環境を保全していきます。

また、これらの地域では、自然環境の保全を基本としつつも、地域の状況に応じて自然資源をまちづくりに活用します。

図：土地利用の方針





## 第3編 基本計画

(注) 専門的または意味の分かりにくい用語に※印をつけ、解説を巻末の用語集に掲載しています。

基本構想

まちづくりの理念

健康で、安全・安心に暮らせるまちをつくる

歴史・文化を継承し、自然と共生する活力あるまちをつくる

交流と協働によるやすらぎのあるまちをつくる

将来像

豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち

基本目標

1. うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

2. いつまでも健康に暮らせるまちづくり

3. 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

4. にぎわいと活力のあるまちづくり

5. 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

基本政策

- 1 自然の適切な利用
- 2 都市基盤の整備
- 3 生活環境の整備
- 4 安全な市民生活の確保

- 5 健康づくりの推進
- 6 福祉の充実

- 7 生涯を通じての学習の推進
- 8 スポーツ・レクリエーションの振興
- 9 芸術・文化の振興
- 10 交流の推進

- 11 農林水産業の振興
- 12 商工業の振興
- 13 観光の振興
- 14 新産業の創出
- 15 労働環境の充実

- 16 効率的行財政運営
- 17 市民参加の推進

基本計画

施策の体系

- |                                      |                               |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 土地利用                                 | 水利用                           |
| 道路整備<br>市街地整備                        | 公共交通整備<br>住宅対策                |
| 上水道<br>公園・緑地                         | 下水道<br>環境衛生対策                 |
| 防犯対策<br>防災対策<br>公害防止                 | 交通安全<br>消防・救急<br>消費者保護        |
| 保健予防<br>医療                           | 疾病予防                          |
| 地域福祉<br>障害者(児)福祉<br>社会保障             | 高齢者福祉<br>児童福祉・母(父)子福祉<br>人権擁護 |
| 生涯学習の基盤整備<br>幼児教育の充実                 | 社会教育の推進<br>学校教育の充実            |
| スポーツ・レクリエーションの振興                     |                               |
| 芸術文化の振興                              | 文化財保護                         |
| 都市・国際交流                              |                               |
| 農業<br>内水面漁業                          | 林業                            |
| 商業                                   | 工業                            |
| 観光                                   |                               |
| 新産業                                  |                               |
| 労働環境の充実                              |                               |
| 行政運営<br>情報の公開と適正な管理<br>広域行政<br>広報・広聴 | 財政運営<br>高度情報化<br>市民サービスの向上    |
| 市民参加の推進                              | 男女共同参画                        |



## 第1章

# うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

---

---

第1節 自然の適切な利用

第2節 都市基盤の整備

第3節 生活環境の整備

第4節 安全な市民生活の確保

## 第1節 自然の適切な利用

### 1. 土地利用

#### 現況と課題

- 本市の総面積は 276.34 k m<sup>2</sup>で、田畑が約 18%、宅地が約6%、山林が約 43%を占めており、旧安中市全域と松井田町地域の一部が都市計画※区域に指定されています。土地利用状況をみると、田、畑、山林、原野が、わずかながら減少している一方で、宅地は増加する傾向にあります。
- 地区による違いがみられ、市街地では、都市的土地利用が多くなっていますが、農村・中山間地域では、農・工・商・住の混在化により、農地や山林の宅地化が進み、環境問題などが発生しています。
- 今後は、恵まれた自然環境と都市の便利さとの両立を図るため、農業、工業、商業、住宅のバランスの取れた土地利用を進めていく必要があります。

図表 土地利用の推移

単位: km<sup>2</sup>

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
平成9年	276.34	14.18 (5.1)	37.49 (13.6)	14.61 (5.3)	124.93 (45.2)	3.40 (1.2)	81.73 (29.6)
平成14年	276.34	13.50 (4.9)	36.29 (13.1)	15.38 (5.6)	124.48 (45.0)	3.33 (1.2)	83.36 (30.2)
平成19年	276.34	13.18 (4.8)	35.81 (13.0)	16.11 (5.8)	118.93 (43.0)	3.32 (1.2)	88.99 (32.2)

資料: 固定資産税概要調書

#### 施策の体系

##### 土地利用

- 1. 適正な土地利用
- 2. 都市的土地利用の見直し
- 3. 優良農地の保全
- 4. 森林の保全・活用



## 施策展開の方向

### 1. 適正な土地利用

快適な生活環境と豊かな自然環境を享受できるよう、適切な土地利用の実現に向けた、用途地域<sup>\*</sup>の指定・変更を検討します。

市街地では、都市的土地利用を展開し、住宅、商業、工業のバランスの取れた土地利用を推進します。また、農村・中山間地域では、農地・集落地の環境改善・保全に努めます。さらに、自然地域では、自然環境の維持・保全を図ります。

### 2. 都市的土地利用の見直し

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、平成19年度に実施した都市計画基礎調査にもとづき、都市計画区域の拡大、用途地域<sup>\*</sup>の見直しを検討します。

### 3. 優良農地の保全

農業生産基盤の整備を推進するとともに、非農業部門との適切な土地利用調整を図りながら、優良農地の積極的保全や農村集落の生活環境整備など、良好な農業環境の維持に努めます。

### 4. 森林の保全・活用

本市の貴重な財産である自然環境の保全を基本とし、周辺的环境との調和や景観に配慮しながら、レクリエーションの場などとして活用を図ります。

## 2. 水利用

### 現況と課題

- 水は日常生活に欠くことのできない資源であるとともに、産業活動を支える大切な役割を担っています。この限られた資源の効率的な利用を図ることが重要になっています。
- 生活用水は、上水道と簡易水道によって供給されていますが、都市化の進展に伴い、水需要は今後も高まることが予測されます。
- 工場用水については、既存工場の現状維持と新規工業団地の増加分とを推測すると、増加が見込まれることから、再生利用の向上に努めるとともに、地下水利用の適正化に配慮するなど、水利用の高度化を図ることが重要です。また、新たな水源を増田川ダムに求め、上水道の安定的な供給の維持に努める必要があります。
- 農業用水は、農地転用などにより、需要は減少傾向にありますが、生活雑排水の農業用水への流入による水質汚濁の防止など、農業用水の水質保全に努める必要があります。



### 施策の体系

#### 水利用

- 1. 生活用水対策
- 2. 工業用水対策
- 3. 農業用水対策
- 4. 節水意識の啓発

## 施策展開の方向

### 1. 生活用水対策

上水道の安定供給を図るため、増田川ダム建設を促進することにより、本市に必要とされる水量を確保します。

森林の保全育成により、水源かん養機能<sup>\*</sup>を強化するなど、自然の営みと調和した水環境の保全に努めます。

### 2. 工業用水対策

生活用水との調整を図るとともに、回収再利用に努めるなど、水利用の高度化を促進します。

### 3. 農業用水対策

用水路などの整備を図るとともに、生活雑排水などによる水質汚濁防止に努めます。

### 4. 節水意識の啓発

水資源の貴重性について、市民の理解を深めるとともに、家庭での節水や合理的な使用を促進するための啓発に努めます。

## 第2節 都市基盤の整備

### 1. 道路整備

#### 現況と課題

- 幹線道路は、市民生活の快適性や産業経済活動の活力を高めるなど、都市の発展に欠かせない重要な都市基盤です。また、生活道路は、市民の快適な日常生活を確保するため、歩行者などの安全面に配慮し、周辺環境とも調和した空間であることが求められます。
- 本市の道路交通網は、市中央部を東西に走る国道18号を中心に、主要地方道と一般県道に都市計画道路と一般市道が接続しています。また市西部の上信越自動車道は関東と信越を結ぶ大動脈となっており、松井田妙義と碓氷軽井沢の2つのインターチェンジがあります。
- 市内の幹線道路は、国道18号など東西方向の路線に比べ、南北の軸となる幹線道路が不足しており、地域の一体性を図るため道路網の整備が必要です。また、国道18号については、引き続き混雑緩和に向けた整備が望まれています。  
さらに、今後、県内外からの観光客の増加を見込むためには、他の公共交通機関（信越本線・北陸（長野）新幹線）や上信越自動車道、国道18号などからのアクセス道路整備により、大型バス乗り入れ可能な道路整備が条件となります。
- 市内にある老朽化した道路橋については、耐震補強を実施する必要があります。
- 生活道路については、市民の交通安全、通学路の安全確保のため、狭幅員道路の整備を進める必要があります。
- 道路の維持・管理に当たっては、市民に市道の美化および清掃のボランティア※活動への参加を呼びかけ、自発的な参加を促します。さまざまな啓発活動などを行うことにより、道路に対する愛着心や環境美化に対する意識の向上を図ることが課題です。平成19年より開始した「道路里親制度※」については、特に時間をかけて広く市民の理解を得られるよう広報などで呼びかけることが必要です。

図表 道路の状況

区分	路線数	実延長(m)	舗装(m)	舗装率(%)	改良(m)	改良率(%)	
総数	8,248	1,840,011	1,182,634	—	562,917	—	
国道	1	36,495	36,495	100.0	36,495	100.0	
主要地方道	7	66,517	66,000	99.2	50,542	76.0	
県道	18	108,063	104,747	96.9	79,897	73.9	
計	8,222	1,628,936	975,392	59.9	395,983	24.3	
市道	1級	54	86,698	84,910	97.9	66,535	76.7
	2級	51	74,207	59,941	80.8	33,427	45.0
	その他	8,117	1,468,031	830,541	56.6	296,021	20.2

資料：国土交通省高崎河川国道事務所碓氷出張所、安中土木事務所、建設部土木課、松井田支所産業建設課  
(平成19年4月1日現在)

## 施策の体系

### 道路整備

- 1. 広域幹線道路の整備
- 2. 幹線道路の整備
- 3. 生活道路の整備
- 4. 道路里親制度の実施
- 5. 橋梁耐震補強対策

## 施策展開の方向

### 1. 広域幹線道路の整備

国道18号の渋滞緩和と主要都市およびインターチェンジへのアクセス性の向上を図るため、安中駅以西の四車線化ならびに交差点部における改良・整備推進を国へ要望します。

また、広域連携の強化を図るため、南北中央幹線（西毛広域幹線道路）の整備推進を県へ要望します。

### 2. 幹線道路の整備

都市計画道路磯部・原市線については、平成23年3月の完成、供用を目指して整備を進めます。

その他の都市計画道路については、必要性の高い道路について、できるだけ早い時期での整備を目指すとともに、当初の計画から20年以上の長期にわたり未整備の道路について必要性を検討したうえで、計画の見直しを行います。

県道については、市民の日常生活に大きく関わっている道路であり、また、新市の一体性の向上を図るうえからも重要な幹線道路であるため、必要な整備推進を県へ要望します。

### 3. 生活道路の整備

市民生活の利便性の向上や災害時における安全性の確保に向け、生活道路の計画的な整備を推進するとともに、未舗装道路の舗装などを進めます。

また、道路や歩道の段差解消、交差点の改良などにより、人に優しい道路環境づくりを行います。

### 4. 道路里親制度<sup>※</sup>の実施

「安中市道路里親制度実施要綱」にもとづき、市民と行政とのパートナーシップにより、効果的に事業を実施します。市民にとって身近な公共空間である生活道路の美化・清掃（空

## 第1章 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

き缶・散乱ごみ収集、草刈りなどの除草作業)について、これまで市で維持管理している一部を住民や住民団体が里親になり、ボランティア<sup>※</sup>での管理を自治会・老人会・子ども会および一般企業などへ広報などを通じて呼びかけます。

### 5. 橋梁耐震補強対策

幹線道路に架かる橋梁について、「道路橋示方書」(平成17年)にもとづき、震災に耐えられるよう橋梁落下などを防止する機能補完の工事を実施することで、市民生活の安全を確保します。

## 2. 公共交通整備

## 現況と課題

- 高齢化の時代を迎えて、市民の日常生活を支える交通手段として、鉄道やバスなどの公共交通機関の重要性が見直しされています。
- 本市には、北陸（長野）新幹線1駅と、信越本線5駅がありますが、発着時刻、公共交通機関との接続など利用者ニーズとの不適合が考えられ、運行形態などの改善が必要とされています。
- 鉄道以外の公共交通については、安中地域では、乗合バスが3路線（磯部駅～碓氷病院～安中榛名駅、柿平～碓氷病院～安中駅、秋間中関～安中駅～碓氷病院）、乗合タクシーが2路線（市役所～間仁田～安中駅～岩野谷～市役所、市役所～磯部駅～中野谷～市役所）運行しています。
- 松井田地域では、群馬バスの路線バスが高崎駅から板鼻経由で安中車庫間を運行し、そのまま連続して乗合バスとして安中車庫～碓氷病院～嶺～松井田支所まで市域を越えて運行しています。その他の地域は乗合バスも乗合タクシーも運行していない公共交通空白地域となっています。
- 利用者の多くは高齢者と学生で、バスの路線全体では利用者数の減少がみられ、利用者ニーズに適合する利用環境の改善が必要です。
- 今後、公共交通は、車を持たない人の交通手段の確保、高齢者などの外出支援にもつながることから、ますます重要となります。また、地元住民の足としてだけでなく、観光路線としての重要な役割を担うことも考えられます。環境負荷が少なく、過疎化・地域活性化の観点からも人の交流のための移動手段として活用が図れ、地域資源としての必要性は高まっています。

図表 路線バス別乗車人員の推移

単位：人

路線名	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
安中駅～柿平線	27,360	20,230	19,843	18,529	21,180
秋間中関～碓氷病院線	23,677	20,340	17,472	16,369	19,543
安中榛名駅～磯部駅線	20,074	17,409	15,467	14,200	13,940
磯部～中野谷線	6,518	6,283	5,681	4,836	4,910
間仁田～岩野谷線	10,255	10,636	9,147	8,011	8,031
安中車庫～松井田線	2,286	7,180	7,978	6,749	7,268

資料：企画課

図表 鉄道各駅の乗車人員の推移

単位：人

駅名	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
信越本線	安中	2,066	2,004	1,912	1,908	1,902
	磯部	1,329	1,353	1,269	1,203	1,213
	松井田	514	508	525	548	534
	西松井田	363	369	377	374	349
	横川	337	317	305	314	298
北陸（長野）新幹線	安中榛名	151	161	199	234	245

資料：企画課

## 施策の体系

### 公共交通整備

1. 公共交通ネットワークづくり
2. 信越本線、新幹線駅の利用促進
3. 市民の公共交通利用の促進

## 施策展開の方向

### 1. 公共交通ネットワークづくり

市民ニーズに応じた公共交通ネットワークを構築するため、市域全域の見直しを行います。乗合バス・乗合タクシーについては、信越本線市内各駅および北陸（長野）新幹線安中榛名駅との連絡について向上を図り、市民の利用促進に努めます。また、利用者アンケートなどを行い需要の把握を行ったうえで路線の新設・変更・廃止を行います。

なお、デマンドバス<sup>\*</sup>やタクシー利用補助なども含めた総合的な調整を行います。

### 2. 信越本線、新幹線駅の利用促進

北陸（長野）新幹線安中榛名駅については、観光・ビジネス利用など各方面から再検討を行い、関係機関と協力して、利用促進を図ります。

信越本線においては、鉄道利用の促進と地域活性化を図るため、駅を中心とした魅力的なまちづくりを推進していきます。

また、中間駅については、交通の拠点としてその実現可能性を検討していきます。

さらに「湘南新宿ライン」の設置に向け、JR東日本などの関係機関へ働きかけていきます。

### 3. 市民の公共交通利用の促進

環境問題改善などの面から、公共交通利用の促進を広報紙などで市民に喚起し、利用者の裾野を広げ、赤字抑制と路線維持を目指します。



### 3. 市街地整備

#### 現況と課題

- 本市の総面積276.34 km<sup>2</sup>のうち都市計画区域<sup>※</sup>は48.8%で、用途地域<sup>※</sup>は総面積の5.3%に当たり、住居系が最も多く、次いで工業系の用途地域が占めています。市内には、都市計画道路が16路線、都市公園が23カ所あります。
- 本市の既存市街地では、無計画に市街化が広がっていくことが懸念されています。用途地域内は宅地密度が低く、空き地が点在しており、居住人口の減少が目立っています。そのため、計画的な土地利用を推進する必要があります。
- 住居系用途地域内では基盤整備が進んでいないため、防災面、環境面からの居住環境の改善、都市基盤の改善が求められます。また、高齢社会に対応できる居住環境の改善が必要です。
- 新市街地として、平成9年の北陸（長野）新幹線安中榛名駅の開業を受けて、JRにおいて駅周辺での環境や景観に配慮した住宅開発が行われており、その周辺の都市的土地利用についても、民間活力による開発を促進する必要があります。
- こうした新市街地と既成市街地との連携軸の形成も必要です。
- 市街地では、商業機能の低下がみられます。店舗数の減少、空き店舗の増加がみられ、衰退傾向となっており、商業施設の利用環境面での改善が必要です。大型商業施設、地域のスーパー、商店街それぞれに市民ニーズが示されており、多様化する消費者ニーズに対応できる商業地の形成が望まれています。
- 一方、用途地域の辺縁部は緑豊かな都市環境を保有しており、豊かな自然環境・田園環境との共生が重要です。また用途地域内に多くみられる残存農地の土地利用を適正に誘導することが必要です。

図表 都市計画用途地域の状況

単位: km<sup>2</sup>

		面積
都市計画区域		134.79
用途地域	第一種低層住居専用地域	0.86
	第二種低層住居専用地域	0.061
	第一種中高層住居専用地域	1.78
	第二種中高層住居専用地域	2.9
	第一種住居地域	4.11
	第二種住居地域	1.06
	準住居地域	—
	近隣商業地域	0.59
	商業地域	0.066
	準工業地域	1.57
工業地域	0.24	
工業専用地域	1.52	
特別業務地区		0.77

資料: 都市整備課

## 施策の体系

### 市街地整備

- 1. 計画的な既存市街地の整備
- 2. 工業団地の活用・形成
- 3. 民間活力による基盤整備への支援

## 施策展開の方向

### 1. 計画的な既存市街地の整備

これまでのまちづくりの経緯や地域特性を活かした住宅地を形成します。

また、国道18号や旧中山道沿道の既存市街地、駅周辺、磯部温泉周辺を中心に、歩行者、自転車利用者、車利用者の利便性に配慮するよう、機能分担や相互の連携が図られた商業・業務地を形成します。

### 2. 工業団地の活用・形成

用途地域<sup>\*</sup>内の工業団地は、良好な産業環境の維持に努めるとともに、円滑な流通を促進する幹線道路とのアクセスを確保し、産業環境のさらなる向上を図ります。その他の工業地は、周辺の集落環境や自然環境への配慮を促進します。

また、住宅地に立地する既存工業施設の移設先、新規企業の誘致先となるよう、需要に応じた新規工業地の形成を検討します。

### 3. 民間活力による基盤整備への支援

北陸（長野）新幹線安中榛名駅周辺での環境や景観に配慮した住宅開発にJRと協力して取り組むなど、民間事業者の能力を活かした優良な都市基盤整備を誘導します。

## 4. 住宅対策

### 現況と課題

- 快適でやすらぎのある市民生活を営むことができる住環境の整備として、公営住宅の改修を計画的に進めることが求められています。さらに、地震などの災害による被害を最小限にとどめ、市民が安心して日々の暮らしを営むことができる住環境の整備が必要となっています。
- 本市には、現在、公営住宅が、1,192戸ありますが、このうち、昭和40年代に建設された市営住宅は、耐用年数も経過して老朽化が著しく、改修工事による投資再生が困難なため募集停止としました。しかし、入居停止以前からの居住者の生活の質の確保および生活機能を確保するため、補修などの修繕が必要となっています。
- 入居者の長期定住化に併せて高齢者世帯の割合が増加してきており、住み慣れた場所に引き続き居住を望む傾向があります。こうした老朽化住宅の建て替え、住宅のバリアフリー化<sup>\*</sup>など快適な住環境を求める要望は依然として強くなっています。
- 本市は、他市と比べて公営住宅の建設戸数が多く、入居希望者は民間住宅からの住み替えの割合が多いため民業を圧迫しないよう配慮する必要があります。
- 公社などによる、宅地分譲などの開発は停滞状況にありますが、民間開発は引き続き旺盛な需要があり、需給バランスは安定しています。そのため、持ち家取得を希望する市民には、分譲宅地の公的供給のほか、民間による住宅地開発を誘導するなど、持ち家対策を強化する必要があります。



## 施策の体系

### 住宅対策

- 1. 住宅の安全対策
- 2. 空き住宅用地の有効活用
- 3. 住宅団地の計画的な改善
- 4. 民間活力の活用

## 施策展開の方向

### 1. 住宅の安全対策

老朽化住宅の入居者が継続して居住できる生活環境の確保を図るため、補修工事、修繕などを施して住居を提供します。

また、空き家、空き地の発生に伴う、環境悪化を防止するため、地域と連携しながら住みよいまちづくりを進めていきます。

### 2. 空き住宅用地の有効活用

取り壊した住宅用地については、一定の面積が集約確保された段階で、持ち家の取得促進のため、宅地分譲などにより有効活用を推進します。

原市団地の建て替え予定の市有地については、災害避難場所として位置づけ、普段は市民の憩いの場である自由広場として整備していきます。

### 3. 住宅団地の計画的な改善

経済・社会情勢の推移により、老朽化住宅の建て替え計画が中止、または、凍結の方針にもとづき白紙の状態となっています。今後は、対象の団地において、住民のアンケート調査を実施し、バリアフリー化<sup>\*</sup>、水洗化などの改善により住環境を向上させます。

住棟の集約化などにより発生する土地については、周辺の土地利用計画との整合を図りながらその活用方法を研究していきます。

### 4. 民間活力の活用

民間と市が競争を避け、それぞれの特徴を活かした貸家住宅の役割分担を果たすとともに、持ち家ニーズに対応し、安定した住宅供給に向けて連携を図っていきます。

## 第3節 生活環境の整備

### 1. 上水道

#### 現況と課題

- 本市の水道事業は、平成18年の安中市と松井田町の合併により、碓氷上水道企業団から新安中市に引き継がれました。
- 水道事業は、常に安全で安定した水道水供給を図ることが必要とされており、本市では現在、生活用水および工場用水などの水需要に対応するため、県営「増田川ダム」に新規水源を求め、水道施設整備を求めています。創設以来の管延長は、平成18年度現在527,694mとなっています。
- 本市の上水道の水源は、湧水4水源、表流水4水源の計8水源がありますが、このうち表流水の久保井戸浄水場の水源は、生活排水、河川への不法投棄などによる水質汚染が懸念されています。そのため、水源環境対策や水質管理体制の充実、浄水施設整備や配水管網整備などを推進するとともに、経年により老朽化した施設を更新する事業も必要となります。
- 今後は、効率的な水道事業を行っていくために、「地域水道ビジョン」を策定することで、中期的な経営計画を持って対応していくことが必要です。

図表 上水道給水状況

	給水区域内人口 (人)	給水人口 (人)	給水普及率 (%)	年間給水量 (m <sup>3</sup> )	一日平均給水量 (m <sup>3</sup> )
平成14年度	65,707	65,348	99.5	11,965,558	32,782
15年度	65,596	65,274	99.5	12,031,912	32,874
16年度	65,291	64,969	99.5	12,032,005	32,964
17年度	64,783	64,513	99.6	11,665,193	31,959
18年度	64,328	64,022	99.5	11,589,801	31,753

資料: 上水道事務課

#### 施策の体系

##### 上水道

- 1. 計画的な水道事業
- 2. 水道施設の整備・更新
- 3. 水質保全

## 施策展開の方向

### 1. 計画的な水道事業

水需要の動向を踏まえながら、地域水道ビジョンを策定して、地域に対応した施策を計画し、安全で安心できる良質な水の安定した確保を目指します。

### 2. 水道施設の整備・更新

水量の安定と水質の安全性を確保するため、配水管網の整備、老朽化した管や石綿管の更新、浄水場の耐震化などを行います。

### 3. 水質保全

浄水場では、表流水の濁りや有害物質流入への対応を引き続き行い、緊急事態に備え他の機関（保健所、消防署、警察など）との連携を密にしていきます。

## 2. 下水道

## 現況と課題

- 下水道事業は、その目的である公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全のために大きな役割を果たし、快適な生活環境づくりに貢献しています。そして、下水道の整備状況は、その自治体の生活レベルや住みやすさを計る一つの指標として使われてきました。
- 現在、本市の下水道普及率は国や県の平均を大きく下回っており、計画区域外からの下水道接続の要望も増加しています。
- 既存の下水道についても、当初の建設から20年余り経過しているため、耐用年数内であっても管渠\*の老朽化・腐食による障害や陥没の危険が懸念されており、維持管理が必要です。また、下水管渠へ流入する不明水の原因解明とその対策が必要となっています。
- 下水道整備には莫大な費用がかかるため、市の財政に大きな負担となっています。今後、効率的な整備を心掛け、長期的な展望を持って計画的に進めなければなりません。
- 当初の計画時と現在では地域の状況が変わり、計画区域外でも計画区域内よりも住宅の集まった地域が増えたため、現時点で本市が許可されている整備面積1,000haのうち、人口推移による計画区域の変更・調整が必要となっています。
- 旧松井田町地域については、合併前に流域下水道に加盟していなかったため、今後の汚水処理については、流域公共下水道、単独公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽\*（市町村設置型を含む）のいずれの方法で整備するのか検討が必要です。

図表 下水道の状況

	計画処理人口 (人)	下水処理 区域内人口 (人)	水洗化人口 (人)	水洗化率 (%)	下水供用 開始面積 (ha)
平成14年度	36,800	8,337	5,674	68.06	241.31
15年度	36,800	8,692	6,107	70.26	253.71
16年度	33,380	8,952	6,436	71.89	269.84
17年度	33,380	9,370	6,785	72.41	287.01
18年度	33,380	10,156	7,220	71.09	298.79

資料:下水道課

## 施策の体系

## 下水道

1. 下水道事業の周知
2. 計画的な下水道事業

## 施策展開の方向

### 1. 下水道事業の周知

県の下水道普及率の中期目標（平成22年）値の50.6%に近づけるため、さらなる事業の推進を行っていきます。また、事業の推進と下水道への加入促進に当たっては、下水道事業の大切さを、広報紙などを利用して適宜PRを行い、市民の理解を深めます。

### 2. 計画的な下水道事業

現在の認可が平成22年までであるため、それ以降の認可取得に当たっては、事業効果が十分出るように事業計画を検討します。

さらに、事業の実施に当たっては、少ない費用で大きな効果が出るように、無駄のない事業を進めていきます。

維持管理については、これからの下水道事業のなかで重要な位置を占めるものであるため、管渠<sup>\*</sup>のテレビ調査などを計画的に行うなどの方策を採り、下水道施設の安心・安全を保ちます。



### 3. 公園・緑地

#### 現況と課題

- 公園や緑地の役割は、スポーツや余暇活動などの健康・レクリエーション面、災害発生時の避難場所としての防災面、心のやすらぎなどの精神面など、多岐にわたります。
- 本市には都市計画公園が11カ所、都市計画緑地が2カ所決定されており、このほか都市計画※決定されていない公園、広場などが多数あります。西毛総合運動公園、後閑城址公園など個々の公園はテーマ性の高い個性ある施設となっていますが、今後はさらなる機能向上などにより、既存公園の有効な利活用が求められています。
- 大規模でなくても、身近な公園や緑地の確保・整備に力を入れてほしいとの市民の要望が多いため、計画段階からの市民参加や市民の自主的な維持管理活動を促しながら、自然資源を活かして身近な公園や緑地を計画的に整備していく必要があります。

図表 公園・緑地の整備状況

単位:箇所・ha

	都市計画公園	都市計画緑地
整備箇所数	11	2
総面積	30.54	11.10

資料:都市整備課

#### 施策の体系

##### 公園・緑地

- 1. 魅力ある公園・広場の整備
- 2. 緑地の創出
- 3. 市民との協働による公園整備

## 施策展開の方向

### 1. 魅力ある公園・広場の整備

公園・広場などを計画的に整備するとともに、良好な緑を保全しながら、市民が自然に触れ合う場として活用していきます。

日常的に多くの人が集まる公共施設や駅、温泉施設周辺は、市街地内での人々の交流が育まれるよう、地域特性を活かした魅力的な公園・広場の整備を行います。

さらに、災害時における避難場所ともなるよう、市街地におけるバランスの取れた公園整備を行います。

### 2. 緑地の創出

地域の特性を活かした魅力的な公園・広場を計画的に整備し、美しい景観づくりとしての緑地の創出を推進します。

### 3. 市民との協働による公園整備

市民参加による身近な公園づくりに向けて、地域ニーズに沿った公園づくりを推進するとともに、市民との協働\*により適切な管理運営を図ります。

## 4. 環境衛生対策

### 現況と課題

○経済活動の発展や、豊かさと利便性を求めた生活様式によって、エネルギーを大量に消費してきた結果、ごみ問題の発生や環境への負荷の増大が、深刻な社会問題になっています。こうした問題に対応するには、資源消費を抑制し省エネルギー化に努め、環境に優しい資源循環型社会を確立することが求められています。

#### <し尿処理>

○本市では、し尿処理施設については生し尿・浄化槽汚泥を微生物により処理する方式を採っていますが、下水道の普及および合併処理浄化槽<sup>\*</sup>の増加により、生し尿の搬入量は年々減少しています。運転開始当初の設計値としていた搬入割合は生し尿 42%、浄化槽汚泥 58%でしたが、平成 18 年度現在この割合は 21% : 79%にまで変化しています。このため、今後さらに割合が変化していった場合の施設の改修などが必要となります。

○今後 10 年間で下水道供用区域が拡大しても市内全域対応は不可能であり、また農村集落排水処理設備の拡充を行ってもすべての地域に対応することは困難であると考えられることから、生活排水処理施設としてのし尿処理施設は恒久的に必要とされる施設です。そのため、補修整備を行い、未永く使用することが重要です。

#### <ごみ処理>

○碓氷川クリーンセンターごみ処理施設や粗大ごみ処理施設の処理能力については、平成 29 年度の想定人口とされる 61,000 人は能力的に問題ありません。今後は、経年劣化、損耗する施設の機能を維持するためのメンテナンス費用が問題となります。

○現在、家庭ごみのうち、可燃ごみ、不燃ごみ（金物類、ガラス類）、乾電池は、委託業者によりステーション回収し、粗大ごみは、持ち込みにより碓氷川クリーンセンターで処理しています。しかし、資源として再利用可能なものまでがごみとして処理されていたり、処理困難物として、受け入れできないものもあることなどが課題となっています。

○事業系ごみ処理手数料については、自治体によりバラツキがあり、ごみの流入が考えられ、近隣市町村との手数料のバランスを図る必要があります。

○ごみの処理については、本市では中間処理のみを行い、処理に伴って発生する焼却灰、飛灰、不燃物残渣および家庭系特殊廃棄物として収集される使用済み乾電池については処理処分を民間委託しています。

○粗大ごみ処理施設において手選別されたガラスカレット（透明、茶色、その他）は、日本容器包装リサイクル協会の指定法人に引き渡すことによりリサイクル<sup>\*</sup>されます。プレス成型品（鉄・アルミ）については売却しています。

○松井田町の安中・松井田一般廃棄物最終処分場については、現在は埋立終了施設となっており、埋立地の跡地は教育委員会の管理する「琴平グラウンドゴルフ場」になっていますが、廃棄物処理法、ダイオキシン類特別措置法などにより当分の間、浸出液処理施設の運

## 第1章 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

転管理を継続して行う必要があります。

○最終処分場については、今後、適正化計画のなかで新たな最終処分場の確保を検討する必要があります。

### <ごみ減量化・再資源化>

○ごみの減量化・再資源化の推進のため、資源ごみである新聞、雑誌、ダンボールなどの集回収に各地区で取り組み、再資源化しています。書籍類や粗大ごみなどの再資源化のための取り組みも検討する必要があります。また、平成14年度から、各地区公民館などに飲料用ペットボトルと缶の回収機を設置して、回収しています。ごみを分別する手間が新たな負担とならず、市民が協力しやすいような方法を検討する必要があります。

○処理困難物と考えられている剪定枝葉の処理についての検討も課題となっています。

### <墓苑>

○市民の墓地需要を考慮し、取得しやすい墓苑の整備が必要です。

### <環境の保全・市民意識の啓発>

○毎年、環境美化運動などを通じて、市民の意識の向上を図っており、平成13年にポイ捨て等防止条例を施行しました。ポイ捨て防止の電光掲示板の設置や不法投棄防止、犬のフン害防止の看板を設置し、市民への周知・啓発を行っています。なお、不法投棄対策としては、巡回や住民からの通報により確認し、関係機関と連携し対処しています。また、新市における環境基本計画を策定する必要があります。

### <地球温暖化防止対策>

○人類の産業、経済、生活活動により、地球規模のさまざまな環境問題が発生しています。国でも取り組みを行っていますが、市民一人一人や、企業、行政としても対策を取っていく必要があります。

### <合併処理浄化槽>

○新築住宅などには、現在合併処理浄化槽<sup>\*</sup>の設置が義務づけられており、本市では、新築、既設とも合併処理浄化槽の設置に補助金を交付し、推進を図っていますが、既設住宅などには単独処理浄化槽が多数あり、生活雑排水が未処理のまま排水されており、河川などの水質を悪化させています。

図表 ごみ排出量

単位:t

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事業系ごみ	3,828	3,601	3,604	3,806	3,939
市収集ごみ	16,780	17,282	16,496	16,337	16,679
一般持込	372	456	519	580	739

資料:クリーンセンター

## 施策の体系

### 環境衛生対策

- 1. し尿処理
- 2. 廃棄物の適正な収集
- 3. ごみの減量化・資源の再利用
- 4. 墓苑
- 5. 環境の保全・市民意識の啓発
- 6. 地球温暖化防止対策
- 7. 合併処理浄化槽
- 8. 汚水処理

## 施策展開の方向

### 1. し尿処理

#### (1) 効率的な運転

し尿処理施設は、効率的な運転と増加傾向にある浄化槽汚泥に対応した施設の機能充実と適切な維持管理に努めます。

#### (2) 施設の更新

し尿処理施設の更新については搬入物の状況や周辺の情勢をみながら、可能な限り既設の建屋を使用し内部の設備機器のみ改造・交換を行います。

### 2. 廃棄物の適正な収集

ごみステーションで収集しない粗大ごみの回収や処理困難物の受け入れ施設の整備または広域処理などを検討します。

### 3. ごみの減量化・資源の再利用

ごみの減量化やリサイクル\*について、市民に対するさらなる周知・啓発を図り、分別収集の細分化や3R\*活動の推進、不要品などの再利用促進活動を行います。

また、剪定枝葉の処理については、バイオマスエネルギー\*の原料として確保したり、書籍類の古紙回収業者への引き取り依頼を推進したり、粗大ごみ、自転車、プラスチック類などについても再資源化を進めます。

### 4. 墓苑

環境の良い、取得しやすい市営霊園墓地の建設を検討し推進します。

## 5. 環境の保全・市民意識の啓発

環境基本条例<sup>※</sup>にもとづき環境基本計画を定め、環境保全の施策実施に努めます。

市民や事業者に、分別収集方法や資源回収の周知を徹底し、環境美化運動を継続します。また、環境教育を推し進め、市民の環境意識の向上を図ります。

また、不法投棄に対しては、防護柵の設置や市民、事業者、行政の連携協力のもと、監視体制の強化、重点地区への監視カメラの設置と地域住民などが不法投棄を発見したときの通報連絡網の整備、悪質者には警察への通報による犯罪抑止を図ります。

## 6. 地球温暖化防止対策

地球温暖化防止の実行計画を作成し、地球環境保全のための啓発活動を実施します。

家庭や企業において、省エネ行動による電気、水道、ガス、石油類のエネルギー消費の抑制、ごみの減量化による二酸化炭素の削減および太陽光、太陽熱などの自然エネルギーの活用を普及・啓発、推進します。

また、アイドリングストップ<sup>※</sup>、ノーマイカーデーの実施や公用車の低公害・省エネルギー車への買い換え、太陽光などの利用による公共施設への新エネルギー導入などを検討します。

## 7. 合併処理浄化槽

単独浄化槽・し尿くみ取り式から、合併処理浄化槽<sup>※</sup>へ改築の際の補助金の上乗せ制度を検討します。

## 8. 汚水処理

公共下水道計画区域以外の汚水処理については、単独公共下水道、合併処理浄化槽（市町村設置型を含む）、農業集落排水など、整備の必要性、方向性を検討しながら地域の実情に沿った整備を図っていきます。

## 第4節 安全な市民生活の確保

### 1. 防犯対策

#### 現況と課題

- 近年、犯罪の凶悪化・多様化が進み、また、子どもや高齢者を狙った犯罪が多く発生しています。市内の刑法犯認知件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、犯罪に適切かつ迅速に対処するには、警察、行政、地域住民、団体、事業者などが一体となった取り組みが求められます。
- 本市では、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現に向け、市民が安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成18年9月に「安中市安全なまちづくり条例」を制定し、併せて「安中市安全なまちづくり推進協議会」を設置しました。
- 今後は、安全なまちづくりに関して必要な防犯意識の高揚を図るための啓発、広報活動をはじめ、安全なまちづくりに寄与する環境の整備などを推進するため、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要があります。

図表 刑法犯認知件数

単位:件

平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1,025	872	832	718	606

資料:安全安心課

#### 施策の体系

##### 防犯対策

1. 防犯意識の高揚
2. 防犯活動の推進
3. 地域環境の整備



## 施策展開の方向

### 1. 防犯意識の高揚

警察、安中市防犯協会などの関係機関と協力し、毎月16日の「県民防犯の日」の周知徹底や、四季ごとの県民防犯運動をはじめとした各種防犯運動を積極的に展開し、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯講座・防犯機器展示の実施、チラシ・リーフレットなどの配布や、県・県警ホームページの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。

### 2. 防犯活動の推進

#### (1) 自主防犯組織の充実・拡大

さまざまな犯罪、事故などの未然防止に向け、各地区防犯協会および自主防犯組織の充実・拡大を図り、指導助言、その他必要な支援を行います。

#### (2) 地域ぐるみの防犯活動

防犯効果の高い青色回転灯装備車両および自主防犯組織による防犯パトロールの実施など、地域・職域防犯団体との連携を強化し、地域の実情に即した地域ぐるみの防犯活動を促進します。

さらに、学校、通学路などにおける児童・生徒の安全を確保するため、通学路の安全点検と危険箇所の改善、「子ども安全協力の家」の周知徹底と活用を図るなど、学校安全体制の整備を支援します。

### 3. 地域環境の整備

#### (1) 犯罪予防のための環境整備

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場や住宅などの環境整備に努め、地域と連携して街路灯の設置を進めるなど、犯罪の起きにくいまちづくりを推進します。

#### (2) 地域環境の浄化の推進

青少年の健全育成のためには、家庭・地域・学校などと連携し、非行防止や有害環境の浄化などの取り組みを強化し、覚醒剤、シンナーなどの薬物乱用防止活動や、暴走族を許さない社会の環境づくりに努めます。

#### (3) 暴力のない安全・安心なまちづくりの実現

安中市暴力排除推進協議会の活動をもとに市民の暴力排除意識の向上を図り、「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」「暴力団を利用しない」の三ない運動を実践することにより、暴力のない安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。



## 2. 交通安全

### 現況と課題

- 本市の交通事故による死傷者数は平成17年度に減少したものの、依然として高い水準にあります。
- 近年の交通事故の増加は、自動車保有台数および運転免許保有者の増加に伴う交通量の増加に加え、高齢者などの運転者層の多様化などが相まって、道路の過密化が進行していることなどによる道路環境の悪化によるものと考えられ、交通事故の実態に即した交通安全対策を今後一層推進する必要があります。
- 本市を東西に縦断している国道18号は、高崎安中道路の開通で、市外からの交通量が激しく、特に、夜間の交通量と大型トラックの混入率が非常に高いことから、市内の交通事故の40%が国道18号で発生しており、市内全線の二車線化が望まれているところです。
- 県道および市道は、歩道の設置率も低い歩行者の安全確保が重要な課題であり、今後一層の検討を行い、交通安全対策の推進をしていく必要があります。
- このような状況から、安中市交通安全条例が制定されたことを受け、関係機関とも協調しながら、優先的に県道および市道幹線道路の道路幅員の拡幅、歩道の設置、危険箇所の道路改良および夜間照明灯の設置など、交通安全施設整備が求められています。また、市民一人一人の交通安全に対する意識の高まりを促すなど、交通安全対策を強力に推進しなければなりません。

図表 交通事故発生件数の推移

	平成14年	15年	16年	17年	18年
事故件数	489	559	597	579	570
死亡者数	7	5	10	9	5
負傷者数	677	813	840	792	790

単位:件

資料:安全安心課(各年12月末現在)

### 施策の体系

#### 交通安全

- 1. 交通安全施設などの整備
- 2. 安全性の高い道路の整備
- 3. 交通環境の整備
- 4. 関係団体、警察署などとの連携の強化
- 5. 交通安全の推進

## 施策展開の方向

### 1. 交通安全施設などの整備

信号機、道路標示、道路反射鏡の設置、ガードレールなど防護柵の整備などを継続し、交通環境の変化や地区の特性に対応した施設の整備に努めます。

特に、交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要のある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設の整備を図ります。

### 2. 安全性の高い道路の整備

交通事故の発生を防止し、安全かつ円滑な道路交通環境の整備を図るため、市道の整備を推進します。

また、地震、豪雨などによる災害発生時における交通の安全を確保するために、日常の安全点検に努め、山間部などの落石の危険性が高い箇所においては、落石防止柵などの施設の整備を図ります。

### 3. 交通環境の整備

道路幅員の拡幅、歩道などの設置は、歩行者、自転車利用者に対する安全確保のため、主要幹線道路から優先的に実施するとともに、児童・生徒、園児の通学・通園対策としてスクールゾーンや通学路などの見直し、拡充を図ります。

### 4. 関係団体、警察署などとの連携の強化

交通安全施策に関する行政および民間団体間の定期的な連絡協議の場の設置や交通安全に関する各種情報の集約、提供体制の整備を図ることにより、相互間の連絡協力体制などの強化を図り、警察、県、市、民間団体などによる官民一体となった交通安全活動推進体制を一層強化し、交通安全活動の展開を図ります。

### 5. 交通安全の推進

市民への交通安全思想の普及徹底、交通安全意識の高揚を図るため、市・警察、交通安全協会などが中心となり、あらゆる機会を通じて、積極的に交通安全運動を推進します。

また、交通指導員\*により、市民の交通安全確保のため街頭活動を実施し、児童・生徒、園児の通学、通園時における保護・誘導をはじめ、歩行者、自転車利用者に対する指導を推進します。

### 3. 防災対策

#### 現況と課題

- 本市は大規模な自然災害が少ない地域ですが、近年、地震や豪雨などの自然災害による被害が全国各地で相次ぐなかで、突発的な災害に対して被害を最小限に抑えられるよう、日頃からの備えや災害時の適切な行動が非常に重要です。
- 災害に強く、安心して暮らせるまちづくりを進めていくためには、防災上の各種施策を積極的に推進しなければなりません。  
また、災害時における、正確かつ迅速な情報の伝達・収集体制の強化、保健・医療・衛生体制の整備など災害対策を総合的に進め、危機管理体制の充実を図らなければなりません。
- そのためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という観点から、自主防災組織\*の重要性を見直し、地域住民・行政・関係機関が連携した防災体制づくりが必要です。  
特に高齢者や身体障害者などの災害時要援護者の避難支援においては、地域住民と行政の協働\*が欠かせません。
- 防災においては、公助だけでなく共助、自助の果たす役割が極めて大きく、相互に協力、連携し災害による被害の未然防止、最小限化に取り組むことが大事です。



#### 施策の体系

##### 防災対策

- 1. 地域防災力の向上
- 2. 防災体制の強化

## 施策展開の方向

### 1. 地域防災力の向上

防災情報の提供や知識の普及に努めるなど、住民の防災意識の高揚を図りながら、地域や職場における自主防災組織<sup>\*</sup>の設立を促進するとともに防災訓練などの活動を支援し組織強化を図ります。

特に、災害時の避難住民の誘導や被災者の救援には地域住民の力が不可欠であるため、日常的な教育、福祉、環境美化などの地域社会活動と組み合わせた、継続性のある自主防災活動の推進を図ります。

### 2. 防災体制の強化

地域住民の生命、身体および財産を災害から守るため「安中市地域防災計画<sup>\*</sup>」（平成 19 年度策定）にもとづき、予防体制をはじめ、災害時の応急体制、復旧体制の整備を進めます。

#### （1）災害に強い都市基盤の整備

地域の自然条件や社会条件をもとに、地震、洪水などの被害を想定し、構造物などの安全性を高め、被害の軽減を図ります。災害時に重要な役割を担う病院、学校などの公共施設については、建築物の耐震改修の促進に関する法律にもとづき、耐震性の向上に努めます。

また、国・県の協力を得ながら土砂災害危険箇所の安全対策をはじめとした治山、砂防事業の推進や、洪水被害の未然防止のための河川改修などの着実な整備に努めます。

#### （2）災害対応力の充実強化

災害情報を収集し、地域住民に対して適切な情報を一斉に迅速かつ正確に伝達することができる防災行政無線の整備や県防災行政無線の情報通信ルートの多ルート化（衛星系、地上系など）により、緊急時の警戒避難体制の強化と併せ、情報収集・伝達の効率化、信頼性の向上や情報の共有化を図ります。

また、土砂災害警戒区域、浸水想定区域、避難場所や避難経路などを記載した各種ハザードマップ、あるいは防災マップの作成・配布や、円滑な避難救助活動などができるよう道路環境の改善に取り組むとともに、防火水槽や消火栓など消防水利の計画的な整備を進めます。

さらに、地域の消防・水防団員の確保・育成や装備の充実に努め、水や食糧の備蓄、応急物資および防災資機材の確保・充実に取り組みます。

#### （3）広域連携の強化

埼玉県桶川市や地域の事業所などとの災害協定などにもとづき、災害応急対策の協力・連携強化を図ります。

#### （4）復旧体制の整備

被災したライフライン<sup>\*</sup>、住宅、公共施設などのハード面や被災者に対する生活支援などのソフト面の復旧・復興計画について整備します。

#### （5）国民保護計画<sup>\*</sup>の推進

「安中市国民保護計画」（平成 18 年度策定）に係る緊急時の措置を明確に示して、住民の避難、救援や武力攻撃災害への対処など市民の安全確保に努めます。

## 4. 消防・救急

### 現況と課題

- 近年、大規模な災害や事故が全国的に発生し、市民の命や財産を脅かしているため、被害を最小限にとどめ、市民の暮らしを守ることが重要な課題となっています。
- 消防業務については、高崎市等広域市町村圏振興整備組合安中消防署で常備体制をとっています。
- 複雑化・多様化する災害、救急業務などに対応するため老朽化した安中消防署庁舎を建て替える必要があります。
- 非常備消防組織である消防団については、消防団詰所、消防団車両を古いものから計画的に順次更新しています。また、団員の被雇用者の割合が高くなっているため、有事の際にも十分な出場体制が取れるよう、消防団員の人員確保が必要となっています。
- 防火水槽については 20t 級のものが約半数を占めるのが現状であるため、耐震性 40t 級のものを設置する必要があります。また、設置場所についても私有地が約半数を占めるため、永続的な設置が望まれることから、公有地に設置することが必要とされます。
- 国民保護計画<sup>\*</sup>については、平成 18 年度末に策定され、住民への周知が今後の課題となっています。
- 災害時、また急病、事故による負傷などには、より迅速で高度な救急活動が求められます。

図表 救急出動件数の推移(安中市内に救急出場) 高崎広域全域

単位:件・人

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
出動件数	2,185	2,156	2,314	2,281	2,350
搬送人員	2,117	2,071	2,222	2,146	2,257

資料:安中消防署

### 施策の体系

#### 消防・救急

1. 消防施設の更新・整備
2. 地域との連携による消防体制の整備
3. 救急体制の充実

## 施策展開の方向

### 1. 消防施設の更新・整備

火災、震災、洪水被害や救急業務などに備え、市民生活の安全を確保するため老朽化した安中消防署庁舎を建て替えします。消防団詰所、車両については更新年度や各地区のバランスを考慮しながら、最先端の設備を充実させていきます。また防火水槽に関しては、大規模災害に備え、大型の耐震性のものを公民館など公有地に設置することで永年的に使用できるものを計画していきます。

### 2. 地域との連携による消防体制の整備

消防団員の確保に取り組むとともに、消防署、女性防火クラブと連携を取り、地域住民の理解と協力を得ながら、十分な消防活動ができるよう努めます。

また、地域や職場における自主防災組織<sup>\*</sup>の育成と活動を支援します。

火災を未然に防止するための予防査察、住民に対する防火思想の普及を図ります。

### 3. 救急体制の充実

救急救命率の向上を図るため、高規格救急車<sup>\*</sup>の活用および医療機関との連携の強化など、出動体制の整備や装備の充実に努めます。また、適切な救命活動を行うため、救急救命士の計画的な養成、AED<sup>\*</sup>の普及や市民への講習会の実施などに努めます。



## 5. 公害防止

### 現況と課題

- 近年、市民の生活や経済活動によって生じる廃棄物や生活排水などが原因である都市生活型公害が、従来の産業型公害に変わり、問題となっています。
- 平成5年に公害対策基本法が廃止となり、環境基本法が制定され、本市でも環境基本条例\*が施行されています。現在は、騒音・振動・悪臭苦情について、市内全域を規制区域に指定し、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法により規制を実施しています。
- 農用地については、公害防除特別土地改良事業により、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復し、農業経営の安定、向上を図ることが必要です。
- 悪臭、騒音、振動などについて、さまざまな苦情、通報および相談などが増加しており、公害問題への対応が求められています。

### 施策の体系

#### 公害防止

- 1. 環境監視体制の強化
- 2. 公害防止対策の推進
- 3. 公害防除特別土地改良事業

## 施策展開の方向

### 1. 環境監視体制の強化

大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などを未然に防止するため、調査を定期的を実施し、公害発生防止、予防を図ります。

### 2. 公害防止対策の推進

大気汚染物質の排出抑制、水質汚濁や土壌汚染、悪臭、騒音、振動などの防止に努めるとともに、苦情通報や連絡により、必要に応じて関係機関などと連絡を取り合い、発生源に対して、規制、監視、指導を実施し、解消または解決を図ります。

### 3. 公害防除特別土地改良事業

公害防除特別土地改良事業を実施して、公害汚染地域およびその周辺地域を含め、農用地としての機能を回復するよう、農業経営の安定、向上を図ります。



## 6. 消費者保護

### 現況と課題

- 近年、消費者を取り巻く環境は、情報化の進展、生活様式や消費者ニーズの多様化に伴う新たな商品・サービスが提供されることなどにより、利便性が飛躍的に向上しました。
- その反面で、悪質商法による被害は後を絶たず、消費者トラブルは多発し、その内容も多様化・複雑化しています。
- 今後は、さまざまな消費者トラブル・被害の防止に向け、関係機関と連携を強化し、消費生活情報の収集・提供をはじめ、学習機会や相談体制の充実を図る必要があります。  
また、消費生活センターの機能強化を推進するとともに、大きく変化する経済・社会環境に対応できる自立した消費者の育成を支援します。
- 消費者の主体的かつ健全な生活の確立を目指し、消費生活の改善向上が図れる消費者団体の活動を支援します。

図表 消費生活相談件数の推移

単位:件

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
65歳未満	162	491	975	426	344
65歳以上	117	221	227	249	171
計	279	712	1202	675	515

資料:安全安心課

### 施策の体系

#### 消費者保護

1. 消費者意識の向上
2. 消費生活相談体制の充実
3. 消費生活安定向上施策の推進

## 施策展開の方向

### 1. 消費者意識の向上

消費者自らの意志と責任によって行動ができるよう、関係機関との連携を強化し、学校・地域・職域などにおいて幅広い年齢層を対象とした消費者教育を充実させ、消費者の意識啓発を図ります。

近年の悪質商法による消費者被害の未然・拡大防止のため、特に、高齢者や若年層に対しては、その特性を踏まえたきめ細かい情報提供や学習機会の充実に努めます。さらに、環境問題の重要性がますます高まるなか、環境に配慮した消費行動、消費生活の普及を推進します。

### 2. 消費生活相談体制の充実

消費者から数多く寄せられる苦情・相談などに対して、適切かつ迅速な対応ができるよう、国、県などの関係機関との連携を深めるとともに、消費生活専門相談員<sup>\*</sup>の資質向上を図り、的確な指導・助言が行えるよう、相談体制の一層の充実に努めます。

### 3. 消費生活安定向上施策の推進

消費生活の安定向上を図るため、毎年市内数店舗において、家庭用品品質表示法および消費生活用製品安全法にもとづく立ち入り検査を実施するなど、繊維製品、電気機械器具などの品質表示の適正化、また、食品、医薬品、化粧品などの安全性の確保など、消費者保護に向けた取り組みの充実・強化を図ります。

## 第2章

# いつまでも健康に暮らせるまちづくり

---

---

### 第1節 健康づくりの推進

### 第2節 福祉の充実

## 第1節 健康づくりの推進

### 1. 保健予防

#### 現況と課題

- わが国は、世界一の平均寿命を誇る長寿社会です。ところが、近年は高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病\*が増加し、大きな問題となっています。こうした生活習慣病などの予防のために、食生活の改善と運動習慣の獲得に取り組み、だれもが生涯を通じて健やかな生活を送れる地域づくりに対応した施策を推進する必要があります。
- 生活習慣病や三大死因の一つである、がんの予防などと、健康づくりの推進に向け、各種健康診断を受診しやすい体制を整備し、受診率を上げることが必要です。
- 健康づくりは、市民が心身ともに健康な生活を送るため、個人や地域が主体的に取り組むことが大切であり、市民が身近な場所で自ら健康づくりに取り組むことのできる環境をつくり出していくことが大切です。

図表 基本健康診査などの受診率の推移

単位：%

区分	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
基本健診	56.5	56.2	46.1	44.9	42.7
がん検診	18.6	19.9	18.8	23.8	19.4
乳幼児健診	94.8	96.4	93.7	94.4	97.0

資料：健康課

図表 基本健康診査の状況

単位：人・%

対象者	申込者	受診者	受診率	指導区分別実人員		
				異常認めず	要指導	要医療
22,872	12,883	9,756	42.6	572	5,040	4,144

資料：健康課（平成18年度）

#### 施策の体系

##### 保健予防

- 1. 健康づくりの推進
- 2. 地域保健対策の推進
- 3. 保健センターの活用
- 4. 恵みの湯の活用

## 施策展開の方向

### 1. 健康づくりの推進

市民の健康づくりが活発に展開されるように、安中市健康づくり推進協議会による検討を進めるとともに、安中市食生活改善推進員協議会、安中市母子保健連絡協議会、安中市母子保健推進協議会などの組織による、健康づくり、子育て支援など、地域で総合的に支えることのできる体制づくりを一層進めていきます。

#### (1) 自主的な健康づくりの支援

健康増進計画「いきいき安中健康 21」にもとづいて、市民一人一人が主体的に取り組むことのできる予防を重視した健康づくりを進め、食育を含め、心身ともに健やかに生活を送ることのできる地域づくりを進めていきます。

#### (2) 生活習慣病の予防

生活習慣病\*の効果的な予防を目指して、保健師、栄養士などにより、地域に密着した食生活の改善と運動習慣の獲得など生活習慣の基本的なあり方の意識啓発を図ります。

また、関係機関と連携して、心身の健康を増進するための総合的な事業を進めます。

#### (3) 歯の健康づくり

健康を支える重要な要素である歯の健康づくりは、「8020 運動\*」を推進していきます。併せて、幼児から高齢者まで、関係機関の協力を得て、歯科健康教育、相談指導を充実させていきます。

### 2. 地域保健対策の推進

地域保健対策の推進のため、保健師をはじめとする技術職員の計画的な確保とともに、地域住民の健康の保持および増進に向けて地域の実情に応じた取り組みを進めます。

### 3. 保健センターの活用

保健センターでは、健康相談、健康教育、健康診査、予防接種などを実施し、総合的な保健サービスを行う拠点として活用します。併せて、地域住民の保健活動実践の場としての活用を図ります。

### 4. 恵みの湯の活用

本施設は従来型の健康増進施設であり、福祉浴室や砂塩風呂を備えた健康や福祉の増進および美容などにも配慮した施設ですが、利用者のニーズの多様化にできるだけ対応して、施設および設備の計画的改修を進めていきます。

## 2. 疾病予防

### 現況と課題

- 疾病予防や病気の早期発見、健康づくりのために、現在、市民の各種検診、健康相談、健康診査、保健指導などを実施していますが、今後は、各種検診の受診率を上げることや、受診者に対する事後指導を徹底させることが重要な課題となっています。また、関係機関との連携を図りつつ、生活習慣病\*に対する認識を高め、疾病予防のための施策を進める必要があります。
- 母子保健事業では、心身の健全な子どもの育成を図って、妊産婦や乳幼児に対する保健指導や健康診断を実施し、規則正しい生活習慣の獲得、育児不安への対応などを視野に入れた対策が重要な課題です。
- 今後ますます進展する高齢社会に対応するためには、有病者・予備群を減少させることを目標として、特定健診・保健指導を継続的に実施していくことが必要です。
- 感染症の蔓延を防ぐため、感染症の特性、予防方法などについて周知を図る必要があります。また、予防接種が有効な手段であるため、接種率を上げることが必要です。



### 施策の体系

#### 疾病予防

- 1. 母子保健対策の推進
- 2. 精神保健対策
- 3. 成人保健対策
- 4. 感染症などの予防対策

## 施策展開の方向

### 1. 母子保健対策の推進

#### (1) 健康増進

妊産婦および母子の健康の保持増進のため、両親学級などの開催により出産や育児に関する保健・行政情報、母親同士の交流の場を提供するとともに、家庭訪問などによる相談指導の充実を図ります。また、思春期育児体験学習の実施による母子保健への理解を深めます。

#### (2) 乳幼児健康診査に関する情報提供

乳幼児の健康保持・増進に努めるために、乳幼児健康診査を充実させ、相談体制や健康診査後の事後指導などの強化を図ります。併せて、乳幼児期の健康や基本的な生活習慣についての情報提供に努め、家庭の育児支援を進めます。

### 2. 精神保健対策

一人一人が、こころの健康についての知識を深め、自分に合ったこころの健康づくりの実践をしていくために、個人的なサポート体制と地域ぐるみの支援体制づくりを図ります。

### 3. 成人保健対策

基本健康診査、各種がん検診などによる生活習慣病\*の早期発見、早期治療、症状の進行防止や機能回復まで包括した保健医療サービス体制の整備を推進します。

また、医師会、地区組織などの協力による健康管理体制整備を促進します。

### 4. 感染症などの予防対策

感染症の発生および蔓延防止のために予防接種を実施するとともに、その接種率の向上に努めます。結核対策については、健康診査を実施するとともに予防普及活動を進めます。

食中毒予防についても、感染症予防対策協議会を活用した取り組みによる対策を推進します。



### 3. 医療

#### 現況と課題

- 少子高齢化の進展などの影響から、各医療保険をはじめ医療界全体が改革の必要に迫られています。長期的な経済の低迷により医療費の負担割合の改定による個人負担分の増加や診療報酬のマイナス改定が行われ、国の医療行政においても医療法などの改正が行われ、医療を受ける患者を含め医療制度改革が進められています。
- 生活習慣病<sup>\*</sup>の増加などにより疾病構造の変化、医療技術の進歩・医療情報の普及に伴い、医療ニーズは多様化、高度化しています。医療サービスの向上を図ることは、これからますます重要となり、特に、少子高齢社会の進展に伴い、急病に対する不安解消や高齢社会に対応した医療対策の充実が必要とされています。地域総合医療体制の整備をはじめ、保健医療福祉部門とも密接に連携した施策がさらに求められています。
- 本市には、公立碓氷病院など病院が5カ所、診療所が36カ所、歯科診療所が23カ所開設され、地域医療を担っています。一次医療は、市内の医療機関を中心に、日常生活に密着した保健サービスの提供と、かかりつけ医による初期医療を行い、市民生活を医療と保健の両面からサポートしています。
- 救急医療の体制は、平日夜間の初期救急体制でさえ市内の医療機関でカバーできる状況ではありません。休日の救急体制については、碓氷安中医師会の協力の下で当番制が確立されていますが、二次救急医療体制は完全な形での受け入れ体制は整備されていません。
- 小児救急医療体制については、平成18年から週2回の第一次夜間小児救急医療体制が稼働していますが、全国的な小児科医師不足により十分な状況とはいえません。
- そのため、今後は、地域医療を支える在宅当番医制、病院群輪番制<sup>\*</sup>を維持するとともに、さらに高度な医療との連携や災害時に備え、広域医療体制を一層強化する必要があります。
- 地域唯一の自治体病院である公立碓氷病院については、現状では、医師・看護師などの不足、建物の手狭、医療施設の老朽化などの課題があり、住民ニーズに対応するには厳しい状況で、建て替え・改修・移転などの対応が求められています。

図表 市内の医師数の推移

単位：人

平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
72	72	72	66	67

資料：健康課



## 施策の体系

### 医療

1. 医療供給体制の整備
2. 高度医療・予防医療
3. 公立碓氷病院の施設整備
4. 救急医療

## 施策展開の方向

### 1. 医療供給体制の整備

#### (1) 地域医療体制の強化

かかりつけ医の普及、定着化を図るため、関係団体と連携して取り組みます。

また、公立碓氷病院において、地域に不足する医療分野を充実し、市民の医療需要に沿った適正な医療が受けられる医療体制を整備します。

#### (2) 地域医療連携の推進

公立碓氷病院と診療所・医院などとの病診連携・病病連携の強化を図り、効果的な医療の提供を推進します。

#### (3) 保健・福祉との連携強化

健診事業や介護保険事業を支援し、医療から介護・福祉に至るまでの間の連携強化を図り包括的な医療に努めます。

### 2. 高度医療・予防医療

#### (1) 医療サービスの向上強化

高度な医療サービスを進めるために高度医療機器の導入整備や電子カルテなどを導入し、医療機能の充実を図ります。

#### (2) 診療科目の増設とマンパワーの整備

疾患の多様化と患者数の増加に対応するため、医療ニーズに合った診療科の増設や不足している医師・看護師などの確保対策を図ります。

#### (3) 高度・専門医療の推進

がん治療など、高度な専門的な医療が提供できる医療機能の充実を図ります。

#### (4) 予防医学の推進

医療機関における健診・検査による一次予防のための指導を強化するために公立碓氷病院の「健診センター」を拡充し、適切な予防医学を提供できる環境づくりに努めます。

## 第2章 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

### 3. 公立碓氷病院の施設整備

市民に質の高い医療を提供するため、地域の中核的機能を有する基幹病院として、市民が安心して利用できるよう整備を進めます。

### 4. 救急医療

救急医療体制<sup>\*</sup>の充実を図るため、小児救急の充実を図るとともに、行政、消防、その他関係機関の連携を図り、搬送・情報伝達の迅速性を確保できる医療体制を構築します。

## 第2節 福祉の充実

### 1. 地域福祉

#### 現況と課題

- かつての伝統的な家庭や地域の助け合いの関係が弱まり、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容しつつあります。他方で、ボランティア\*やNPO\*団体などの活動が活発化し、社会福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きが顕著になってきています。
- こうした社会状況を受けて、地域におけるさまざまな福祉問題を国・県・市の行政的支援のもと、住民自身が中心となって解決方法を考え、自ら実行するなかで、福祉の増進を図る「地域福祉」が重要となってきています。
- 現在、本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などが中心となって福祉活動を行っています。
- 今後は、市民に最も身近な民生委員・児童委員をはじめ、関係機関・団体などとの連携を強化し、地域福祉活動の充実を促進します。また、社会福祉協議会については、民間社会福祉活動の中核的な担い手として、多様な福祉ニーズに対応した施策を総合的に展開できるよう、体制の整備や活動支援を行う必要があります。
- 地域の福祉サービスは、公的サービスにとどまらず個人や民間団体との連携・協力により、量的拡大と質的向上が可能です。そのため、民間福祉関係団体の育成やボランティア活動を推進するとともに、そのネットワーク化が必要となります。
- 地域で必要とする福祉サービスを支える人材を確保するため、地域住民の積極的な参加を求め、子育て支援や障害者地域支援、ひとり暮らし高齢者支援などの地域ネットワーク活動を推進し、支援体制の充実を図ることが求められています。
- ノーマライゼーション\*の考え方など福祉に対する市民の理解促進により、福祉ふれあいまつりなどさまざまな機会を通じて、市民の福祉意識向上が求められます。また、だれもがまちのなかで不自由なく活動できるよう、移動の妨げとなるような障害を少しでも減らすなどのユニバーサルデザイン\*を促進することが必要となります。

図表 福祉ボランティア活動者数の推移

単位：人

平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
1,482	1,411	1,400	1,667	2,004

資料：安中市社会福祉協議会

## 施策の体系

### 地域福祉

- 1. 地域福祉サービスの充実
- 2. 地域福祉活動の促進

## 施策展開の方向

### 1. 地域福祉サービスの充実

#### (1) 民生委員・児童委員の関わり

地域福祉における市民と行政の重要なつなぎ手として、民生委員・児童委員の役割を積極的に推進するとともに、「災害時における一人も見逃さない運動」や「ひとり暮らし高齢者への声かけ運動」など高齢者にかかわる災害・事故を少しでも減少できるように努めます。

#### (2) とともに生きるまちづくり

高齢者や障害者、子ども、外国人、男女それぞれの違いを超えて、すべての住民が暮らしやすくなるようなバリアフリー・ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>の考え方にもとづいて、ともに生きるまちづくりに取り組みます。

そして、市民一人一人が福祉サービスのみならず、個人の暮らし方において、自己決定、自己実現ができるような個人の尊厳にふさわしい総合的なサービスの確立に努めていきます。

### 2. 地域福祉活動の促進

#### (1) 市民の意識啓発

市民、NPO<sup>\*</sup>、社会福祉協議会、企業など地域社会の構成員一人一人が主体的にサービスの担い手として参加し、行政と協働<sup>\*</sup>してお互いに思いやり、支え合い地域福祉活動を推進していくことができるようにバックアップしていきます。

#### (2) 人材の養成・確保

市民参加とともに新しい専門的知識や技術を持った人材が必要となるため、人材の計画的な養成と確保を重点課題として促進していきます。

#### (3) ボランティア活動の支援

子どもから高齢者まで、新たにボランティア<sup>\*</sup>活動をはじめの人を対象に活動マニュアルを作成するほか、育成講座などを開催し、ボランティア活動の支援に努めます。

## 2. 高齢者福祉

## 現況と課題

- 本市の平成18年度の65歳以上高齢者数は16,130人で、年々増加の一途をたどっています。
- 介護保険制度<sup>※</sup>は、在宅サービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える仕組みとして定着してきました。一方、制度の定着とともに増え続ける給付費用の課題、生活機能の低下を未然に防止し、その機能を維持・向上させるための介護予防事業への取り組みを推進するなど、保健福祉サービスのあり方も大きな転換期を迎えています。
- 高齢者福祉の問題は、介護保険だけで支えるには十分とはいえず、日常生活に支障が生じる高齢者への生活支援対策が求められています。
- 今後は、高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるように、安心していきいきと暮らせる環境づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。
- 自立した日常生活を維持するために必要な支援を充実させるとともに、生活圏域ごとに地域のすべての高齢者を対象として、地域包括支援センター<sup>※</sup>が核となり、元気で自立した生活を送れるための情報提供や介護予防に関する講演会や教室などの予防活動の本格的な取り組みが求められています。
- このように、高齢者の健康づくりや生きがいづくりを推進し、高齢者が社会の一員としての役割を持って暮らせる明るい高齢社会を築いていく必要があります。
- こうした施策を円滑に推進していくためには、高齢者のニーズを的確に把握し、保健、医療、福祉、介護に係わる関係機関や関係者、そして地域における福祉団体などとの連携と協力により各種施策の推進に取り組んでいく必要があります。

図表 介護認定者の状況、推移

単位：人

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
高齢者数 (65歳以上)	14,937	15,168	15,385	15,763	16,130
認定者数	1,966	2,184	2,291	2,396	2,399

資料：介護保険事業状況報告年報

## 施策の体系

### 高齢者福祉

- 1. 生きがい支援の推進
- 2. 在宅保健福祉サービスの充実
- 3. 施設福祉サービスの充実

## 施策展開の方向

### 1. 生きがい支援の推進

#### (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

各種施策事業などの実態調査、社会情勢などに対応した計画の見直しを行い、高齢者の生きがいづくりを支えていきます。

#### (2) 高齢者の社会参加活動と生きがい対策の充実

高齢者が長年培ってきた豊かな知識・経験・技能などを積極的に活用できるような場や機会を拡充します。また、高齢者が生きがいを持って地域社会で活躍できるように生涯学習活動への参加促進、老人クラブや各種サークルなどの活動支援、シルバー人材の育成および活用、老人福祉センターの利用促進など、高齢者の社会参画を促進します。

#### (3) 相談・指導活動の充実

地域包括支援センター<sup>\*</sup>の機能強化、出前講座・広報紙などによる相談や高齢者支援に関する制度の啓発活動を充実します。

### 2. 在宅保健福祉サービスの充実

#### (1) 介護保険給付の適正化

介護保険サービスの利用者の保護や質的な向上を図るため、対象者やサービスの的確な把握を行い、給付の適正化に努めます。

#### (2) 高齢者の在宅生活支援・介護予防の推進

ひとり暮らし高齢者などへの支援、自立した生活を支えるサービスの推進、介護予防教室などの介護予防事業の充実を図ります。また、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの地域支援事業の充実、利用方法の簡素化など在宅生活支援制度の利用促進、ひとり暮らしや高齢者世帯を地域で見守るネットワークの創設を実施します。

#### (3) 地域密着型在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心して在宅で能力に応じ自立した日常生活を営むことができ、要介護状態が進んでもなるべく住み慣れた地域を離れずに介護サービスを受けながら安心して暮らすことのできる施設整備と環境づくりを進めます。

### 3. 施設福祉サービスの充実

#### (1) 介護相談員派遣等

施設入所者の不満・不安の解消と介護サービスの質的な向上を図るため、介護相談員<sup>\*</sup>の派遣による相談体制の充実を図ります。

#### (2) 高齢者福祉施設の整備充実

増大する福祉需要に対応するため、高齢者保健福祉計画にもとづき老人福祉施設などの整備・充実に努めます。

#### (3) 地域密着型施設福祉サービスの充実

養護老人ホームなどの入所者が地域に戻って生活する受け皿としての小規模ケアハウス<sup>\*</sup>の整備も生活圏域ごとの調整を図りながら進めていきます。



### 3. 障害者(児)福祉

#### 現況と課題

- 平成 18 年度における本市の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳が 2,437 人、療育手帳（知的障害）が 316 人、精神障害者保健福祉手帳が 143 人となっています。
- 平成 18 年から障害者自立支援法が施行され、身体、知的、精神障害という障害種別を問わず、サービスの仕組みの違いを一元化し、自立支援という共通の理念と枠組みのなかで、地域での自立と社会参加を目指すサービスの方向性が明確になっています。
- この結果、必要な障害福祉サービスや相談支援が地域において計画的に提供されるよう、居宅・施設サービスなどの抜本的な見直しと併せて、市町村を中心とした新たなサービス提供の仕組みへ転換されました。また、福祉サービスの体系が大きく変わり、サービス利用の応分負担などが導入されました。
- 今後は、重度の障害者の増加、障害者の高齢化もみられるなか、すべての障害者（児）が個人として尊重され、社会を構成する一員として、社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるような、ノーマライゼーション※社会を実現していく必要があります。
- このほか、福祉施設から一般就労への移行や、施設の入所者および退院可能精神障害者の地域生活への移行に向けた取り組みが求められています。
- 障害者が地域で安定した暮らしを確保するためには、行政、民生委員・児童委員、ボランティア※団体、関係機関などが連携して、健康対策、自立と主体的な社会参加、生活環境の整備を推進する必要があります。

図表 種別障害者数の推移

単位：人

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
身体障害	2,259	2,311	2,319	2,395	2,437
知的障害	265	287	297	303	316
精神障害	84	122	137	146	143
計	2,608	2,720	2,753	2,844	2,896

注：3障害ともに手帳所持者数

資料：福祉課

#### 施策の体系

##### 障害者(児)福祉

- 1. ノーマライゼーションの浸透
- 2. 障害者福祉サービスの充実
- 3. 地域での支え合い
- 4. 社会参加・就労支援の充実
- 5. 人生の各段階における自立生活支援と生活の質(QOL)の確保



## 施策展開の方向

### 1. ノーマライゼーションの浸透

障害のある人が、市民として当たり前前に生活することのできる地域づくりを実現するためには、その前提条件となる“ノーマライゼーション<sup>※</sup>”の理念について、広く市民の理解と共感を得ていく必要があり、そのための活動を推進します。

### 2. 障害者福祉サービスの充実

#### (1) 在宅サービスと家族支援の重視

重度の障害者でも自宅や地域で自立した生活を送れるよう、きめ細かい在宅サービスの充実と併せ、グループホーム<sup>※</sup>をはじめとする小規模な生活場所の確保を強く推進していきます。

また、日常生活上の負担が大きい家族に対する支援を重視した施策の充実を図ります。

#### (2) 利用者本意のサービス利用体制の確立

障害者自らが自分の生活に必要なサービスを選択・決定していけるよう、相談支援や権利擁護の体制の充実など、自己決定を基本にした利用者本意のサービス利用体制の整備を図ります。

#### (3) サービスの総合化

障害者が地域で自立した生活を送るために、医療・保健・福祉・雇用・教育・住宅など生活全般にわたる総合的な支援を行います。また、こうした支援策が効率的、かつ効果的に機能するよう、関係機関の連携を図るとともに、相談から情報提供、サービス提供まで一貫して対応できる体制の整備を図ります。

### 3. 地域での支え合い

市民同士がともに支え合う社会の実現を目指して、市民の福祉に対する理解と関心を高め、だれもが地域福祉の担い手となって、交流活動やボランティア<sup>※</sup>活動に参加していけるような体制づくりを進めます。

### 4. 社会参加・就労支援の充実

地域との関わりを持てるような余暇活動の場の確保など、社会参加の機会の充実に努めます。また、就業訓練を行う社会福祉施設の充実およびハローワークとの連携、企業への働きかけなどによって障害者の就労を支援します。

### 5. 人生の各段階における自立生活支援と生活の質（QOL）の確保

障害のある人が生涯にわたって自立した生活を送ることができるよう、就学前期から就学期、成人期、高齢期に至る人生の各段階において、必要な支援が受けられるような体制づくりを図っていくとともに、一人一人の生活の質（QOL<sup>※</sup>）の確保を基本的な視点として、自立生活を支援するための活動を推進します。

## 4. 児童福祉・母(父)子福祉

### 現況と課題

- 本市には、市立保育園3園、私立保育園13園が運営されています。現状では、待機園児はいませんが、保育時間については、土曜日の保育時間の延長が求められており、今後は長時間保育、夜間保育などのニーズへの対応も必要になります。  
また、市立保育所3園の建物については、築後30年以上が経過しており、早急な建て替えが必要になってきています。
- 学童保育は、市内に11カ所あり約300名以上の児童が利用しており、未設置地区の解消が課題となっています。
- 幼保一元化<sup>\*</sup>は、平成18年施行された「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律」によって推進され、認定子ども園として県知事の認可を受けられることになり、本市においても検討の必要があります。
- 健全な社会性を持った子どもを育てていくためには、地域の育児力の向上を図り、地域ぐるみで子育てを進める環境づくりが必要です。また、児童虐待の防止に向けて、関係機関との連携を図りながら、早期の対応を進めていく必要があります。
- 近年子どもが巻き込まれる事件が頻発しており、子どもを犯罪から守るための体制づくりが求められています。また、有害環境を子どもの周囲から取り除くための取り組みも必要です。
- 児童の遊び場として、児童館など児童厚生施設の設置が要望されており、今後、整備を検討する必要があります。
- 今後は、家庭や子育てと仕事の両立に向けた支援をはじめとして、多様な保育サービスの提供、経済的支援など、子育て全体に対する支援の充実が求められます。

図表 保育所入所状況

単位：人・%

	保育所数	定員	入所人数					入所率
			総数	3歳未満児	3歳児	4歳児	5歳児	
市立	3	215	191	40	42	43	66	88
私立	13	855	973	276	236	215	246	113
計	16	1070	1164	316	278	258	312	108

資料：子ども課(平成20年1月1日現在)

## 施策の体系

### 児童福祉・母(父)子福祉

- 1. 保育サービスの充実
- 2. 子育て家庭の支援
- 3. 地域ぐるみの子育て環境づくり
- 4. 子どもへの虐待防止対策の強化

## 施策展開の方向

### 1. 保育サービスの充実

#### (1) 保育所などの充実

保育ニーズの多様化に対応するため、今後の需要を検討しながら、延長保育や休日保育、一時保育、病後児保育など、公立、私立保育園での保育充実に努め、開設園の拡大も検討します。老朽化が進む市立保育所3園の建物について早急な建て替えを検討します。また、安全な保育環境づくりに努めます。

幼保一元化<sup>\*</sup>については、今後関係部署が連携を取りながら検討していきます。

#### (2) 学童保育所の充実

学童保育は、未設置地区の解消を目標とし、国の動向を踏まえ開設時間などの変更を検討します。

### 2. 子育て家庭の支援

#### (1) ひとり親家庭への支援

母子家庭自立支援相談事業として、教育訓練給付事業、高等技能訓練促進費などの支援を行い就労状態の回復を援助していきます。

#### (2) 児童館などの整備

児童館については、子育て支援センター<sup>\*</sup>、学童クラブなどと機能的に重なる部分もあるため、今後、両事業との兼ね合いを考慮し、利用状況を把握しながら進めていきます。

児童の健全育成を図るため、子育て支援センターなどを充実させ、親の育児力アップを図ります。

### 3. 地域ぐるみの子育て環境づくり

子どもを犯罪や有害環境から守るため、地域住民の協力を得て、見守り体制をつくります。

## 第2章 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

### 4. 子どもへの虐待防止対策の強化

家庭児童相談室について、市民がいつでも安心して相談できる環境の整備、職員体制の充実を図ります。広報などによって市民への周知、相談室の活用を図ります。

また、要保護児童対策について、要保護児童対策地域協議会を設置し、西部児童相談所とも連携を取りながら行っていきます。

## 5. 社会保障

### 現況と課題

#### <国民健康保険>

- 国民健康保険は、わが国の医療保険制度の中核として、疾病や負傷などに対する必要な医療を提供し、市民が安心して生活を送るための重要な役割を果たしています。
- 現在、景気の低迷による社会保険などから国民健康保険への加入者の増加、フリーターなどの加入の増加、高齢化などによる医療費の支払いが増加しています。所得格差や景気低迷により、加入者の収入が減少し、国民健康保険税の納入状況の悪化が顕著になってきており、この納入状況の悪化に伴い制度そのものが成り立たなくなる危険にもつながります。
- 平成 20 年度から高齢者医療確保法にもとづき特定健診・保健指導が施行されます。特定健診・保健指導実施率、内臓脂肪症候群の減少率の多寡により、医療保険者が負担する後期高齢者支援金が増減されることから、実施成果が求められています。

#### <国民年金>

- 国民年金制度は、老後の生活を支えるものとして大きな役割を果たしてきましたが、少子高齢化の進行と長引く景気の低迷や年金制度に対する信頼感の低下などにより、国民年金を取り巻く状況も厳しさを増し、未加入者、保険料未納者は増加傾向にあります。
- そこで、国民年金の加入促進を行い、また、国民年金受給者の加入期間などの確認を積極的に行うとともに、無関心者が増加している若年層への国民年金制度の周知や、生活保護制度による生活困窮者の自立支援など、セーフティネットとしての社会保障制度<sup>\*</sup>の充実と適正な運営が必要です。

#### <介護保険>

- 介護保険制度<sup>\*</sup>は、介護を社会化することで、住み慣れた地域で安心して老後を過ごせるようにつくられた社会保障制度で、制度の定着とともに利用者も増加しています。しかしながら、急速に進展する高齢化により介護給付費の増加が問題となっています。
- 平成 17 年の介護保険法の一部改正により、介護予防重視型の仕組みが導入され、要介護状態にならないよう、早期から健康の維持増進への意識啓発に努め、自ら介護予防に積極的に取り組める意識改革と仕組みづくりの早期実現が求められています。
- こうした早期の取り組みにより介護給付費の増大を抑制するとともに、介護サービスの適正化に努め、安定した財政運営を図る必要があります。

#### <生活保護制度>

- 生活保護制度は、最低限度の生活の保障と自立を助長することを目的として運営され、福祉施策のなかで最も根幹的な役割を果たしています。
- 本市における平成 18 年度の生活保護の状況は、215 世帯 282 人が保護を受け、保護率は、人口 1,000 人当たり 4.5 人と群馬県平均の 4.3 人をやや上回っています。

## 第2章 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

○近年、生活保護世帯（者）数は、全体に増加傾向にあり、扶助費の支出額も医療扶助費や介護扶助費を中心に増加しているため、対策が求められます。

図表 生活保護状況の推移

	人口 (人)	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護率(%)		
				安中市	群馬県	国
平成14年度	47,439	179	249	5.2	3.8	9.8
15年度	47,280	188	260	5.5	4.0	10.5
16年度	47,246	188	263	5.6	4.1	11.1
17年度	46,911	194	263	5.4	4.2	11.6
18年度	62,752	215	282	4.5	4.3	—

資料:福祉課

### 施策の体系

#### 社会保障

1. 国民健康保険の健全な運営
2. 国民年金制度の推進
3. 介護保険制度
4. 低所得者支援

### 施策展開の方向

#### 1. 国民健康保険の健全な運営

国民健康保険制度は、加入者が保険料（国保税）で医療費を支払い、お互いの助け合いの制度で成り立っていることをPRし、国保税の納付を促し、国民健康保険制度の啓蒙・啓発に努めます。また、国保税未納者には計画的な納入を促します。

さらに、生活習慣病<sup>\*</sup>の予防を図り、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ります。

#### 2. 国民年金制度の推進

国民年金の加入および納入を促し、将来、年金を全員が受給できるように努めます。

未加入者および保険料未納者の解消を図るため、社会保険事務所と連携を取り、加入対象者の的確な把握と制度の適用、口座振替・前納制度を促進し保険料の納めやすい環境づくりや、納付困難者に対して積極的に免除申請を行うよう指導します。

さらに、国民年金制度への正しい理解と不安解消を図るため、広報活動により制度の周知・啓発を図ります。

### 3. 介護保険制度

介護保険制度<sup>\*</sup>を将来にわたり安定的に継続できるよう、給付の適正化、重点化を進め、介護保険財政の安定化を図ります。また、保険料の収納対策については、滞納者の縮減に向けて努力します。

介護や支援が必要な状態になることを予防したり、例え支援が必要な状態になっても、自立に向けた取り組みができるよう、介護・予防サービスの充実を促進します。

さらに、医療制度改革に伴う介護療養型医療施設の撤廃など、介護保険施設を巡る情勢が変化するなか、動向をみながら、既存の施設整備状況を踏まえて、適切な介護保険施設の整備促進を図ります。

### 4. 低所得者支援

低所得者の生活意欲の向上や経済的な自立の維持を図るため、民生委員・児童委員や関係機関と協調し、他の法律や施策の活用などについて相談・助言体制の充実に努めます。

要保護者の適正な保護を実施するために、扶養義務者や関係先調査の徹底に努めます。

生活保護の被保護者の高齢化が進展するなかで、自立や生活状況の向上のため、医療機関や介護機関との連携を図り適切な助言・指導を行います。また、自立に向け公共職業安定所との連携を強化し就労指導などの支援を行います。



## 6. 人権擁護

### 現況と課題

- 21世紀は「人権の世紀」とされているといわれています。しかし、近年は、子どもへの虐待、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害者（児）の権利擁護など、人権に関する新たな問題、課題が数多く指摘されています。人権問題は差別や偏見に関する理解や認識の不足に由来することが大きく、あらゆる機会を通じて、人権意識の向上を図ることが必要です。
- 平成13年度末で特別対策事業を定めた地対財特法は失効し、現在一般施策に移行していますが、偏見や誤った認識というような心理的差別は、事例が少ないものの潜在的に存在するといわれています。
- 本市には、市民の福祉および人権の向上を図るため、地域住民に対して生活上のさまざまな相談や各種事業を実施することを目的に隣保館（ゆうあい館・光陽館）があります。「ゆうあい館」は平成16年度に、「光陽館」は平成17年度に改修工事を実施し、それぞれ、地域のコミュニティセンターとして交流の場を提供しています。また、同和問題の相談窓口や差別意識の解消拠点として重要な役割を担っています。
- 隣保館の利用状況をみると、利用者の高齢化、生涯学習関連事業の充実化に伴い、主催事業以外の地域住民独自の交流やサークル活動の利用者が減少しています。今後は、新たな参加者の募集や主催事業に新鮮味を持たせることなどを検討し、ニーズに合わせた対応が必要です。また、人権啓発のための取り組みも充実していく必要があります。

図表 隣保館の利用状況の推移(延べ人数)

単位:人

	平成15年度	16年度	17年度	18年度
光陽館	7,769	7,129	3,200	5,096
ゆうあい館	7,319	3,820	5,506	4,736

資料:福祉課

### 施策の体系

#### 人権擁護

1. 人権意識の啓発、高揚
2. 同和対策



## 施策展開の方向

### 1. 人権意識の啓発、高揚

市民が人権に対する理解と認識を深められるよう、学校教育や社会教育をはじめ、あらゆる場面での人権教育・啓発に努めます。

また、人権尊重の思想を広く啓蒙、啓発していくため、人権教育関係部局や行政関係部局・機関、これまで協力関係を持ってきた人権関係団体、さらに法務大臣に委嘱された人権擁護委員との連携を強めていきます。

### 2. 同和対策

隣保館は、同和問題の相談窓口としてもその役目を担っており、差別意識の解消拠点として今後も重要となっています。人権啓発のための事業を充実しながら、コミュニティセンターとして活用するなど、時代に合わせた館の利用を推進します。

住宅新築資金等貸付事業では、関係者の理解を得ながら償還に重点を置き、未納解消に努めます。



## 第3章

# 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

---

---

第1節 生涯を通じての学習の推進

第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

第3節 芸術・文化の振興

第4節 交流の推進

## 第1節 生涯を通じての学習の推進

### 1. 生涯学習の基盤整備

#### 現況と課題

- 市民が生涯を通じて生きがいを持って暮らせるよう、生涯学習を推進するための基盤や体制を充実することが必要です。
- 生涯学習推進の両輪となる学校教育と社会教育の連携・協調による学習機会の推進が重要です。
- 本市では生涯学習の拠点として公民館などの充実に努め、学習指導体制の整備を図ってきましたが、施設の老朽化、新しい学習要望に対応する施設の拡充、機能の充実などが求められています。「学社連携事業」の充実のため、地域の学校教育施設と社会教育施設の相互協力が目指されていることから、より一層の学校施設の開放が望まれています。
- 生涯学習の担い手としては、学校教育と社会教育の人的資源の結合を図るなど、指導者の養成・確保が必要であり、14 地域の生涯学習運営委員会などの一層の機能強化が必要となっています。
- 生涯学習講座の参加者は高齢者が多く、若年者などの参加は少ない状況にあり、幅広い年齢層に魅力のある生涯学習講座が求められています。このため、市民の多様なニーズに対応できるような生涯学習講座やICT※を利用する情報教育の充実を、さらに進めていくことが重要となってきます。
- 情報のネットワーク化と提供のあり方が課題となっており、今後は、生涯学習施設間のネットワーク化を図り、市民がいつでも、どこでも日常的に学習できる環境づくりが求められています。



## 施策の体系

### 生涯学習の基盤整備

- 1. 生涯学習推進基盤の強化
- 2. 生涯学習推進体制の充実

## 施策展開の方向

### 1. 生涯学習推進基盤の強化

学校教育と社会教育の連携を図るための施設を整備します。学校施設は、一般開放を視野に入れた施設改修などを目指します。社会教育施設は、バリアフリー化<sup>\*</sup>などの利用者の利便性向上を目的とした施設改修に努めます。また教育機関の拠点となる施設の創設を検討します。

### 2. 生涯学習推進体制の充実

#### (1) 学習情報・相談機能の整備

生涯学習推進体制の充実と連携を図るため、情報のネットワーク化と学習情報冊子などの作成を行うとともに、学習相談・支援業務を充実させます。

#### (2) 人材の育成・活用

生涯学習の進展を担う生涯学習ボランティア<sup>\*</sup>の育成を図ります。

また、学校教育と社会教育の人的資源の結合を図って、従事職員を対象とした、技術や能力向上のための講習会・研修会・研究会などを実施します。

## 2. 社会教育の推進

### 現況と課題

- 本市では、文化センター、文化会館、公民館、図書館などの社会教育施設を設置し、地域や歴史・文化などの学習機会を提供してきました。
- 現在は、こうした施設の利便性向上、機能強化、施設充実などが求められており、さらに行政事務や市民への情報提供などにおいて情報の受発信の体制の整備などが望まれています。
- 市民の学習要望の多様化に応える講座など、学習機会の充実が望まれているなか、市民の自主的な学習活動の促進と発表の場の提供、学習情報提供ネットワークの構築が課題となっています。
- 社会教育指導者などの育成、人材発掘活用などに努める必要があります。社会教育関係団体については、自立支援のほか、補助の必要な団体への支援や指導が求められます。
- 家庭教育については、学ぶ機会の提供と、参加しやすい時間や場所の配慮など、講座などの充実が求められています。
- 青少年教育については、青少年センター補導員による夜間パトロール、青少年センターの相談活動、子ども会育成会による地域の子ども会活動の支援、健全育成事業などにおける各種課題を解消していくことが必要となっています。
- 成人教育については、地区公民館の成人を対象とした事業を実施していますが、今後は、幅広い市民の参加を得るため、開催時間などの見直しを検討する必要があります。
- 人権教育については、法の下における平等の原則にのっとり推進されてきましたが、今後は、社会の進展に伴い発生する、インターネット\*犯罪など、新たな分野での課題への対応が求められます。

### 施策の体系

#### 社会教育の推進

- 1. 社会教育施設の充実
- 2. 学習・発表機会の充実
- 3. 社会教育指導者の育成
- 4. 社会教育関係団体育成と独自性の確保
- 5. 家庭教育の充実
- 6. 青少年教育の充実
- 7. 成人教育の充実
- 8. 人権教育の充実

## 施策展開の方向

### 1. 社会教育施設の充実

公民館をはじめとする各種社会教育施設および類似施設について、高齢者、障害者、外国籍の人なども利用しやすい施設づくりを進め、ネットワークを整備するなど施設の充実を図ります。また、市内2カ所の図書館については、図書の実とともて施設の改善を図ります。

### 2. 学習・発表機会の充実

公民館などの社会教育施設を連携させ学習プログラムを共有化するなど、学習・発表の機会の充実均衡を図り、利用者の利便性を向上させるとともて、地域の特色を活かした学習機会の充実に努めます。市ホームページや広報、施設だより、事業チラシなどを活用して情報の提供に取り組みます。

### 3. 社会教育指導者の育成

講座の開設、学校教育との連携、社会教育関係団体間の調整や事務処理など、指導的な役割を果たす社会教育指導者などの育成を図ります。

### 4. 社会教育関係団体育成と独自性の確保

生涯学習課が事務局を担っている団体について、補助金の見直しや事務局自立のための支援をします。

### 5. 家庭教育の充実

家庭内における未成年者の各年代に応じた学習の機会を捉え、家庭教育に関わる情報の提供を行い、相談・支援業務の充実を図ります。

### 6. 青少年教育の充実

補導員によるパトロールを、警察署などと連携して行います。青少年センターを拡充し、相談業務の強化や健全育成の中心となる活動の場とし、青少年教育の充実を図ります。

### 7. 成人教育の充実

学習課題を社会教育推進計画で設定し、年代に応じた事業内容を再検討しプログラム化します。

今後地域の担い手となる団塊世代のニーズに合った講座を増やすなど、利用しやすい公民館を目指します。

学習者の要望に対応できるよう、資料や情報を収集・蓄積して情報の提供に努めます。また、団体・サークル間の交流を促進するため、活動分野ごとに団体などのデータベース化を進め、ボランティア※活動への参加を促すため養成講座への支援などを行います。

## 8. 人権教育の充実

人権教育推進委員会で人権教育の推進計画を策定し、計画・継続的な実施に努めます。また、地区人権推進委員会の機能を強化し、関係機関との連携により、人権教育を推進していきます。



### 3. 幼児教育の充実

#### 現況と課題

- 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児の健やかな成長のための良好な環境の整備が求められています。
- 本市には私立幼稚園が4園開園しており、義務教育就学前の心身ともに健康な幼児を育成する場として大きな役割を担っています。
- 現在、幼稚園の所在地は旧安中市地域に偏っているため、幼稚園への入園希望もあるなかで、就園をより容易にする施策の検討が必要です。
- 女性の社会進出の拡大などによって、教育と保育の両機能を求める保護者が多くなっており、幼保一元化<sup>\*</sup>に向けた取り組みが課題となっています。

図表 園児数

単位:人

	3歳児(未満)	3歳児	4歳児	5歳児	計
赤心幼稚園	9	43	65	61	178
安中二葉幼稚園	—	81	81	107	269
磯部幼稚園	—	38	24	19	81
東横野幼稚園	5	30	17	27	79

資料:学校教育課(平成20年1月1日現在)

#### 施策の体系

##### 幼児教育の充実

- 1. 就園の推進
- 2. 子育て世帯への支援の充実
- 3. 心身の健全な発育の促進
- 4. 小学校との連携協力

## 施策展開の方向

### 1. 就園の推進

幼稚園への就園をより容易にするため、保護者や関係者への調査などを実施し、結果を踏まえ必要な施策を講じます。

### 2. 子育て世帯への支援の充実

幼稚園に子どもを就園させている世帯に対し交付されている現状の補助金（就園奨励費補助金および第3子以降助成事業補助金）の維持を図るとともに、他市町村の動向や本市の財政状況などを踏まえ、随時、支給額や支給対象者の拡大・拡充を検討することに努めます。

### 3. 心身の健全な発育の促進

幼児の遊びを中心とした集団生活のなかで、健康な心と体を育てるため、創意工夫のある保育を展開していきます。

### 4. 小学校との連携協力

義務教育就学前の幼児期における教育を充実させるとともに、小学校の受け入れがスムーズに行われるよう、幼稚園、保育所（園）と小学校の連携を図り、協力体制の確立に努めます。

## 4. 学校教育の充実

### 現況と課題

○現在の学校教育では、児童・生徒の学力の向上と豊かな心の育成が課題となっており、そのための取り組みが求められています。学力向上のためには、児童・生徒一人一人の個性に応じた指導を推進し、教職員の指導力向上に努める必要があります。また、豊かな心の育成のためには、児童・生徒の体験活動や不登校対策などの充実が必要です。

○国際化、高度情報化、環境問題などの社会変化に対応できる教育を充実させるとともに、地域の特色を活かした学校づくりが求められており、教職員の資質向上と地域教育力の活用が重要な課題となっています。

#### <総合学習などの地域特性を活かした教育について>

○本市には、小学校14校・分校1校と中学校6校があり、それぞれの学校で「総合的な学習の時間」や「生活科の時間」に学校支援ボランティア<sup>※</sup>の協力を得て地域の特性を活かした教育を行っています。しかし、学校支援ボランティア登録者の高齢化が進み、人材確保が課題となっている地域もあります。

#### <教職員の研修などによる教育内容の向上について>

○教育内容の向上のための教職員への研修については、社会情勢や社会からの要請、住民からのニーズなどに応じ、教職員に関する研修内容の吟味や研修プログラムを実施、教職員の資質向上を中心に、活動を展開していくことが望まれます。

○住民のニーズに応えられるような校内組織や教育内容の整備をしていく必要があります。そのための保護者や住民からの意見や要望などを取り入れる体制の整備などが望まれます。

#### <ICTを活用した教育の推進>

○社会の情報化の進展に伴い、将来を担う子どもたちの「生きる力」の重要な要素として、情報を的確に取り扱うことのできる「情報活用能力」を育成することが、重要になってきています。また、授業などにおいて、効果的にICT<sup>※</sup>を活用することにより、子どもたちの学習に対する意欲や興味・関心を高め、「分かる授業」を実現することが求められています。

○ICTを授業や校務で活用するため、すべての小中学校に校内の電子化や高速ネットワーク回線を整備し、情報基盤を充実させることが必要です。

#### <学校規模の適正化について>

○本市の20の小中学校のうち、28学級を抱える大規模校や4学級しかない小規模校などがあります。県費負担の特配教員や市費による支援員・嘱託などの配置により、規模に関係なく、きめ細かな指導ができるように対応しています。

○今後は学校規模適正化検討委員会（仮称）などを設置し、今後の安中市の学校規模の適正化の方向を明確にし、よりよい学校運営ができるように進めることが望まれます。

＜学区編成および学校指定について＞

- 現在、遠距離通学をする児童・生徒に対しては、安中市遠距離児童生徒通学費補助などに関する規則にもとづき、該当家庭への助成をしています。
- 今後、市内小中学校で分離や統合などにより学校数に変動があった場合には、学区の変更を行うことが必要と考えます。
- 近年進む家庭環境の複雑化や転校によるいじめ、不登校の不安感、安全上の課題など保護者の個々のニーズに応じるために、学校指定（学校選択）の弾力化を進める必要があります。

＜準要保護の適正な認定事務の推進＞

- 準要保護制度への申請数は年度を追って増加の傾向にあり、市が支出する補助金の総額も今後ますます増大することが見込まれます。そのため、認定事務（該当・非該当の判断）が適正に行われ、真に補助を必要とする人のために補助金を正しく活用していくことが必要です。

＜施設の整備改修＞

- 学校施設については、良好な学習環境を確保するための整備を進めています。また、各小中学校では、校庭や体育館の地域への開放を行っています。既存の学校施設の老朽化対策や耐震補強対策に加え、児童・生徒の安全確保、バリアフリー化<sup>※</sup>や地域との連携などの観点からも施設内容の検討や計画的な整備が求められます。
- 本市の学校給食はセンター方式と自校方式を並立して行っていますが、予算や効率性の問題、教育的効果や調理員や栄養士の人的配置問題、地域住民の理解などについて十分検討する必要があります。

図表 児童・生徒数

	児童数	学級数
安中小学校	758	25
原市小学校	893	30
原小 郷原分校	12	2
磯部小学校	262	13
東横野小学校	230	10
碓東小学校	411	15
秋間小学校	147	8
後閑小学校	80	6
上後閑小学校	12	4
松井田小学校	161	6
臼井小学校	56	6
坂本小学校	28	4
西横野小学校	357	13
九十九小学校	80	7
細野小学校	101	6
計	3,588	155

単位：人・学級

	生徒数	学級数
安中第一中学校	696	21
安中第二中学校	626	19
松井田東中学校	145	7
松井田西中学校	32	4
松井田南中学校	198	7
松井田北中学校	41	3
計	1,738	61

資料：学校教育課（平成20年1月1日現在）

## 施策の体系

### 学校教育の充実

- 1. 地域特性を活かした教育
- 2. 教育内容の充実
- 3. 教職員の資質向上
- 4. ICTを活用した教育の推進
- 5. 学校規模の適正化
- 6. 学区編成および学校指定の弾力化
- 7. 準要保護の適正な認定事務の推進
- 8. 安全管理対策
- 9. 学校施設の整備・充実

## 施策展開の方向

### 1. 地域特性を活かした教育

教育委員会では、「総合的な学習の時間」の見直しを各学校へ指導します。県の講座により総合的な学習の時間のコーディネーターの資格を取得した市民（平成19年度末は7人）を核として、各学校での総合的な学習の時間の充実を目指していきます。

### 2. 教育内容の充実

教育内容などの向上のために各学校で行われている研修について、市教育委員会が内容や方法などを吟味し、適切で具体的な指導助言などを行っていきます。

市が今まで行ってきた教職員研修などを一層充実し、より効率的で実践的な研修を実施し、教育内容の向上を図っていきます。

### 3. 教職員の資質向上

社会の情勢や社会のニーズなどに応じて教職員の資質や能力を向上させるため、教職員の研修などの充実に努めます。また、研修講座の内容や方法などを評価し、次年度の研修に活かすシステムを確立していきます。

### 4. ICTを活用した教育の推進

#### (1) 校内電子化の整備

校内電子化の整備されていない学校について、校内ネットワークシステムを構築し、ICT※活用の環境を整えるとともにセキュリティーの強化を図ります。またすべての小中学校に、

### 第3章 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

高速ネットワーク回線（光ファイバーやADSLなど）を整備し、データの送受信やインターネット\*回線を使用した授業がスムーズに実施できるようにします。

#### （2）ICT環境の整備

コンピュータ教室以外にもコンピュータを設置し、ICT\*を活用した授業を積極的に行うことのできる環境を整えます。また、コンピュータを配備してネットワーク化し、サーバによる校務データ管理（共有化・一元化）を促進します。同時に、児童・生徒の個人情報の管理を徹底します。

#### （3）教職員研修の充実

ICT活用促進のためのアドバイザーを各校に派遣し、情報化推進リーダー（情報教育主任など）や教職員に対して、各校のICT機器や教育ソフトの保有状況、職員の指導技術の実態などに応じたきめ細かな支援を行います。

### 5. 学校規模の適正化

児童・生徒数などの正確な資料の作成、保護者や地域の意識調査などを踏まえて、学校規模適正化検討委員会（仮称）などを組織して、学校の分離、統廃合やそれに伴う通学区域について方向性の提言を求めます。

### 6. 学区編成および学校指定の弾力化

学区の編成および学校選択（学校指定）の弾力化について他市町村の状況を調査し、関係機関や地域の意見などを踏まえ、検討を行います。

### 7. 準要保護の適正な認定事務の推進

準要保護の認定に当たっては、学校関係者や民生委員・児童委員の裁量に負うことになる場合もあるため、該当・非該当の検討協議の際には、必要な情報が学校関係者や民生委員・児童委員に適切に伝わるように努めます。

### 8. 安全管理対策

子どもたちがいきいきと安全に学習に励めるよう、安全な教育施設・環境づくりのため、バリアフリー化\*や防犯対策について計画的、効果的な整備を推進します。

### 9. 学校施設の整備・充実

校舎改築や耐震補強、改修工事など計画的に実施し、良好な学習環境づくりと災害に強い学校施設の整備を推進します。

また、給食施設については、当面は自校方式、センター方式の両方を維持しますが、既存施設の有効活用や効率化を図るため、給食センターや大中規模校から小規模校へ給食を配送するなど弾力的な運営について検討します。

## 第2節 スポーツ・レクリエーションの振興

### 1. スポーツ・レクリエーションの振興

#### 現況と課題

- 余暇時間の増大、高齢化の進展など社会環境の変化を背景に、生きがいづくりや健康増進、体力の向上など、スポーツの果たす役割はますます増大しています。だれもが参加できるスポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや市民の交流の場としても重要な役割を果たしています。
- 本市の体育施設は社会体育施設 21 カ所あり、学校体育施設 39 カ所（体育館および校庭）となっています。これら体育施設の利用者数は年間約 43 万人となっています。しかしながら、硬式野球場、武道館、弓道場などの施設がないことなどから、市民の利用ニーズに対応する施設の整備が求められています。
- 本市には、全国的に知られている安政遠足などのスポーツイベントがあり、子どもから高齢者まで多くの市民がスポーツなどに親しんでいます。
- 今後は、多種多様なニュースポーツや軽スポーツの普及や振興によって、新たな市民の参加を促進していく必要があります。  
また、だれもが体力や年齢に応じてスポーツを楽しめるように、スポーツ施設の整備、スポーツ機会の提供、指導者の養成などが必要となっています。



#### 施策の体系

##### スポーツ・レクリエーションの振興

- 1. 生涯スポーツの振興
- 2. スポーツ施設の整備充実



## 施策展開の方向

### 1. 生涯スポーツの振興

#### (1) 社会体育、指導体制の充実

社会体育、指導体制の充実を図るために、スポーツ振興審議会の開催や各種スポーツ用品、器具の整備や貸出、スポーツ情報の収集などにより資質の向上を図るとともに、各種大会への出場選手の表彰や国体参加選手の壮行会の開催、スポーツイベントとして全国に知れわたった安政遠足をより一層充実させていきます。

#### (2) スポーツ活動の推進

生涯スポーツの推進に当たり、体育指導委員や各種競技団体の協力を得て少年少女スポーツ教室や各種教室を実施するとともに、医療機関と連携し健康管理面からのメディカルチェック\*などを実施し、その後の体力測定などにより市民の健康増進を図っていきます。

また、市内小・中学校の校庭や体育館を地域住民に開放し、地域・職域スポーツクラブの生涯スポーツの活動拠点として利用を図っていきます。

#### (3) スポーツ情報の提供と体制の確立

スポーツ施設利用状況の広報や体育施設利用者調整会議などの開催により、体育施設の有効利用を図っていきます。

#### (4) 競技力向上の推進

競技力の向上を図るために、小学生駅伝大会やウォークラリー大会、市民マラソン大会などを開催するとともに、スポーツ団体と提携した各種教室の委託開催や体育指導委員などの協力により新スポーツ競技の普及推進を図っていきます。

#### (5) スポーツ団体、クラブ育成の推進

スポーツ団体の組織の充実と活動強化を図るために、体育協会加盟競技団体の活動の充実や競技力の向上と底辺の拡大、スポーツ少年団活動の充実と加入推進を図っていきます。

各種スポーツ教室終了後の自主活動クラブへの移行促進を図っていきます。また、地域を主体とした自主運営方式の総合型スポーツクラブの普及推進を図っていきます。

### 2. スポーツ施設の整備充実

多種多様な競技種目に対応するため、スポーツ施設の機能拡充を検討しながら計画的な整備を図るとともに、既存の体育施設を有効に活用します。施設の安全対策として、老朽施設、器具などの点検・改修や各体育施設の巡回点検を実施していきます。

スポーツセンターでは、スポーツトレーナーによる年齢、性別、運動機能に応じた相談・指導をより一層充実させていきます。また、スポーツセンターを中心とした大会・イベントを開催します。



## 第3節 芸術文化の振興

### 1. 芸術文化の振興

#### 現況と課題

- 余暇時間の増大とともに、心の豊かさや生きがいを求める市民の意識が高まっており、地域の文化・芸術に対する関心が高まっています。
- 本市では、文化センター、文化会館や地区公民館などを中心に、展示会や発表会などの芸術文化活動を展開しています。しかし、文化センター、文化会館などに、美術芸術作品の常設展示ができる施設がないことなどから、既存施設の有効活用はもちろんのこと、新たな施設整備の検討も行わなければなりません。
- 平成13年に学習の森施設内に、ふるさと学習館がオープンし、市内の遺跡から出土した遺物や郷土資料および安中市ゆかりの偉人の展示・紹介、講演会や講座の開催、児童生徒を対象とした体験学習教室の実施など特色ある運営を行っています。
- 今後は、展示内容を充実させるとともに魅力ある企画展や講演会・講座を実施し、市民はもとより観光スポットとして市外からの観光客が訪れたいと思う魅力の創造が求められます。また、開設以来数年が経過しているため、施設の改修や修繕などが必要になっています。
- 市民の間から自分たちの作品についての発表ができる展示機会の充実が求められており、作品展の開催や公募・コンテストの実施などが期待されています。
- 今後は、芸術文化団体の育成支援のため、芸術文化団体の発表の際、運営に関わるアドバイスをしたり、発表や芸術振興を担うボランティア\*の育成や組織化が求められています。



## 施策の体系

### 芸術文化の振興

- 1. 発表・展示機会の充実
- 2. 芸術文化団体の育成支援
- 3. ふるさと学習館の運営
- 4. 芸術文化事業の充実

## 施策展開の方向

### 1. 発表・展示機会の充実

#### (1) 文化センター・文化会館の充実

施設利用者の利便性向上のため、文化センター・文化会館の展示スペースなど施設改修や展示用の調度品の計画的な購入・更新に努めます。

また、文化センターの駐車場の拡充を図り、来館者の利便性向上を図ります。

#### (2) 常設展示場および常設ギャラリーの整備

常設展示施設の設置を早急に検討します。

既存建築物の歴史的価値を十分に考慮したうえで、常設展示場としての転用、整備を検討します。このほか展示物の収納や寄贈品の保存、一時収納など作品の保護のための収蔵庫の整備についても検討します。

また、常設ギャラリーの創設を検討します。

#### (3) 既存施設の発表会場などへの活用

市内各所の既存建築物を、立地や歴史背景に着目し、テーマ別発表会場として活用します。そのため、既存施設活用のための環境を整備します。

#### (4) 発表・展示機会の充実

市民フェスティバルなど既存の発表機会の充実や、新たな発表の機会を要望により設けるなど、学習発表機会の拡充に努めます。

また、テーマや作品別の公募やコンテストを実施し、入賞作品などの発表会を併せて行うなど、応募の機会を設けるとともに、市民の作品の作成意欲の醸成に努めます。

### 2. 芸術文化団体の育成支援

市内の芸術文化団体の、自主的な発表会の運営を可能にするため、相談支援体制を充実します。また、発表会の運営や、芸術振興を支援することを目的とした、ボランティア<sup>※</sup>組織の充実を図ります。

### 3. ふるさと学習館の運営

博物館としての整備を視野に検討し、展示物の拡充・充実を図り、質の高い施設運営を行っていきます。

### 4. 芸術文化事業の充実

市民に優れた芸術文化を鑑賞する機会を提供するなど、芸術への関心を高める推進策の展開を図ります。

## 2. 文化財保護

### 現況と課題

- 文化遺産は、長い歴史のなかで生まれ、守り伝えられてきた貴重な財産であり、この地域の歴史文化を正しく理解するため欠かせないものです。地域に伝わる文化財の価値を再認識し、保存・継承へ向けた取り組みが重要です。
- 本市の指定文化財は、国指定4件、県指定21件、市指定72件、登録文化財4件、合計101件（平成20年1月1日現在）の多数に上ります。これらの多様な指定文化財を保護管理し、さらに未指定の文化財のなかから市の歴史を知るうえで重要なものは、市民の理解と協力を得て指定、保存を考える必要があります。
- 横川・坂本地区に所在する国指定の重要文化財「碓氷峠鉄道施設」は、多くの煉瓦構造物と広大な敷地を持ち、世界遺産暫定一覧表に記載されています。また、横川に県指定史跡「碓氷関所跡」があることによって、異なる時代を代表する交通遺産が重層的に存在する特異な地域として、学術、観光両面で全国から注目されています。したがってこれらの文化財は、まちづくりの根幹にかかわる重要施設であり、追加指定を含め、その保存活用方法を十分に検討・研究する必要があります。
- 無形文化財には、国指定の中宿糸操燈籠人形、市指定の八城の人形浄瑠璃、咲前神社太々神楽のほか多くの獅子舞や神楽、八木節などの伝統芸能がありますが、構成員の減少、後継者不足などにより保存・継承の危機にあるものが多い状況です。後継者育成支援、記録保存、団体育成などの対策が必要です。
- 埋蔵文化財は、市内に広く分布しますが、地域の歴史と文化に根ざした貴重な遺産であることから、開発事業との調整を図りながら発掘調査を行い、記録保存あるいは、現状保存の措置を図る必要があります。また、発掘調査の進展に伴い膨大な遺物が出土していますが、これらの保管場所の確保と活用が今後の課題となっています。

図表 指定文化財件数

単位：件

区分	指定種別	総数	有形文化財	無形文化財	民俗文化財・民俗芸能	史跡・名勝・天然記念物	主な文化財の名称および所有(管理)者
指定	国指定文化財	4	1	0	1	2	「碓氷峠鉄道施設」(安中市)「安中中宿の燈籠人形」(中宿糸操燈籠人形保存会)「妙義山」(国ほか)「安中原市の杉並木」(安中土木事務所)
	県指定文化財	21	12	0	0	9	「栄朝禪師木像」(蓮華寺)「碓氷関所跡」(安中市)
	市指定文化財	72	37	2	0	33	「安中宿本陣古文書」(安中市)「新島襄旧宅」(安中市)
登録	登録有形文化財	4	4	0	0	0	「日本基督教団安中教会教会堂」(日本基督教団安中教会牧師)

資料：学習の森文化財係(平成20年1月1日現在)

## 施策の体系

### 文化財保護

- 1. 文化財の保護・活用
- 2. 埋蔵文化財の発掘調査

## 施策展開の方向

### 1. 文化財の保護・活用

#### (1) 指定文化財の保護・活用

指定文化財の修理、復元、保存を図るとともに未指定文化財の調査・研究を進めます。また、「碓氷関所跡」などの文化財を活用する方法を検討・研究します。

#### (2) 世界遺産登録の推進

「碓氷峠鉄道施設」の世界遺産登録を目指し、啓発・団体育成を行うとともに、その活用方法を検討・研究します。

#### (3) 無形文化財の保存・継承

伝統芸能の後継者育成を支援するとともに、文章化・映像化により記録保存を図ります。また、団体の育成や交流を通じ、保存・継承を促します。

### 2. 埋蔵文化財の発掘調査

#### (1) 発掘調査体制の整備

埋蔵文化財の消失を防ぎ、保護するため、大規模土地改良事業をはじめ、各種開発事業に迅速に対応した発掘調査体制の充実に努めます。

#### (2) 発掘遺物の保存活用

過去の発掘調査によって発掘された多量の遺物などを保存するため、収蔵設備の建設を計画します。また、ふるさと学習館、松井田文化財資料室などの展示スペースを活用して、発掘情報展、速報展の開催に努め発掘調査の成果を広く市民に公開します。

## 第4節 交流の推進

### 1. 都市・国際交流

#### 現況と課題

- 経済を中心としたグローバル化とICT\*社会の進展などにより、ヒト・モノ・カネ・情報が、国内や国境を越えて自由に移動するようになってきました。このような国際化の進展を背景に、地域社会と国際社会の関係が強まっています。また、国内では、地域の個性を活かしたまちづくりが進められており、地域それぞれが異質な文化に触れ合い、補完しながら新しい地域を創出し、相互に発展する方策として活発化しています。
- 本市では、現在、カナダ国ブリティッシュコロンビア州キンバリー市を姉妹都市として相互に中学生などを交換学生として派遣し語学力の向上と文化的な交流を図り、また、国内においては千葉県南房総市と友好市として行政間で交流を図っています。しかしながら、交流については全市民的な交流までには至っていない状況です。
- 本市の外国人登録者数は平成19年4月1日現在、394人となっていますが、行政サービスにおいては、総合的な窓口の設置、国際交流諸団体との交流会・講演会の共同開催などの協働\*に向けた取り組みや財政支援などの実施が求められています。

図表 外国人登録者数の推移

単位:人

平成15年	16年	17年	18年	19年
450	447	435	424	394

資料:市民課(各年4月1日現在)

#### 施策の体系

##### 都市・国際交流

- 1. 市民交流活動の支援
- 2. 外国人に対する行政サービス充実

## 施策展開の方向

### 1. 市民交流活動の支援

国際交流および都市交流については、市民・団体・NPO<sup>\*</sup>などさまざまな主体による交流を活発化し、芸術・文化交流などの輪を広げて地域の活性化を図るため、情報の提供などを積極的に行い、市民の多様な交流活動を支援します。

### 2. 外国人に対する行政サービス充実

外国人に対する行政サービス充実のため、外国人の総合的な窓口の設置、生活情報の提供、市民国際交流諸団体との協働<sup>\*</sup>および財政支援などに取り組みます。





## 第4章

### にぎわいと活力のあるまちづくり

---

---

第1節 農林水産業の振興

第2節 商工業の振興

第3節 観光の振興

第4節 新産業の創出

第5節 労働環境の充実

## 第1節 農林水産業の振興

### 1. 農業

#### 現況と課題

- 本市の農業は、水稻を中心として畜産や野菜生産などが基幹的産業として大きな役割を担っています。これまで市では、生産体制の強化、土地基盤の整備、新しい技術の導入と支援体制の強化、快適な農業環境づくりなどを進めてきました。
- 近年では、農産物価格の低迷や農業従事者の高齢化と担い手不足が顕著となり、農家戸数も減少しています。また、これに伴って遊休農地が増加し、土地の荒廃を招くとともに、有害鳥獣の住みかになっているなどの問題も生じています。
- 猿や猪など有害鳥獣による農業被害が続出しており、電柵などによる自衛手段がとられています。今後、被害の拡大が予想されます。
- 農業はこのように厳しい状況下にあります。産業振興・土地の保全などの観点から、引き続き農業活性化への取り組みを進め、魅力と活力ある農業を確立することが求められています。
- このため、国の施策の動向をみながら、意欲ある担い手の育成と確保、集落営農の推進などにより生産体制を充実し、ほ場\*・農道などの基盤整備に努めながら、低コストで生産性の高い農業を展開していくことが重要となっています。

図表 総農家数・農業粗生産額の推移

単位：戸・千万円

	平成7年	12年	17年
総農家数	3,753	3,263	3,006
農業粗生産額	728	599	612

資料：世界農林業センサス・農林業センサス／群馬県農林水産統計年報

#### 施策の体系

##### 農業

- 1. 農業生産体制の整備
- 2. 農業土地基盤の整備

## 施策展開の方向

### 1. 農業生産体制の整備

#### (1) 担い手の育成・確保

高齢化と後継者不足に対処し農業を活性化するため、また、国の施策である水田経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）事業などに取り組むため、意欲ある営農者や経営体に対して、関係機関と連携をして担い手支援協議会を立ち上げ、経営・技術研修を積極的に開催するなどの支援を行い、担い手の育成・確保に努めます。

また、農業協同組合に対しては、営農指導などの機能強化を支援します。

#### (2) 集落営農の推進

地域における農業のあり方を検討しながら、農地の合理的利用と農業機械の効率的利用を進めるため、農作業の受委託・農地の流動化などにより、集落ぐるみの生産体制の確立を推進します。

#### (3) 農地の流動化

農地の有効利用および耕作放棄地の抑制を図るため、農地の利用権や農作業の受委託に関する情報収集と調整を進め、意欲ある担い手への農地集積を図ります。また、営農者と協議をしながら、ほ場<sup>\*</sup>整備事業などを契機とした農地集積を進めます。

#### (4) 高収益作物の奨励・導入

安定した経営基盤の確立のため、収益性の高い作物の導入を進めます。また農協を拠点として、農作物の特産地化を目指します。

#### (5) 地産地消の推進

安全・安心な農産物を確保することや地場農産物の販路拡大を目指し、地産地消についても積極的に取り組んでいきます。

#### (6) 環境保全型農業の推進

農薬などの散布による環境汚染の抑制のために、耕畜連携による有機栽培農業への転換を推進し、減農薬を目指します。

#### (7) 有害鳥獣対策

猿や猪などによる農業被害に対し、被害減少のための施策を推進します。また、被害防除やワナ猟免許取得の支援を行います。

### 2. 農業土地基盤の整備

#### (1) ほ場の整備

農地の合理的利用と作業の効率化を図るため、区画の整理や暗渠排水の整備などによるほ場の整備を積極的に推進します。

#### (2) 用排水施設の整備

安定した農業用水を確保するために、ため池などの整備を行います。また円滑な灌漑<sup>かんがい</sup>のため、用水路・排水路などの整備を計画的に進めます。

## 第4章 にぎわいと活力のあるまちづくり

### **(3) 農道の整備**

農作業の効率化や、集出荷の迅速化を図るため、基幹農道・支線農道の整備を計画的に進めていきます。

### **(4) 農地・水・環境保全対策**

耕作放棄地の発生を抑制するため、農業者および一般住民の参加も得て、地域全体で農業用施設などの保全、景観、資源の保全を目指します。

## 2. 林業

### 現況と課題

- 本市の林業は、経営面積が5ha未満の零細経営が大部分であるため、産業としての発展性は低くなっていますが、森林は、治山、治水、自然環境の保全などの公益的機能において大変重要な役割を担っています。
- 近年は林業の担い手不足や高齢化による労働力の不足から、荒廃林地が増加してきているうえ、国産の木材需要の減少や輸入木材の増加などから価格が低迷し、林業経営者の意欲は減退しています。
- 森林の持つ自然環境上の重要な役割である、水源涵養などの保全機能を向上させるとともに、森林を有効かつ効率的に活用するための施策の推進が急務となっています。  
また、山村地域や林業活性化を図るために、最も重要な基盤である林道の整備が必要です。

図表 現況森林面積

単位:ha

平成2年	12年	17年
16,903	16,580	16,496

資料:世界農林業センサス・農林業センサス

### 施策の体系

#### 林業

- 1. 森林の保全
- 2. 林道の整備

## 施策展開の方向

### 1. 森林の保全

#### (1) 間伐の促進

森林生産力の増進、林地荒廃の抑制のため、間伐促進強化対策事業による集団間伐を推進し、健全な森林の育成に努めます。

#### (2) 造林の推進

造林を計画的に実施し、林業従事者の確保を図りながら森林の整備を推進していきます。

#### (3) 森林愛護の啓発

森林保護のため、市民に対して森林愛護の啓発を行うとともに、国、県などと連携し森林開発指導に努めます。

#### (4) やすらぎの場の提供

森林におけるレクリエーションの機能を充実させ、市民へのいやしとやすらぎの場としての整備を図ります。

### 2. 林道の整備

林道は、林業の合理的な経営と集約的な管理を行ううえで重要な施設であり、これを拡充整備することにより、生産性の向上を図るとともに、よりよい森林の保全・管理が可能となります。

山村地域や林業の活性化および森林の持つ公益的機能をより高めることができるよう林道網の整備を図ります。

### 3. 内水面漁業

#### 現況と課題

- 内水面漁業は、上州漁業協同組合が管轄しており、その活動内容は、アユ、ヤマメなどの放流事業となっています。
- 観光面への効果や影響としては、妙義湖へのマスの放流により、釣り人による経済効果（入漁料、貸しボート、飲食など）が見込まれます。
- 本市においては、養鯉事業者の廃業により、現在、水産業の担い手がいない状況です。

#### 施策の体系

内水面漁業

└─ 1. 養殖漁業の振興

#### 施策展開の方向

##### 1. 養殖漁業の振興

鯉ヘルペスウイルスに対する予防など、養鯉業者にとっては厳しい状況にありますが、特色のある流水飼育による養殖漁業の振興を図ります。

## 第2節 商工業の振興

### 1. 商業

#### 現況と課題

- 本市は、中心的な市街地が旧安中市地域と旧松井田町地域に2つ存在していますが、いずれも旧中山道の宿場町で、街道沿いに商業が集積し、商店街が形成され栄えてきました。
- 近年、モータリゼーション\*の発展により、交通体系が変化し、国道18号のバイパス化が進み、特に安中地域では、国道18号沿いに市外から大中規模小売店、複合店が進出し、市街地の既存小売店に大きな影響を及ぼし、後継者不足から空き店舗が多数発生しています。このように厳しい状況下、安中市街地においては、新たなまちづくりのなかで商業の集積化が求められています。
- 一方、松井田市街地は、国道18号沿線が地形的な条件から出店の余地がありませんが、山間地域からの顧客はあり、また後継者も充実しており、一定の維持が図られています。また、松井田商店街においては、空き店舗を活用したコミュニティ施設づくりがはじめられており、今後はこうした魅力ある個性的な商店街づくりが課題となっています。

図表 商店数・年間商品販売額の推移

単位：店・百万円

	平成6年	9年	11年	14年	16年
商店数	789	715	723	729	730
年間商品販売額	62,843	60,535	62,784	58,084	59,318

資料：商業統計調査

#### 施策の体系

##### 商業

- 1. 商業環境の整備
- 2. 集客イベントの創出
- 3. 経営基盤の強化
- 4. 商工会の強化
- 5. 空き店舗の活用



## 施策展開の方向

### 1. 商業環境の整備

道路整備により歩道をバリアフリー化<sup>※</sup>し、高齢者、障害者などの買い物客、来訪者に安全性を確保するとともに、特色ある街路灯の整備など環境や機能の充実を図ります。

また、旧中山道の宿場町のおもかげを醸し出す街並景観を形成し、市民、来訪者、観光客の情報発信基地ともなるコミュニティ施設を設置して親しみのある商店街の整備に努めます。

### 2. 集客イベントの創出

商店街の活性化対策として、既存のイベントを充実するとともに新たなイベントを開始し、集客を強化します。

### 3. 経営基盤の強化

商店経営の近代化、合理化を図るため、経営講座、企業診断、商店街診断を実施するとともに大量仕入れによる販売コストの低減化のため組合化、共同化を推進します。

また、中小企業設備近代化・経営安定化資金の活用を推進し、商業活性化支援事業を活用するなど、資金調達を図ります。

### 4. 商工会の強化

商工会の指導部の充実強化、商店街組合などの育成、サービス組織の改善やプレミアム商品券の導入推進などにより、商工会の強化、拡充を図ります。

### 5. 空き店舗の活用

安中・松井田地域の商店街の空き店舗を、休憩所や展示、情報提供、市民の交流の拠点などのコミュニティ施設として活用します。

## 2. 工業

### 現況と課題

- 本市は、首都圏への近接性、利便性の高い高速交通網、戦前から育まれて蓄積されてきた高度な基盤技術の集積や豊かな自然環境などの立地条件の優位性により工業都市へと発展しつつあります。
- 総面積 25.2 ha の安中工業団地をはじめとする既存工業団地に加え、新たに中野谷地区（横野平）18.1 ha、八城地区（大見山）3.2 ha の工業用地を創設し、数社の立地を見込んでいます。
- 日本経済が着実な回復基調にあるなかで、工場立地も上向きにあるなど、経済情勢に明るさがみえてきました。
- 景気の回復を、市内のすみずみにまで行きわたらせ、地域の活性化を図るため、産業集積の維持・継続を図るとともに、新産業の誘致・集積を目指します。

図表 事業所数・製造品出荷額の推移

単位：店・千万円

	平成6年	9年	11年	14年	16年
事業所数	244	213	220	196	187
製造品出荷額等	23,960	27,469	26,953	24,743	27,536

資料：工業統計調査

### 施策の体系

#### 工業

1. 工業団地の造成
2. 優良企業の誘致
3. 中小企業の経営基盤の強化

## 施策展開の方向

### 1. 工業団地の造成

横野平工業団地、大見山工業団地造成事業の加速化を図ります。また、市内の適地に工業団地の造成を推進します。

### 2. 優良企業の誘致

地域経済の活性化や発展に大きな効果・波及があると考えられる企業を誘致します。そのため、本市の立地条件や魅力を県内外に積極的に情報発信し、本市に対する関心を高めていきます。

誘致した企業や市内企業に対しては、積極的に訪問し、企業動向やニーズの情報収集、産業のPRなど企業と行政とのネットワークを形成し、市内での事業の維持・継続、発展が図られるようフォローアップに努めます。

### 3. 中小企業の経営基盤の強化

中小企業の施設や経営の近代化、合理化を支援し、市内中小企業の活性化を推進していきます。

## 第3節 観光の振興

### 1. 観光

#### 現況と課題

- 本市は、豊かな自然環境のなかに名所、旧跡に富み、温泉や湖など観光資源に恵まれています。市内には、磯部温泉や霧積温泉など泉質に優れた温泉地があり、妙義山や秋間梅林などの自然を活かした観光スポット、鉄道文化むらや旧丸山変電所、めがね橋など地域の歴史を感じさせる観光・文化施設などの観光資源が多くあります。今後は、これらの点在する固有資源を活用しネットワーク化するため、路線を整備しアクセス性の向上を図り、回遊性・特色性に富んだ観光事業を推進していく必要があります。
- 本市を取り巻く交通環境も北陸（長野）新幹線に「安中榛名駅」、上信越自動車道に「松井田妙義」と「碓氷軽井沢」のインターチェンジを有しており、首都圏をはじめとして、信越・北陸・関西方面との時間が短縮されています。
- 今後は、こうした交通体系の変化にも対応する観光施策が求められており、広域観光では西毛地域最大の宿泊拠点の役割を担う磯部温泉を中心に隣接する国際的なリゾート観光地軽井沢との提携や、近隣市町との連携を強化した広域観光ルートの設定、確立を図る必要があります。
- 観光客の多様化、高度化するニーズに対応するため、もてなしの心で、お迎えする体制を整備し、新規やリピーターが増えるような取り組みが必要です。また、今後の国際観光の進展を踏まえ、外国人観光客に備えた施設改善、整備などをはじめとして、誘客対策やPRなど、国際観光を推進することも重要です。

図表 観光入り込み客数の推移

単位：人

	平成14年	15年	16年	17年	18年
秋間梅林	300,050	301,000	281,390	275,000	280,200
磯部温泉	260,933	244,025	222,817	215,470	227,623
恵みの湯	238,418	247,281	234,522	229,099	216,313
国民宿舎「裏妙義」	12,523	12,926	13,598	11,693	10,264
霧積温泉	14,358	16,765	15,174	15,670	13,855
小根山森林公園	13,490	9,499	8,615	8,121	9,960
市営八風平キャンプ場	508	275	411	326	502
五料の茶屋本陣お西お東	12,201	8,371	9,747	10,168	9,633
くつろぎの郷	5,406	5,398	4,487	4,670	4,233
峠の湯	199,965	204,884	188,490	187,046	193,695
碓氷峠鉄道文化むら	181,357	180,903	180,436	201,072	191,473
計	1,239,209	1,231,327	1,159,687	1,158,335	1,157,751

資料：商工観光課、松井田支所産業建設課

## 施策の体系

### 観光

- 1. 観光基盤の整備
- 2. 歴史的文化遺産観光ネットワークの構築
- 3. 受け入れ態勢の整備
- 4. 観光情報発信の強化

## 施策展開の方向

### 1. 観光基盤の整備

#### (1) 観光振興による地域の活性化

富岡製糸場と絹遺産群として世界遺産暫定登録リスト入りした碓氷峠鉄道施設である「めがね橋」周辺に観光客用の駐車場・トイレなどを整備します。

また、横川駅より旧鉄道敷を利用して開設した遊歩道「アプトの道」を熊ノ平まで延伸します。

歴史と文化の香り高い旧中山道「坂本宿」の町並みを整備します。

#### (2) 活気ある温泉街の整備

磯部温泉街の道路を整備して、散策コースを設定し、にぎわいを醸し出します。また、「足湯」施設の充実化を図ります。

健康増進施設「恵みの湯」と宿泊施設の連携を強化して相乗効果を発揮します。

#### (3) 観光地の基本的整備

秋間梅林の課題と懸案となっている狭少な進入道路の解消を図ります。

秋間梅林地域に「梅の木オーナー制度」を導入し、また榛名、箕郷地域と連携する「ぐんま三大梅林」観光地として維持管理を図ります。

「観梅公園」を花木公園として充実を図ります。

国民宿舎「裏妙義」周辺を観光資源としての有効活用を図ります。

#### (4) 交通体系の変化に対応した観光客誘致

高速交通網の利便性に恵まれた特性を活かし、広域範囲な観光客の流入を促進します。

#### (5) まちかど美術館・まちかど博物館・まちかどふれあい交流館の創出

市街地の空き店舗などを活用して、地域の文化遺産の展示や市民作品の展示・発表の機会を設けるなど、観光客にも市民にとっても、身近で親しみやすい芸術文化の拠点として整備を図ります。

## 第4章 にぎわいと活力のあるまちづくり

### 2. 歴史的文化遺産観光ネットワークの構築

#### (1) アクセス道整備による観光振興

市内各地にある歴史的建造物や観光施設のアクセス道路（観光路線）を整備し、また周辺道路については景観に配慮した路面の整備を進めます。併せて、観光案内板や誘導サインを設置するなど利便性の向上を図りながら、観光エリアとして振興を図るための諸施策を展開します。

#### (2) 広域ネットワークの構築

隣接市には、日本初の器械製糸工場である旧富岡製糸場、本市には、全国でただ2カ所となった器械製糸場の一つである碓氷製糸農業協同組合があり、広域ネットワークの構築には、好条件となっています。季節ごとのイベントや広域な宣伝を共同で効果的に実施するよう努めます。文化遺産と既存の観光施設などをネットワークさせ、峠、生糸の歴史探訪、自然観察、森林浴、温泉浴などを堪能してもらい、さらに訪れた人々が親しみの持てる環境づくりを進めます。

また、安中榛名駅を核として、自然・歴史・文化拠点のネットワーク化を図る遊空間の整備を進めます。

### 3. 受け入れ態勢の整備

本市の魅力を伝えるため、観光案内ボランティア※・ガイドを育成します。

高齢者や障害者に配慮した観光施設やトイレの整備拡充など福祉に対応した観光振興を図ります。

また、観光パンフレットの外国語の標記や観光案内板、解説板などにも配慮して国際観光を推進します。

### 4. 観光情報発信の強化

#### (1) 広域連携による情報発信

(社)日本観光協会と(財)群馬県観光国際協会などの観光上部団体との連携による観光情報の交換を行います。また、西上州観光連盟・妙義山観光宣伝協議会、妙義荒船佐久高原国定公園連絡協議会、安中榛名駅周辺観光振興協議会・上信越道沿線地域連絡会・ぐんま三大梅林振興会議などの広域観光団体を活用した首都圏観光キャラバン、さらには、東北関西方面を視野に入れた単独キャラバンを実施します。

#### (2) 情報発信媒体の拡充

観光ポスター・観光マップ・観光物産パンフレットの作成、案内板の設置など宣伝強化、充実を図ります。

また、公共電波や報道機関を活用して積極的なPR活動を展開します。

本市および観光協会のホームページを充実させるとともに民間観光事業者が作成しているホームページに積極的に情報資料を提供します。

## 第4節 新産業の創出

### 1. 新産業

#### 現況と課題

- 国内経済は回復基調にあるとはいえ、市内中小企業を取り巻く経済環境は依然として厳しく、この状況を改善して地域経済の活力を取り戻すことが急務となっています。
- そのためには、新しい市場や雇用を創出する担い手として、創業や新事業・新分野にチャレンジする中心企業の育成が必要です。積極的に技術力を強化し新商品開発することに加えて、一つの分野において事業を続けるだけでなく、異なる分野との交流や組み合わせのなかで新しい産業を創出しながら、地域の特性や資源を見直し、これまでと違った発想や視点で産業活動を行っていくことが必要です。
- 現在、地域に密着したコミュニティビジネス\*などの新しい形態の起業への支援が求められており、また、ビジネスチャンスを生み出す人や情報のネットワークの形成、時代に応じた職業能力の育成、経営ノウハウの育成などの環境整備も重要となります。

#### 施策の体系

##### 新産業

- 1. 創業・ベンチャー支援
- 2. 新しい産業の創出

## 施策展開の方向

### 1. 創業・ベンチャー支援

県の支援機関を通じ、成長性の高い技術・商品などを有する創業者やベンチャー企業を発掘し、ビジネスプランの作成やビジネスパートナーとのマッチングなど、事業化まできめ細やかな支援を行い、具体的な成功事例を創出します。

### 2. 新しい産業の創出

市民生活に身近な環境・文化産業や介護保険事業などの新たな需要に対応する福祉関連産業などの支援、農林産物などの地域資源や自然を活用したものづくりなどの事業を育成します。また、起業支援の場として、商店街の空き店舗の活用を進めます。



## 第5節 労働環境の充実

### 1. 労働環境の充実

#### 現況と課題

- 産業のサービス化・情報化や経済のグローバル化の進展など国内の経済環境は急激に変化しており、企業の体質改善や高度技術化に伴う省力化が進み、雇用環境は依然として厳しい状態にあります。また、産業構造の変化や仕事に対する価値観の多様化により、契約社員や派遣社員、パートの増加など、就業形態の多様化も進んでいます。そのため、安定した雇用の確保が図られるよう就労の場を拡大し雇用の促進に努めることが求められています。
- 本市の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍を超え全体としては回復、改善基調にありますが、需要・供給にアンバランスがあるため若者については依然として失業率が高く、中高年齢者・障害者についてもいまだ厳しい雇用環境にあります。
- 少子高齢化に伴う労働力人口の減少が予想されており、女性の就業促進などにより労働力の確保を図るなど、雇用環境の変化に的確に対応していくことが課題となっています。
- 近年、非正規職員の増加や能力主義的人事管理の拡大など労働環境の変化が著しく、さまざまなストレスを抱える勤労者が増加しており、働く人たちのメンタルヘルス対策が重要性を増しています。

#### 施策の体系

##### 労働環境の充実

- 1. 雇用対策
- 2. 職業能力の開発促進
- 3. 勤労者福祉対策

## 施策展開の方向

### 1. 雇用対策

企業誘致、既存企業の育成により、雇用の確保を図ります。

国、県または関係機関などとの連携を強化し、働く意欲のある中高年齢者や障害者の雇用促進に努めます。

また、男女雇用機会均等法をはじめとした関係法令の啓発などにより、就労面における女性の地位の向上に努めます。

### 2. 職業能力の開発促進

若年者、離転職者などを対象とする職業能力開発機会の充実を図ります。

職業体験機会の充実や、国・県と連携したインターネット\*活用による情報提供やカウンセリングの実施、求職者の就職能力開発支援や職業意識の啓発などを行います。

### 3. 勤労者福祉対策

勤労者の生活安定、福祉の向上、雇用の安定を図るとともに、勤労者の住宅建設を促進するため、融資、利子補給助成制度の充実化に努めます。

また、勤労者の退職後の生活確保、福祉の増進と従業員の定着化を促進するため、中小企業退職金、特定退職金制度に加入した事業主に対して、掛け金の一部を助成し、普及に努めます。

勤労者のさまざまな不安に対応するため、関係機関と連帯して、カウンセリング、メンタルヘルス相談などの事業の充実を図ります。

## 第5章

# 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

---

---

第1節 効率的行財政運営

第2節 市民参加の推進

## 第1節 効率的行財政運営

### 1. 行政運営

#### 現況と課題

○少子高齢化や住民ニーズの高度化・多様化など社会の変化に的確に対応した行政運営がより一層強く求められています。また、地方分権の進展により、地域の自主性、自立性が問われるようになっており、財源や人的資源の制限のなかで、多様化する住民ニーズや行政課題に迅速に対応していくためには、従来の制度や施策、組織などを見直すことが求められます。

○本市では、平成18年度に「集中改革プラン」を策定し、行政改革を進めています。この計画は、平成19年度に策定する行政改革大綱・同実施計画にもとづき必要な改定を行いますが、今後もこれらの計画にもとづいて住民の目線に立った行政運営を進める必要があります。

#### <組織の見直し>

○簡素で効率的な組織・機構を確立し、住民の多様なニーズに対応できるよう、組織の見直しが必要となっています。

#### <職員の資質の向上>

○住民との協働\*のまちづくりを進めるため、人材育成基本方針を策定し職員一人一人の資質の向上、能力の開発を進め、積極的な意欲と行動力を持つ人材の育成に努める必要があります。また、人事制度を能力・実績に対応したものに見直す必要もあります。

#### <庁舎の老朽化対策>

○老朽化が進む庁舎については、耐震化を進め、災害時には防災拠点や避難場所としての役割を果たせるような機能・構造とする必要があります。また、だれもが快適に使用できるように庁内の掲示を分かりやすくしたり、バリアフリー化\*・ユニバーサルデザイン化\*を進めることも必要です。

#### <駐車場不足の解消>

○本庁の駐車場では、市民の健康診断や予防接種、各種会議、議会などが重なり、駐車場の混雑・不足の改善が課題となっています。

#### <市有未利用地などの活用>

○市有の土地・建物には、現在、公共施設などとして利用されていないものがあり、これらについても管理費用が生じるため、活用方法の検討が必要となっています。

#### <協働・参画と情報化の推進>

○市政の推進や、市民参加の推進のため、本市に関する各種統計データをまとめた冊子を作成し、政策判断や事業の実施に活かしていくことが求められます。また、市民に積極的に情報を公開し、市民参加や協働を進めていきます。

### <業務の民営化>

○行政運営の効率化を進めるため、事務事業や施設管理の民間委託などを推進する必要があります。



#### 施策の体系

##### 行政運営

1. 行政改革の推進
2. 組織の見直し
3. 業務の効率化
4. 職員の資質と能力の向上
5. 庁舎などの整備
6. 市有未利用地などの活用
7. 協働・参画と情報化の推進
8. 業務の民営化の推進

#### 施策展開の方向

##### 1. 行政改革の推進

行政改革大綱（集中改革プランを含む）の策定や行政評価システムの導入を行います。専門的見識と職員外の視点を取り入れるため、行政改革審議会および部会を有効に活用します。

健全な財政運営に向け、内部管理経費の縮減や補助金の見直しなどを実施し、改革の推進を図ります。

職員に厳しい財政状況を認識させ、地方分権推進の意欲を高めるため、行政改革推進会議

## 第5章 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

および部会の会議を活性化し、行財政運営の改革を推進します。

### 2. 組織の見直し

簡素で効率的な組織・機構を確立し、効果が認められる部分での民間委託などの導入、住民との協働<sup>\*</sup>を進める必要があります。また、住民からみた利便性を考慮し、組織の決断、決定のスピードを速めるための組織のフラット化や総合窓口化、ワンストップサービス<sup>\*</sup>化の実施に向け、組織づくりを行います。

### 3. 業務の効率化

行政の受け持ち分野の精査を住民や有識者の参加のもと行い、民間が行ったほうが良いものは、廃止したり民間などに委託します。

職員提案制度は、職員から提案しやすく、提案内容やアイデアが事務改善に結びつきやすいように制度の改善などを行い、一層の充実を図ります。

### 4. 職員の資質と能力の向上

行財政運営の改革を推進する人材の育成と職員の意識改革、職員採用からはじまる人事考課制度の整備、運用を行います。また、職員への財政状況とその見通しについての理解を図り、民間をチェックする能力の向上のほか、民事問題に対する法務能力の向上など、複雑・多様化への対応を図るための職員のレベル向上に努めます。

### 5. 庁舎などの整備

庁舎については、市民が安心して利用できるよう、今後、大規模改造や建て替え、既存建築物の利活用を含めた一部行政機能の移転など、多角的視野から検討を行います。これにもとづき、中長期的な計画を策定し、対応を図っていきます。

駐車場については、庁舎の建て替え・一部行政機能の移転などを検討するなかで、併せて対応していきます。

### 6. 市有未利用地などの活用

現在、公共施設などとして利用されていない市有土地・建物は、売却や貸付などの検討をしていきます。

また、利用計画があるものについても、目的変更や中止を含めた再検討を実施し、今後の方向付けを行います。その結果にもとづき、市有財産としての適正かつ有効な活用を図ります。

### 7. 協働・参画と情報化の推進

市行政の推進や、市民参加や協働<sup>\*</sup>を進めていくために、詳しい統計データを網羅した、分かりやすい統計書を作成します。また統計書は、5年ごと（国勢調査の2年後）に改訂することを基本とします。

## 8. 業務の民営化の推進

すべての事務事業について、一部あるいは全部を民間委託することも含め、そのあり方の検討を行い、対象となる事務事業を整理し、順次実施します。

同様に、すべての公の施設について、指定管理者制度<sup>\*</sup>導入の適否や廃止、売却を検討し、必要に応じ、順次導入を進めます。

## 2. 財政運営

### 現況と課題

- 本市の財政状況は、歳入においては、企業業績の好調な回復と三位一体改革による税源移譲により、市税の増収が見込める状況ですが、国庫補助金の削減と地方交付税の見直しに伴う減収が市税の増収分を上回る見通しから、今後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。
- 歳出においては、少子化対策や高齢者対策をはじめとする社会福祉関係施策の充実など社会情勢に即した諸事業を推進する一方、人件費や物件費をはじめ、歳出全般を抑制することにより収支の均衡を図ってきましたが、今後は急速な高齢化により、さらに医療費や介護保険サービス費などの増加が予想されます。
- このような厳しい財政状況の下であっても、多様化する地域・住民の要請などを踏まえ、市政の課題への積極的取り組みを推し進めることが強く求められているため、引き続き行財政改革の推進などを通じ、財政の健全化を図る必要があります。

図表 財政力指数等

単位：千円・%

	平成17年度	18年度
標準財政規模	13,700,221	13,809,152
財政力指数	0.679	0.726
実質収支比率	9.8	9.6
経常収支比率	98.2	92.8
経常一般財源比率	105.0	105.1
実質公債費比率	17.0	17.5

資料：財政課

### 施策の体系

#### 財政運営

1. 市税の収納率向上
2. 歳出削減
3. 健全な財政運営の推進



## 施策展開の方向

### 1. 市税の収納率向上

歳入においては、市税の収納率向上を重点課題として、適切な納税指導と滞納処理の強化に努めるとともに、納税方法の弾力化を進め納税者の利便を図っていきます。

### 2. 歳出削減

歳出においては、事業の必要性や有効性を検討して、効率的な事業執行に努めるとともに、さらなる行財政改革の推進により歳出の削減に努めます。

また、合併によるスケールメリットを活かした行政のスリム化、合理化などによる財政基盤の強化をさらに進め、人件費などの経常経費の節減に努めます。

### 3. 健全な財政運営の推進

社会情勢を的確に把握して、歳入と歳出のバランスの取れた健全な財政運営を推進していきます。また、広報紙やホームページなど多様な方法により、財政情報を広く市民に提供していきます。

### 3. 情報の公開と適正な管理

#### 現況と課題

- 市民と行政とが信頼ある関係を構築し、協働<sup>\*</sup>によるまちづくりを推進するためには、透明で公正な行政運営や情報の共有化は、欠かせないものとなっています。
- 本市ではこれまで、広報紙または行政資料コーナーによりさまざまな行政情報を提供するとともに、「安中市情報公開条例」にもとづき、請求に応じて公文書を開示してきました。
- その反面、情報公開制度<sup>\*</sup>と併せて、情報ネットワーク化の進展や業務の電算化に伴い、行政が保有する大量の個人情報の保護を、より一層図ることが重要な課題となってきています。このため、「安中市個人情報保護条例」に、個人情報の漏洩などに対する罰則規定を設けるとともに、職員に対し、個人情報保護の重要性について意識啓発を行っています。
- 個人情報保護、情報公開制度の適正な運営を図るために、文書管理を改善し、迅速な情報提供や個人情報の厳重な管理に努める必要があります。

図表 情報公開請求件数の推移

単位:件

平成15年度	16年度	17年度	18年度
56	33	28	11

資料:秘書行政課

#### 施策の体系

##### 情報の公開と適正な管理

- 1. 情報公開の充実
- 2. 個人情報の保護
- 3. 適正な文書管理

## 施策展開の方向

### 1. 情報公開の充実

情報公開制度<sup>\*</sup>の適正な運営に努め、コンピュータによる文書目録の情報検索など、事務の迅速化を図るとともに市民に分かりやすい情報の公開を推進します。また、市民に幅広い行政情報を提供するために、行政資料コーナーを充実させます。

### 2. 個人情報の保護

情報の公開に当たっては、個人情報の保護に十分配慮するとともに、社会環境の変化に伴い、時代や市民要望に即応できるよう個人情報保護条例、情報セキュリティポリシー<sup>\*</sup>の改正を行い、的確で厳正な個人情報保護に努めます。

職員および民間委託事業者に対して、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための研修、指導を徹底し、個人情報保護の充実を図ります。

### 3. 適正な文書管理

市民が情報公開制度を有効に活用できるよう、公文書が適正に管理され、公開すべき情報を速やかに提供することができるファイリングシステム<sup>\*</sup>を研究するとともに、情報の電子化を推進し、電子決裁を含んだ効率的な文書管理システムを確立します。

## 4. 高度情報化

### 現況と課題

- 近年の情報通信技術の発展と普及はめざましく、行政運営の効率化や市民サービスの向上、地域情報の受発信機能の強化など、まちづくりや身近な市民生活の領域まで大きな影響を及ぼすようになっていきます。
- 本市では、県および県内市町が共同で運用する「ぐんま電子入札共同システム」が稼働し、入札参加資格申請を電子申請によって受付していることから、電子入札導入のための素地はできています。
- 入札・契約事務の電子化は、省資源・省スペースのほか、事務の迅速化・効率化、財政健全化に貢献するものとして早期の導入が必要です。この入札・契約事務の電子化によって、一層の透明性確保を推進することができます。そのためにも、電子自治体\*推進計画を策定し、行政情報ネットワークを構築する必要があります。
- 光通信網は、NTTにより安中局、原市局が開通し順次地域内で拡張されていますが、松井田局、横川局は開通に至っておらず、地域によって情報設備格差が生じています。
- 平成13年に電波法改正などにより、平成23年7月までにアナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行となります。より高度な情報通信の基盤を構築することと、視聴者が高画質、高音質な放送を楽しめることやデータ放送の充実などが図れるようになりますが、デジタル放送難視聴地域では、受信施設の新設・改修など住民の負担が著しく過重となります。
- 今後は、ICT\*社会の進展に対応し、業務の効率化・高度化と市民サービスの高度化・迅速化を図るため、電子自治体の構築、地域の情報化が求められる状況となっています。

### 施策の体系

#### 高度情報化

- 1. 電子自治体の構築
- 2. 地域情報化

## 施策展開の方向

### 1. 電子自治体の構築

#### (1) 計画的な電子自治体化の推進

電子自治体<sup>\*</sup>構築のため、電子自治体推進計画を策定します。また、課および職員ごとに、業務、事務に応じ、パソコンおよび搭載するソフトウェア、インターネット<sup>\*</sup>環境の必要性を精査し、必要な配置を行うなど、行政情報の電子化を進め、事務の効率化と合理化を図ります。

#### (2) 契約事務の管理

電子自治体化の進展により、迅速かつ適切な発注事務を行うとともに行政内部における情報の共有、連携を図り、契約事務の一元管理を図ります。

#### (3) 電子入札・電子契約の推進

地域における事業者のICT<sup>\*</sup>化を支援するとともに、調達契約における電子入札および電子契約を導入し、事務の効率化およびコスト縮減を推進します。

#### (4) 情報共有・電子納品の推進

契約の相手方と情報を共有し、打ち合わせや諸届の提出のほか、成果品の納品、引渡しを電子的に行うことにより事務の効率化およびコスト縮減を推進します。

#### (5) 情報の透明性の向上

インターネットを利用して契約事務の透明性を向上させ、行政に対する住民の信頼確保を促進します。

#### (6) 職員の情報化対応

情報処理能力の高い職員の育成と確保を行います。コンピュータを使用する職員全員が、コンピュータの原理、ハードウェアやソフトウェアの仕組み、データの扱い、ネットワークに関する知識を習得することとします。

### 2. 地域情報化

#### (1) 地域間の情報格差の解消

市民の情報通信環境の向上を図るため、通信事業者への働きかけによって、光通信網が未開通の地域での整備を進めます。また、地上デジタル放送難視聴地域の調査や共同受信施設の情報整備などを検討します。こうした地域間の情報格差の解消に当たって、市が費用を負担しても開通させるかについては、必要性、費用対効果などを考慮し慎重に進めます。

#### (2) 情報通信活用による市民生活の向上

緊急通報システムを活用し、日常生活における情報が提供できるよう検討するなど地域情報化の取り組みを推進していきます。

## 5. 広域行政

### 現況と課題

- 生活圏、経済圏の拡大や生活様式の多様化に伴って、広域化、複雑化する諸問題に対応するため、既存の広域行政機構の範囲を超え、他の近隣自治体との連携を深めていくことが重要となっています。
- こうしたなか、本市では、消防・救急業務などについて、一部事務組合による共同処理を行っています。
- 本市と高崎市の2市で構成する高崎市等広域市町村圏振興整備組合は、保養施設の国民宿舎裏妙義、老人休養ホームゆうすげ、スポーツ施設の西毛総合運動公園、さわやか交流館、体験施設の臨海学校、考古資料館のかみつけの里博物館の6つの組合施設を有しています。
- 構成が2市になったことにより、広域組合行政の見直しが課題となります。
- 急速な高齢化により、老人医療費が増大するなか、老人医療制度の見直しが進められ、群馬県後期高齢者医療広域連合が設立され、平成20年度から後期高齢者医療制度<sup>※</sup>が施行されます。

### 施策の体系

#### 広域行政

- 1. 広域行政の推進
- 2. 地域連携の強化
- 3. 後期高齢者医療制度の啓蒙・啓発

## 施策展開の方向

### 1. 広域行政の推進

周辺市町村と相互の地域性を活かしながら、共通する施策の課題提議やその解決に向けた広域的共同事業を実施します。

### 2. 地域連携の強化

高崎都市圏との連携を強化するため、高崎都市圏推進事業を進めます。また、富岡・甘楽地域との連携のため、西毛地区開発協議に取り組みます。

### 3. 後期高齢者医療制度の啓蒙・啓発

平成20年度からはじまる後期高齢者医療制度<sup>\*</sup>について、新制度の啓蒙・啓発を行い、理解を得るよう努めます。

## 6. 市民サービスの向上

### 現況と課題

- 市民の生活様式が多様化し、休日や市役所以外の場所における窓口の開設など、行政手続きにおける市民サービスの利便性向上が求められています。
- 現在、本庁市民課では、平日の月曜日から金曜日の午後6時まで、さらに月2回（第1・第3日曜日）の午前8時30分から正午まで、休日窓口を開設しており、住民票、戸籍、印鑑証明などの諸証明を発行するなど、市民のニーズに対応したサービス精神をモットーとして、利用しやすい市役所づくりに努めています。
- 市民の利便性を考え、教育委員会分室で行っていた小中学校への児童・生徒の入学・転入手続きは、市民課で行うことになりました。
- 電子政府実現のため、政府の指導による住民基本台帳ネットワークシステムの導入および公的個人認証を実施しています。
- 住民基本台帳カードの取得については、身分証明としての利用のみで、十分な機能とはいえない現状です。住民基本台帳カードの普及のために、多目的利用の拡大を進めるとともに、それに伴う環境の整備が必要です。
- ICT※を活用したシステムにより、各種証明書の発行など、手続きの簡素化と迅速化を図りながら、市民サービスをより便利にしていくことが求められています。



### 施策の体系

#### 市民サービスの向上

- 1. 窓口サービスの向上
- 2. ICTを活用したサービスの向上



## 施策展開の方向

### 1. 窓口サービスの向上

窓口業務のサービスについて、休日窓口、時間外窓口の充実に努めて市民の利便性向上を推進します。

また、職員に窓口対応の研修を受けることによって、職員の意識改革を促して、より早くより親切的な対応により、市民サービスの向上に努めます。

### 2. ICT\*を活用したサービスの向上

住民基本台帳カードの普及のため、図書館の利用などにも用途を拡大し、それに伴う環境の整備に努めます。

電子自治体\*推進計画にもとづき、インターネット\*などを利用した市民サービスの提供に努めます。

## 7. 広報・広聴

### 現況と課題

- 本市では、広報活動として、市政に関するさまざまな情報を市民に提供するため、「広報あんなか」や「おしらせ版あんなか」の発行、このほか各種団体が発行する機関紙などを活用してきました。しかし、「広報あんなか」は月1回という発行のために情報掲載の時機を逸することが課題となっています。
- 市ホームページでも情報掲載を行っていますがより積極的かつ迅速な情報発信を促進することが必要です。
- 広聴活動として、市民の声を積極的に吸収し、市民ニーズを正確に把握するため、市長対話の日に市長と市民との直接対話の機会を設けたり、市民投書箱「市民の声」の設置、市有施設など見学会、市政モニター制度\*などを行っています。
- 市政モニターについては、近年廃止する動きがみられ、他の広聴制度も充実してきたことから、制度の存続を検討する必要があります。市民の声については、利用が少ないため、周知徹底が必要です。

### 施策の体系

#### 広報・広聴

- 1. 広報の充実
- 2. 広聴の充実

## 施策展開の方向

### 1. 広報の充実

市政の情報を分かりやすく、正確・迅速に提供するなど、市民ニーズに合った広報紙やホームページをつくっていきます。

### 2. 広聴の充実

市民参加のまちづくりを推進するため、市長対話の日、市民の声などの充実に加え、メールなどの通信手段の活用を推進し、建設的な意見を市政に反映していきます。

なお、市政モニター制度<sup>\*</sup>については、制度の見直しを検討します。

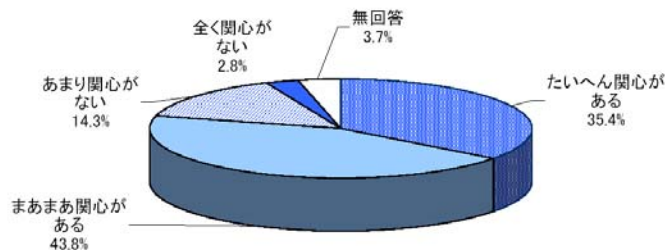
## 第2節 市民参加の推進

### 1. 市民参加の推進

#### 現況と課題

- 合併後間もない本市の新しいまちづくりを進めるためには、市民の多様なニーズを的確に把握しながら、地域の実情に合わせた施策・事業を行政と市民の協働\*により決定し、実施していくことが重要です。
- そのため、市民参画・協働の市政運営を推進し、市民が自ら地域づくり、まちづくりを担う市民自治へと発展させていくように、市民が市政に幅広く参画できる仕組みを構築していく必要があります。
- 本市では、これまで、市政情報を市民に提供するために、広報紙やホームページなどによる広報活動を進めており、また、市政に市民の声を反映するため、市長対話の日、市民の声、各種審議会などさまざまな機会を設けてきました。
- 今後は、市政情報の提供手段をさらに多様化・充実するなど積極的な情報公開を進めていくとともに、市の施策・事業などの目的や必要性、効果などについてきめ細かく説明していくことが求められています。また、市民からのさまざまな提案や意見を反映していく取り組みなどによって、行政への市民参加を積極的に推進していくことが必要です。
- 近年、NPO\*やボランティア\*団体が、新たな地域活動の担い手として必要とされ増加が期待されています。こうした市民による活動の促進を図るため、NPO法人およびボランティア団体の関係者間のネットワークづくりが必要になります。また、人材の育成や確保、資金面での活動支援が必要です。

図表 まちづくりへの関心の有無



資料：安中市総合計画策定のための市民アンケート調査の結果

## 施策の体系

## 市民参加の推進

- 1. 市民参加のシステムづくり
- 2. 地域コミュニティの充実
- 3. 市民活動の支援
- 4. 市政情報の公開と共有

## 施策展開の方向

**1. 市民参加のシステムづくり**

行政への市民参加促進のため、意識啓発や学習機会の拡充を図ります。各種審議会・委員会への一般市民の参加、若者や女性などの市政に対する積極的な参画を推進し、また、パブリックコメント<sup>\*</sup>の制度化など、政策形成段階からの市民参加を拡充します。

**2. 地域コミュニティの充実**

市民活動のきっかけや機会の提供、活動のネットワークづくりのため、地域コミュニティの活動を支援し、ともに支え合う仕組みづくりを進めます。そのため、地区公民館・自治会など集会施設など活動拠点を整備します。

**3. 市民活動の支援**

市民のまちづくり活動への参加を促進するため、市民が自発的に行うNPO<sup>\*</sup>、ボランティア<sup>\*</sup>活動団体の把握に努め、団体とその活動内容を広く市民に紹介し、市民活動への参加意欲を高めます。

また、各種団体の活動のネットワークを形成し、活動の相談などの体制を整備するなど、市民の社会貢献活動を支援できる体制を確立していきます。

**4. 市政情報の公開と共有**

市政に関する情報を、広報紙やホームページなどを通じて積極的に発信し、市民と行政との情報共有化を図ります。

## 2. 男女共同参画

### 現況と課題

- 少子高齢化の進展、家族形態や産業構造の変化などのなか、豊かで活力に満ちた社会を築くため、男女がお互いに尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会\*の実現が求められています。
- 社会の変化に伴う個人のライフスタイル\*が多様化し、女性の社会進出が進むなかで、だれもが社会のあらゆる分野に平等に参画できる社会に向け、男女平等や、女性の地位向上に向けた法律や制度が整備されてきています。
- 法制度上の性差別は解消されつつあるものの、「男は仕事、女は家庭」という固定的役割分担意識や制度・慣習にとらわれた男女の差別は、職場・家庭・地域の至るところで依然として根強く残っています。
- 現在、わが国では少子高齢化が深刻な問題とされていますが、少子化については、女性に「出産」か「仕事」の二者択一を迫る社会構造が原因の一つとされています。女性が働きやすく、活動しやすい環境を整備するには、社会全体の意識改革や男性の働き方を変えることによって、男女が家庭・仕事・地域での役割をともに担っていくことが必要です。
- ドメスティック・バイオレンス\*やセクシュアル・ハラスメント\*などの人権侵害が社会問題化していることから、安心して相談できる環境づくりを進めていくことも重要です。

図表 政策等決定の場への女性参画の状況

単位：人・%

	平成16年度	17年度	18年度	19年度
審議会等総委員数	374	429	(注) 147	313
うち女性委員比率	14.2	15.6	(注) 10.9	16.6
委員会等総委員数	82	83	63	48
うち女性委員比率	9.8	9.6	7.9	8.3
管理職総数	164	164	182	170
うち女性管理職比率	9.1	9.8	8.2	8.2

注：平成18年度の審議会等総委員数については、合併直後のため、委員の未選出あり

資料：企画課（各年4月1日現在）

### 施策の体系

#### 男女共同参画

1. 男女共同参画社会形成のための意識啓発
2. 女性の社会参画の促進
3. 女性を守る環境整備

## 施策展開の方向

### 1. 男女共同参画社会※形成のための意識啓発

新たな男女共同参画計画の策定を踏まえ、広報活動や講演会の開催などによって男女共同参画について理解を深める機会をつくり、男女共同参画社会の形成に向けた教育や啓発活動を推進します。

### 2. 女性の社会参画の促進

家庭、職場、地域など、あらゆる分野で、男女が社会の対等なパートナーとなれるよう、政策・方針決定の場への女性の参画の推進、女性人材の幅広い発掘や女性団体などの主体的な活動の支援、事業主に対する啓発の促進など、総合的な施策の展開を図ります。特に市の組織において率先して推進し、管理職への女性の登用、政策・方針決定の場への女性の参加を進めます。また、各種審議会などにおける女性委員の構成率を30%以上となるよう努めます。

### 3. 女性を守る環境整備

ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※などの人権侵害を防ぎ、女性が安心して社会参画できる環境づくりを目指して、実態把握と意識啓発、被害者救済のための相談体制の整備に努めます。





# 資料編

# 1. 主要事業一覧

## 第1章 うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり

### 【第1節 自然の適切な利用】

主要事業名	事業の概要
○都市計画に関する基本的な方針の策定事業	「都市計画法第18条の2」の規定に基づく「都市計画に関する基本的な方針（マスタープラン）」を策定します。
○都市計画地域地区見直し事業	用途地域の見直し及び拡大を検討します。
○国土調査（地籍調査）事業	地籍調査を実施し、地籍の明確化を図り、開発・保全等の利用に資するための基礎資料として整備します。
○新市農業振興地域整備計画策定事業	合併後の農用地の利用計画などを定める「安中農業振興地域整備計画」を策定します。

### 【第2節 都市基盤の整備】

主要事業名	事業の概要
○街路事業	3. 4. 15磯部原市線の供用開始に向けた重点整備を行います。
○都市計画道路網見直し事業	時代のニーズに合った交通利便性を増進するため、事業化されていない路線について、県の都市計画道路見直しの結果を踏まえ、都市計画道路網の見直しを行います。
○広域ネットワーク道路・橋梁整備事業	国道、県道に接続する主要な市道を整備し、あわせて橋梁の拡幅整備を行います。
○道路新設改良事業	幹線道路と生活道路を結び合わせることで、交通網を整備し、安全性や利便性を向上させます。
○橋梁耐震補強対策事業	昭和55年（昭和55年道路橋示方書改訂）以前に設計・施工された幹線市道に架かる橋を優先的に耐震補強工事を実施します。
○踏切改良事業	交通量が多く、通学路でもある中宿地内「切通し踏切」の歩行者及び通行車両の安全を確保するため、改良について関係機関との協議を進めます。
○道路里親制度	市民に里親活動（ボランティア）への参加を広報等で広く呼びかけます。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○公共交通見直し事業	現在、交通空白地帯となっている旧松井田町区域を含めた市域全体の乗合バス、乗合タクシー等運行環境の見直しを行います。
○信越本線活性化対策事業	東京方面から横川までの直通列車運行の誘致や新駅設置の検討を行っていきます。 また、磯部駅北口混雑の解消と利便性向上のため魅力的なまちづくりを推進します。
○建築基準法に係る道路指定事業	限定特定行政庁として、都市計画区域内の全ての道路を10種類の指定道路に分類し、インターネット検索が可能な「指定道路図」及び「指定道路調書」を作成・公開することにより、申請者等の利便性向上と建築確認業務の適正化・迅速化を図ります。
○自由広場整備事業	原市団地住宅建設予定地の空き地を地域住民の憩いの場、災害訓練会場及び災害時の避難場所など多用途利用可能な自由広場として整備します。
○市営住宅改修事業	住宅の老朽化や高齢世帯の増加に対応するため、ストックしている住宅のリフォームやバリアフリー化を通じて居住者の生活の質の向上を図るため、耐震診断を実施し、基本計画を策定します。

【第3節 生活環境の整備】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○老朽施設の更新事業	石綿管更新事業、浄水施設を計画的に更新し、耐震化を図ります。
○水量の確保	新規水源を増田川ダムに求め、管網整備等を促進し、市民に安全・安心で安定した水の供給に努めます。
○地域水道ビジョンの策定	水道事業を取り巻く環境の現状と将来見通しを分析・評価した上で、実現のための方策を含め地域水道ビジョンを作成し、施策の着実な実施を図ります。
○水質の安全性の確保	水質の安全性を強化するため高度浄水処理施設を整備します。
○汚水処理計画策定事業	汚水処理について、流域関連公共下水道、単独公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽のいずれの方法による適切な整備を行うため汚水処理計画を策定します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○流域関連公共下水道整備事業	計画区域面積1,000ha（計画処理人口33,380人）を整備します。 内、122ha（計画処理人口4,150人）については、汚水処理施設整備交付金事業で整備します。
○農業集落排水事業の推進	汚水処理計画に基づき、農村基盤の総合的な整備の一環として、農業集落排水事業を評価、検討し農村生活環境の改善を図ります。
○安中榛名駅周辺交流広場整備事業	安中榛名駅の南側と北側に市民交流の場、癒しの場となるような広場を整備します。
○築瀬二子塚古墳及び首塚の周辺整備事業	築瀬二子塚古墳及び首塚の周辺を史跡公園として整備を検討します。
○一般廃棄物処理基本計画策定事業	一般廃棄物の処理について、市全体の処理基本計画を策定する。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づく一般廃棄物処理基本計画を国の変更指針が示されるのを受け、策定します。
○環境基本計画策定事業	新安中市の環境特性と社会経済の方向を見据えた環境ビジョンおよび21世紀の長期的な環境施策の体系化と重点的な環境施策を提示するとともに、市民各層、企業等の意識・意向の反映と参加の仕組みを構築するため、基本条例の規定に基づき、環境政策の基本計画を策定します。

【第4節 安全な市民生活の確保】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○防犯及び暴力排除推進事業	様々な犯罪、事故等の未然防止に向け、市民の防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を促進します。また、暴力排除のための広報・啓発活動や暴力の排除に取り組みます。
○自主防犯組織活動支援事業	安全なまちづくりを推進するために自主防犯活動を行う団体に対し、防犯用品の購入及び防犯拠点の整備にかかる経費について支援します。
○街路灯管理事業	道路周辺の街路灯の見直しや、夜間における人の行動を視認できる程度以上の照明を確保するため、地域と連携して街路灯の設置を推進し、犯罪の防止に努めます。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○交通安全施設整備事業	道路交通安全施設等の整備については、事故発生状況の分析、検討し、事故多発地点、通学路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路については交通安全施設の整備を推進します。
○高齢者交通安全対策推進事業	高齢化の進行に伴い、今後とも増加することが予想される高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブ等と連携し、高齢者の交通安全教育を推進し、高齢者に対する訪問指導、反射材の効果への理解および反射材用品の活用を促進し、高齢者への交通安全意識の普及、啓発を推進します。
○シートベルト、チャイルドシート着用推進事業	交通事故におけるシートベルト非着用の死者が高い割合を占めていること等を踏まえ、後部座席におけるシートベルトの着用、子どもを同乗させる場合におけるチャイルドシートの着用を含め、シートベルト着用を推進します。
○防災体制整備事業	災害時の正確かつ迅速な情報伝達体制が可能となる防災行政無線デジタルシステムを導入します。一斉通報の同報系と双方向通信の移動系を整備します。また、災害警戒区域や避難場所などを記載した防災ハザードマップを作成します。
○安中消防署庁舎建替事業	災害や救急業務などに備え、市民生活の安全を確保するため、高崎市等広域市町村圏振興整備組合と連携し、安中消防署庁舎を建て替えます。
○旧安中消防署庁舎改修事業	安中消防署の新築移転に伴い、現安中消防庁舎を改修し、安中市消防団倉庫・車庫および備蓄食料・防災資機材倉庫として活用します。
○大気、水質等調査事業	定期的に大気、水質等の調査を行い、公害発生の防止を図ります。
○土地改良法に基づく農用地汚染土壌の排除	公害防除特別土地改良事業として農用地の公害汚染地域、周辺の関連地域を含め土壌の排客土によって汚染土壌を除去するために、国のカドミの基準変更に沿った計画の見直しを行い、土地改良法に基づく区画整理や道路網の整備、地域開発等を組み込んだ事業を実施に向け努力します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○消費生活センター運営事業	複雑・多様化するサービスの提供、商品取引や新商品などに関する消費者からの苦情・相談に対して、適切かつ的確な指導、助言が行えるよう相談窓口の充実を図ります。
○消費者支援強化事業	消費生活に関して必要な知識を取得し、自主的かつ合理的に行動できる賢い消費者を育てるため、消費者啓発や消費者数など消費者支援を強化します。
○事業者適正化指導事業	消費者が合理的なサービス、商品の選択ができるように家庭用品品質表示方法、消費生活用品安全法に基づく立ち入り検査を実施し、事業者に対する指導、監視を徹底します。

## 第2章 いつまでも健康に暮らせるまちづくり

### 【第1節 健康づくりの推進】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○安心して妊娠、出産し、子育てが楽しくできる環境づくり	産婦、乳幼児の健康診査、相談体制、子育て支援策の充実を図ります。
○各種検診の受診率向上と事後指導の充実	各種健診による保健医療サービス体制を整備し、受診率の向上と事後指導の充実を図ります。
○いきいき安中健康21に基づく健康づくりの推進	健康増進計画「いきいき安中健康21」に基づき、市民が主体となって取り組むことのできる予防を重視した健康づくりを推進します。
○公立碓氷病院の施設整備事業	市民に質の高い医療を提供するため、地域の中核機能を有する基幹病院として整備事業を推進します。

### 【第2節 福祉の充実】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○地域福祉計画の策定	地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動に関する住民参加の促進等を取りまとめ、福祉の増進を図ります。
○高齢者保健福祉計画の策定	高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、地域の支援や介護が必要になったときに適切なサービスが受けられる地域づくりを目指します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○地域密着型サービスの充実	住み慣れた地域で生活を継続できるよう利用者のニーズにきめ細やかに対応していきます。
○24時間生活サポート環境整備事業	福祉の家を増築することにより宿泊機能を持たせ、障害を持つ方を安心して預けられる場所を整備します。
○地域ぐるみの子育て環境づくり	地域住民の協力を得て見守り体制づくりをします。
○保育等の充実	延長保育や休日保育、一時保育の充実を図ります。
○子どもへの虐待防止対策の強化	市民への周知及び家庭児童相談室の充実を図ります。
○市立保育園建替事業	老朽化した保育園の建替や経営手法などを検討し、事業を実施します。 (原市保育所、松井田第1、第2保育園)
○学童クラブ設置事業	学童クラブ未設置地区への設置を検討し、事業実施する。
○介護保険給付の適正化	提供される介護サービスの所期効果を検収し、適正化を図ります。
○国保税の納付促進	国民健康保険制度の健全運営を促すため、国民健康保険の医療費の財源である国保税の納付を促します。
○国民年金の加入・保険料納付促進	未加入者及び保険料未納の解消を図り、将来、年金を全員が受給できるように努めます。

### 第3章 生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり

#### 【第1節 生涯を通じての学習の推進】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○生涯学習施設の改修	老朽施設の改修を順次行っていきます。
○情報のネットワーク化	生涯学習事業など学習に関わる情報提供の一元化に努めます。
○人材の育成	生涯学習ボランティアの育成を図ります。
○生涯学習センター整備事業	生涯学習環境を整備するため、施設の建替えや周辺整備を行います。
○利用しやすい施設づくり	バリアフリー化に配慮した老朽施設の改修を推進します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○講座・教育の充実	各年代に適合する講座の開設と開設時間帯の改善に努めます。
○情報の提供	学習情報提供事業の充実に努めます。
○幼稚園の教育環境の充実	私立幼稚園を対象にした運営費補助事業を行い、充実した幼児教育を推進するための人的、物的環境整備を支援します。
○学力向上推進事業	指導方法の改善とマイタウンティーチャー等の配置を計画的に推進します。
○教職員の研修の充実事業	教職員に関する研修内容の吟味や研修プログラムを実施し、教職員の資質向上を図ります。
○学校規模の適正化	よりよい学校運営を行うため、学校規模の適正化について検討を進めます。
○特別支援教育推進事業	児童生徒個々のニーズに応じて特別支援教育の充実に努めます。
○学校教育施設の整備充実	快適で安全な学習環境づくりのため、耐震化事業の推進、老朽施設整備改修等に努めます。

【第2節 スポーツレクリエーションの振興】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○生涯スポーツの振興	生涯スポーツの振興を図るため、指導体制の充実や各種スポーツ活動を推進します。市民一人一人が各種スポーツに目を向け、実際にスポーツをすることにより健康増進を図れるよう、「いつでも、どこでも、誰もがスポーツ」を合い言葉にスポーツ振興を図ります。地域、職域のスポーツ活動の普及推進を図り、地域主体の自主運営方式による総合型スポーツクラブの普及推進を図ります。
○スポーツ施設の整備充実	市内の体育施設を有効活用するとともに、老朽施設や器具の点検を行い、安全な施設の提供に努めます。安中市スポーツセンターを拠点としてスポーツ活動の推進を図るために、格技場や剣道場の建設促進を図ります。また、屋外施設について、利用希望等を調査し、ナイター設備の設置を検討します。



【第3節 芸術・文化の振興】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○文化センターの整備	駐車場の拡張やバリアフリー化を推進します。
○まちかど博物館、美術館建設事業	既存施設等を活用した施設整備を行います。
○芸術文化団体支援事業	フェスティバルの開催、組織活性化支援に努めます。
○世界遺産登録	「碓氷峠鉄道施設」の世界遺産登録を目指します。
○文化財の保護・活用	まちづくりの中で碓氷関所跡などの文化財の活用方法を検討、研究します。
○発掘遺物の保存活用	ふるさと学習館、松井田文化財資料室の展示スペースを利用し、発掘情報展・速報展等の開催に努め、発掘調査の成果を市民に公開します。

【第4節 交流の推進】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○在住外国人の生活への支援	市内に在住している外国人に対し、行政サービスや各種制度、手続方法等の生活に必要な情報提供を行うとともに、総合的な窓口の設置に取り組みます。
○国際交流団体との協働	市民国際交流諸団体の育成・支援を行う中で、交流会・講演会の共同開催などの協働をすすめます。

第4章 にぎわいと活力のあるまちづくり

【第1節 農林水産業の振興】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○農用地利用集積の促進	農業従事者の高齢化、後継者の不足等により、農業従事者が減少しているため担い手である認定農業者及び集落営農組織への土地の利用集積を促進します。
○担い手への支援	担い手育成総合支援協議会を核として、担い手である認定農業者及び集落営農組織への移行の支援、担い手の国の補助事業等への取り組みを支援します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○水田農業構造改革対策	米作りの本来あるべき姿の実現に向けた需給調整システムの円滑な実施を図ります。担い手を中核とした需要に応じた米の生産方式に取り組みます。
○耕作放棄地対策	耕種農家と畜産農家を結びつけ飼料用作物の作付による耕作放棄地の解消を図ります。また、耕作放棄地への和牛の放牧などを推進します。
○有害鳥獣対策	猟友会の協力を得て捕獲檻による積極的な捕獲を行うとともに、農地を柵等で囲う自衛的手段の両方で対策を行います。
○畜産振興対策	畜産の経営対策の強化と生産の合理化及び畜産環境の保全対策を図ります。また、家畜排泄物を耕種農家へ堆肥として供給し有機栽培農業を推進します。
○土地基盤の整備	農用地の集積による合理的利用と作業効率の向上を図るため、ほ場及び農業用施設の整備を推進します。
○農地・水・環境保全対策	農業者のみならず地域一般住民との共同活動により、農地など地域環境の保全を推進します。
○県営畑地帯総合整備事業(担い手育成型)	松義台地地区における315ha(安中市235ha)に及ぶ畑地帯を東部地区、中部地区、西部地区の3地区とし、それぞれ区画整理、農道整備等により農地の合理的利用と作業の効率化を図り、意欲ある担い手の育成とともに担い手への農地集積を進め、また収益性の高い新規作物等の導入により、持続的な農業の発展を図ります。
○林道等の整備	林道、作業道を整備し、林務作業の省力化、効率化を推進します。
○間伐・除伐の推進	森林の荒廃を防ぐため間伐、除伐を推進します。
○林業担い手の育成	林業従事者を確保、育成するため、経済的な支援を講じます。

【第2節 商工業の振興】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○商業活性化支援事業	商店街の空き店舗をチャレンジショップやコミュニティ施設などに活用するための支援をします。
○商店街環境施設整備支援事業	街路灯・街中案内看板等の環境施設の整備を推進します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○集客イベント事業	旧中山道の歴史と文化を活用したイベントを開催します。
○企業誘致促進事業	本市工業団地等に進出、立地する企業に対して、固定資産税の課税免除など各種奨励金等の優遇措置を行います。
○工業団地造成事業	市内の適地に新たな工業団地を創設します。
○中小企業育成支援事業	小口資金を始めとする制度資金融資を充実、強化します。

#### 【第3節 観光の振興】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○ウォーキングトレイル事業	碓氷峠鉄道施設を利活用した遊歩道「アプトの道」を整備します。めがね橋から熊ノ平駅までの1.2km区間について整備を進めます。
○碓氷峠周辺整備事業	めがね橋から熊ノ平駅の遊歩道を整備するとともに、駐車場やトイレなどを整備します。
○活気ある温泉地の整備	磯部温泉と霧積温泉という2つの温泉地の特徴を活かした整備を行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの温泉地を宿泊施設とした観光ルートの整備</li> <li>・磯部温泉では散策コースの整備、足湯施設の整備</li> <li>・霧積温泉では鼻曲山登山コースの整備</li> </ul>
○広域観光ルートの整備	世界遺産暫定リストに登載された観光スポットなど周辺自治体の観光スポットを結ぶ広域観光ルートを整備します。
○歴史とふれあう道づくり事業	市内の観光資源をネットワーク化するため、歴史にマッチした道路整備を進め回遊性の向上を図ります。 安中城址や新島裏旧宅周辺の道路整備および後閑城址公園へのアクセス道路の整備を検討します。
○広域連携による取り組み	広域の観光団体を活用した、観光キャラバン、観光キャンペーンの実施、イベント等を開催します。

#### 【第4節 新産業の創出】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○新産業の創業支援事業	制度融資における融資対象者や産業要件の拡大により、創業支援のための環境を整備します。

#### 【第5節 労働環境の充実】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○雇用促進対策事業	工業団地に進出した企業に対する本市在住者の新規雇用を助成します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○勤労者福祉対策事業	住宅建設資金利子補給補助や中小企業退職金制度加入補助等を行い、勤労者の福祉と生活の向上を図ります。
○労働環境整備事業	労働環境施設整備融資を促進し、中小企業の振興を図ります。

## 第5章 効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり

### 【第1節 効率的行財政運営】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○行政評価システム導入事業	行政の改革と健全運営化を図るため、行政評価システムを構築、実施します。
○庁舎耐震補強（または建替え）事業	既存庁舎の耐震補強のため大規模改造または庁舎の建替えのための計画を策定し、対応を図っていきます。
○文書管理システム整備事業	効率的な文書管理を推進するため、紙文書の整理・削減や文書保存方法等の見直しを行うとともに、併せて電子決裁を統合化した文書管理システムの構築や情報公開における文書検索の迅速化を検討します。
○電子自治体推進事業	電子自治体推進計画を策定し、行政情報の電子化、事務の効率化を図ります。
○地上デジタル放送環境整備事業	地上デジタル放送受信状況調査を行い、難視聴地域における共同受信施設などの整備を検討していきます。
○広域行政の推進	<p>周辺市町村との相互の地域性を活かしながら、共通する施策の課題の定義、解決に向け、共同で事業を展開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高崎市等広域市町村圏振興整備組合</li> <li>○高崎都市圏連携会議</li> <li>○西毛地区開発協議会</li> </ul>
○広報紙の発行	<p>「広報あんなか」を毎月1回、「おしらせ版あんなか」を毎月2回、また、必要な場合は、臨時号を発行します。</p> <p>また、市民ニーズにあった情報を提供できるよう改善を図っていきます。</p>
○ホームページの運営	ホームページを運営し、市民の皆さんに限らず、多くの人に市に関する情報を発信します。

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○市民との対話	市民の皆さんの声が直接市長に届くよう、毎月1回（議会開催月を除く。）市長・教育長と市民の皆さんが直接対話する機会を設けます。

【第2節 市民参加の推進】

主 要 事 業 名	事 業 の 概 要
○市民活動支援事業	市民活動の主体であるNPOやボランティア団体の把握に努めるとともにその活動等の情報を市民に広く周知し市民活動への参加意識を高めていきます。また、相互の団体等の情報交換や交流及び相談に寄与していきます。

## 2. 本市の財政状況の見通し

(単位：百万円)

歳入	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
地方税	10,841	9,499	9,309	9,123	9,032	8,942	8,853	8,764	8,676	8,589
地方譲与税	1,361	1,281	1,255	1,230	1,228	1,226	1,224	1,222	1,220	1,218
地方特例交付金	100	85	29	29	29	29	29	29	29	29
地方交付税	1,552	2,459	2,410	2,350	2,315	2,280	2,246	2,212	2,179	2,146
分担金・負担金	195	203	201	199	199	198	198	198	197	197
使用料・手数料	530	551	557	560	560	560	560	560	560	560
国庫支出金・県支出金	2,601	2,360	2,305	2,252	2,241	2,230	2,219	2,208	2,197	2,186
財産収入	181	14	15	15	15	15	15	15	15	15
繰入金	2,553	568	824	943	572	584	480	308	569	200
繰越金	50	300	200	200	200	200	200	200	200	200
諸収入	561	548	543	538	535	532	529	526	523	520
地方債	1,417	1,027	1,017	1,007	1,005	1,003	1,001	1,000	1,000	1,000
合計	21,942	18,895	18,665	18,446	17,931	17,799	17,554	17,242	17,365	16,860

(単位：百万円)

歳出	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
人件費	4,452	4,102	4,115	4,249	4,102	4,222	4,030	3,982	4,294	3,934
物件費	2,935	2,352	2,328	2,305	2,298	2,291	2,284	2,277	2,270	2,263
維持補修費	331	308	302	296	296	297	300	303	306	309
扶助費	3,596	3,323	3,340	3,357	3,374	3,391	3,408	3,425	3,442	3,459
補助費等	2,489	1,913	1,857	1,816	1,798	1,780	1,762	1,753	1,744	1,735
公債費	3,239	2,807	2,668	2,413	2,091	1,876	1,858	1,619	1,455	1,334
積立金	207	197	195	195	195	195	195	195	195	195
投資・出資・貸付金	166	284	292	295	288	288	288	288	288	288
繰出金	2,191	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565	1,565
投資的経費	2,336	1,644	1,603	1,555	1,524	1,494	1,464	1,435	1,406	1,378
合計	21,942	18,495	18,265	18,046	17,531	17,399	17,154	16,842	16,965	16,460

(注) 平成20年度は予算ベースで算出

### 3. 安中市総合計画策定の経過

年月日	内容等
平成18年10月27日 ～11月20日	総合計画策定に係る市民アンケート実施 (20歳以上の市民の方からの無作為抽出2,000人; 回収872通)
平成18年11月28日	総合計画策定に係る基本構想調書作成説明会 (基本構想調書の作成依頼)
平成19年1月22日～ 2月26日	総合計画策定に係る地区別懇談会 (○市内14地区)
平成19年2月6日 ～2月16日	市職員のアンケート調査実施 (○安中市全職員【公立碓氷病院副院長部局を除く】)
平成19年2月22日	総合計画策定に係る庁内ヒアリング【土地利用、産業振興部門5課○ 農林課、商工観光課、都市整備課、支所産業課、支所建設課】
平成19年2月23日	市職員ワークショップ開催 (○安中市職員【各所属1名】)
平成19年3月12日	市長ヒアリング(○重点施策の確認等)
平成19年3月30日	安中市総合計画策定会議要綱(○施行;平成19年4月1日)
平成19年5月23日	第1回総合計画策定会議(庁内組織) (○総合計画基本構想(素案)の概要説明、○総合計画基本計画書調 書作成の依頼)
平成19年6月20日～ 7月20日	総合計画策定のための意見募集 (○総合計画基本構想(素案)についての市民意見募集)
平成19年7月27日	第1回総合計画審議会 (○委員の委嘱、○会長、副会長選出○総合計画基本構想(素案)の 諮問、総合計画策定の概要及び基本構想(素案)説明)
平成19年8月21日	第2回総合計画策定会議(庁内組織) (○総合計画基本構想(素案)についての審議会意見による修正事項 検討、○総合計画基本構想(素案)についての市民意見募集につい ての各部署回答案の確認)
平成19年8月30日	第2回総合計画審議会 (○総合計画基本構想(素案)の審議【審議会委員の意見及び市民意 見募集による意見に基づいての検討】)

年月日	内容等
平成19年9月26日	第3回総合計画審議会 (○総合計画基本構想(素案)の審議【審議会委員の意見及び基本計画(第1次稿)の資料提示に基づいての検討】)
平成19年10月12日	第3回総合計画策定会議(庁内組織) (○総合計画基本計画(第1次稿)についての庁内調整)
平成19年10月25日	第4回総合計画審議会 (○総合計画基本構想(素案)の検討【策定会議の基本計画調整事項を提示】)
平成19年11月28日	第5回総合計画審議会 (○総合計画基本計画(素案)の諮問)
平成19年12月14日	第6回総合計画審議会 (○総合計画基本計画(素案)の審議)
平成20年1月15日	市議会全員協議会(総合計画基本構想(素案)・基本計画(素案)について市議からの意見聴取)
平成20年1月21日	第7回総合計画審議会 答申案の調整・確認
平成20年1月31日	安中市総合計画審議会答申
平成20年3月19日	平成20年第1回安中市議会定例会 基本構想議決



## 4. 安中市総合計画審議会

### (1) 安中市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 18 日

安中市条例第 17 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、安中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、安中市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係機関の代表

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず学識経験を有する者のうちから委嘱された委員を除く他の委員は、当該職を辞したときをもって委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

## ( 2 ) 安中市総合計画審議会議事運営規則

平成 18 年 3 月 18 日

安中市規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安中市総合計画審議会条例(平成 18 年安中市条例第 17 号。)第 8 条の規定に基づき安中市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第 2 条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の少なくとも 3 日前までに議案、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(会議等)

第 3 条 会長は、会議の議長となる。

2 議長は、会議を開閉し、議事を主催し、及び議場の秩序を保持する。

(退席)

第 4 条 委員は、開会中事故のため退席しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(議事日程)

第 5 条 議長は、議案の審議順序等の議事日程を定めるものとする。

2 議長は、必要あると認めるときは、議事日程の順序を変更することができる。

(発言)

第 6 条 委員は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(議事録)

第 7 条 会長は、次に掲げる議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催年月日
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事日程
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 会長は、議事に先立ち議事録署名人 2 人を指名するものとする。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 3 月 18 日から施行する。

### (3) 安中市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

NO	役職等	氏名	関係機関名等
1	会長	小竹 裕人	群馬大学社会情報学部准教授
2	副会長	岡田 建造	安中市区長会会長
3	委員	滝口 健一	西部県民局長
4		土屋 弘	安中市議会議長
5		新井 孝昭	安中市議会副議長
6		柴田 順子	安中市婦人団体連絡協議会会長
7		反町 良一	安中市都市計画審議会前委員
8		山田 貫司	安中市環境保健自治団体連合会会長
9		伊与久 進	安中市防犯協会副会長
10		高橋 みどり	群馬県看護協会安中支部長
11		上原 正枝	安中市民生委員児童委員協議会理事
12		中島 義二	安中市社会教育委員会議長
13		金田 年弘	安中市体育協会会長
14		北村 眞司	安中市造形美術協会会長
15		山縣 英明	安中市国際交流協会会長
16		村井田 陽一	碓氷安中農業協同組合常務理事
17		武井 宏	安中市商工会会長
18		羽毛田 孝俊	安中市観光協会理事
19		小川 剛	連合群馬安中地域協議会議長
20	潮 敬子	安中市男女共同参画推進委員会委員	

(4) 諮問書

安企発第8040号  
平成19年7月27日

安中市総合計画審議会会長 様

安中市長 岡田義弘

安中市総合計画基本構想（素案）について（諮問）

安中市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、安中市総合計画基本構想（素案）について諮問します。

安企発第15419号  
平成19年11月28日

安中市総合計画審議会会長  
小竹裕人 様

安中市長 岡田義弘

安中市総合計画基本計画（素案）について（諮問）

安中市総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、安中市総合計画基本計画（素案）について諮問します。

(5) 答申書

平成20年1月31日

安中市長 岡田 義弘 様

安中市総合計画審議会  
会長 小竹 裕人

安中市総合計画基本構想（素案）及び安中市総合計画基本計画（素案）  
について（答申）

平成19年7月27日付け安企発第8040号で諮問のありました安中市総合計画基本構想（素案）及び平成19年11月28日付け安企発第15419号で諮問のありました安中市総合計画基本計画（素案）については、本審議会の審議の結果、別添のとおり調整いたしましたので、ここに答申いたします。

なお、本計画は市民の意向が反映されたもので、その推進にあたっては積極的な市民参加を求めるとともに財政事情を配慮しながら、計画の実施に最大の努力をお願いします。

## 5. 安中市総合計画策定会議

### (1) 安中市総合計画策定会議 要綱

#### (設置)

第1条 安中市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑な策定を図るため、安中市総合計画策定会議(以下「会議」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、総合計画の策定及び調整とする。

#### (組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は総務部長、副委員長は財務部長をもって充てる。

3 委員は、部長等及び課長等をもって充てる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

#### (部会)

第6条 会議に部会を置き、部会名、部会長及び部会員は、別表に掲げるとおりとする。

2 部会は、所掌事務の専門的事項について調整等を行う。

3 部会は、部会長が招集し、その議長となる。

4 資料の収集、調査及び研究を行うため、部会の下に作業班を置くことができる。

#### (事務局)

第7条 会議の事務局は、総務部企画課に置く。

#### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

##### (失効)

2 この要綱は、安中市総合計画策定業務の完了した日限り、その効力を失う。

## (2) 安中市総合計画策定会議

会議 委員長：総務部長

副委員長：財務部長

委員：部長等及び課長等

部会	都市基盤・生活環境部会	(うるおいに包まれ安全・安心に暮らせるまちづくり)
	健康福祉部会	(いつまでも健康に暮らせるまちづくり)
	教育文化部会	(生涯を通じて生きがいを持って暮らせるまちづくり)
	産業経済部会	(にぎわいと活力のあるまちづくり)
	行財政・市民協働部会	(効率的な行財政運営と市民との協働によるまちづくり)

(◎ 部会長)

### 【都市基盤・生活環境部会】

◎ 建設部長
土木課長
都市整備課長
建築住宅課長
上下水道部長
上水道事務課長
上水道工務課長
浄水課長
下水道課長
市民部長
環境課長
安全安心課長
クリーンセンター所長
産業建設課長
安中消防署長
農林課長
農業委員会事務局長
企画課長
財政課長

### 【健康福祉部会】

◎ 保健福祉部長
福祉課長
子ども課長
健康課長
介護高齢課長
恵みの湯施設長
国保年金課長
碓氷病院事務部長
(病)総務課長
医事課長
地域連携課長
保健福祉課長
企画課長
財政課長

### 【教育文化部会】

◎ 教育部長
(教)総務課長
学校教育課長
生涯学習課長
学習の森所長
体育課長
文化センター所長
福祉課長
子ども課長
保健福祉課長
企画課長
財政課長

### 【産業経済部会】

◎ 産業部長
農林課長
商工観光課長
農業委員会事務局長
産業建設課長
安全安心課長
企画課長
財政課長

### 【行財政・市民協働部会】

◎ 総務部長
秘書行政課長
職員課長
財務部長
税務課長
収納課長
契約検査課長
市民課長
議会事務局長
議会事務局次長
会計課長
監査委員事務局長
松井田支所長
(支)総務課長
住民税務課長
企画課長
財政課長

## 6. 用語解説

注：本文中で「※」を付けた用語の解説

あ行	
ICT	情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味だが、情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより明確にしている点が特徴。「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。
アイドリングストップ	自動車が走っていない時（停車時）にエンジンを止めて、無駄に燃料を消費しないこと。
インターネット	全世界のネットワークを相互に接続した巨大なコンピューターネットワーク。このシステムを使って、情報・通信機器などの画面で文書をやり取りする電子メールや映像・音声による情報の受発信などができる。
AED	自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator の略）のことで、心臓のリズムを解析し、必要な時は電気ショックを与える救命装置で、突然死の防止に効果がある。
NPO	民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）のことで、営利を目的とせず、医療、福祉、環境保護、災害復興、地域づくりなどさまざまな分野で公益的な活動をしている。
か行	
介護相談員	介護サービスの利用者と事業者の橋渡し役を担う。施設・事業所を訪れ、介護サービスの相談・要望などを聞き、その内容を事業者に伝えるなど、身近な相談相手として解決方法を一緒に考える活動をする。
介護保険制度	高齢者介護を社会的に支える仕組みとして創設された制度。給付と負担の関係が分かりやすい社会保険の仕組みとしていることと、利用者の選択を基本とする契約にもとづき、高齢者介護に必要な福祉・医療のサービスを総合的、一体的に提供する利用者本位の仕組みとしていることが特徴である。
合併処理浄化槽	台所、風呂などから排出される生活雑排水とし尿を合わせて処理できる浄化槽のことで、従来のし尿の単独浄化槽に比べてはるかに水質浄化の効果が高い。
管渠	開渠と暗渠の総称。開渠（かいきょ）とは、地上部に造られ、ふたなどされていない状態の水路を指し、農業用水路や排水路などがある。暗渠（あんきょ）とは、地中に埋設された河川や水路のことで、下水道では、原則として暗渠とする。
環境基本条例	環境保全に関する総合的な取り組みを進めるため、環境基本法（平成5年制定）の理念に沿い、地方自治体の環境保全策に関する最も基本的な事項を定めた条例のこと。主な内容は、環境行政の基本理念、方針、施策、環境基本法の策定、住民参加などが規定されることが多い。
QOL	クオリティー・オブ・ライフ。生涯にわたる個人の健康や生活の質を意味し、快適な生活の必要条件とされている。



救急医療体制	救急医療は一次から三次の三段階で体制が整えられている。一次救急医療は、休日夜間急病診療所、在宅当番医制など地域の急病患者に対する初期体制を指す。二次救急医療は、病院群輪番制などの初期診療による後方支援体制のこと。三次救急医療は一次、二次救急医療機関との連携の下に、生命危機を伴う重病患者に対して高度で専門的な医療を行う救命救急センターによる医療体制をいう。
協働	市民・行政・企業など複数の主体が、それぞれ役割と責任を担い、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みを行うこと。
グループホーム	知的障害者や認知症の高齢者などが、地域の一般住宅などにおいて数名のグループで協同生活を営む場で、介護スタッフによって食事や健康管理などの日常生活援助が行われる。
ケアハウス	身の回りのことは自分でできるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者が、自立した生活を維持できるよう、構造や設備の面で工夫された低価格の老人ホーム。居室は個室化されている。平成14年度から要介護でも生涯住み続けることができる新型軽費老人ホームが導入された。
高規格救急車	人工呼吸器などの医療機器や自動車電話・FAXなどを搭載しており、救急救命士が病院にいる医師の指示の下に、救急現場や搬送途上において、特定の救命行為を行うことができる救急車。
後期高齢者医療制度	75歳以上の「後期高齢者」全員が加入する公的医療保険制度で、平成20年度から新たな独立型の健康保険としてスタートする。保険料は原則として加入者全員から徴収する。保険料徴収は市町村が行い、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当する仕組み。
高速大容量通信	快適なインターネット利用環境を実現する、常時接続可能な高速インターネット接続のこと。ブロードバンドとも呼ばれ、一般のアナログ電話回線やISDNを使ったナローバンドでは難しかった、大容量の音楽や映像ファイルのダウンロードなどを容易に行うことができる。
交通指導員	児童の登下校、園児の通園時の保護・誘導、広報活動や交通安全教育など、交通安全指導の役割を担う人。「安中市交通指導員条例」により設置している。
国民保護計画	武力攻撃事態対処法を補完する国民保護法（平成16年成立）にもとづくもの。武力攻撃や大規模なテロが発生した場合に、国の方針にもとづき、国、都道府県、市町村などが連携協力して、迅速・的確に住民の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ決めておく計画。
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、育児情報の提供や、子育て相談、施設開放、育児講座の実施、子育てサークルの支援などを行う施設。
コミュニティ・ビジネス	地域住民が地域の問題を自発的に地域にある技術や知識を用いて、ビジネスの手法で解決していくこと。
コミュニティ活動	住民がコミュニティの抱える問題を解決し、豊かでうるおいのある地域環境をつくっていかうとするさまざまな共同活動のこと。

さ行	
3R	環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワード。Reduce（リデュース、廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース、再利用）、Recycle（リサイクル、再資源化）の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方。
自主防災組織	地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感にもとづいて、自主的に結成する防災組織。一般に、自治会・町内会単位で組織される。
市政モニター制度	市民の声を市政に反映させることを目的とする制度。
指定管理者制度	公の施設の管理に株式会社・民間業者などを活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減などを図ることを目的として、地方自治法の改正により導入された。
社会保障制度	国民が傷病、高齢、失業などにより所得が減少するなど、生活が脅かされた場合に、国が主体となって国民に健やかで安心できる生活を保障するしくみ。社会保険、公的扶助、社会福祉などが含まれる。
消費生活専門相談員	国・地方公共団体などが行う消費者の消費生活相談（商品やサービスなどの購入・契約から発生する苦情や相談ごと）の処理に携わる相談員のこと。平成3年度から資格認定されるようになった。
情報公開制度	公正で民主的な行政を確保するため、行政機関が保有する情報を外部に開示する制度。
情報セキュリティポリシー	組織における情報を守るために施す対策や、規約をまとめた文書のこと。
水源かん養機能	森林の持つ公益的機能のことで3つの機能がある。「洪水緩和機能」と「渇水緩和機能」とは、森林が水の流出量を調整することにより、洪水や渇水を防止・緩和すること。「水質浄化機能」とは、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を一定に調整し、良質化・安定化することを指す。
生活習慣病	食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒など個人の生活習慣が、その発症や進行に関与する病気の総称で、がんや糖尿病などがある。かつては成人病と呼ばれていた。
セクシュアル・ハラスメント	男女の差別を背景として職場や学校で起きる性的いやがらせを指す。
た行	
男女共同参画社会	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会のこと。
地域包括支援センター	地域ケアの中核拠点として市町村が設ける機関。高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応・支援、介護予防事業のマネジメントを行うなど、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践する。

地域防災計画	災害対策基本法にもとづき、ある一定の地域の災害予防、災害応急対策および事前対策、災害復旧に関する対策をまとめたもの。防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより被害の軽減に努める。
地球温暖化	化石燃料の燃焼、焼き畑耕作による二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスの放出、森林破壊、砂漠化などにより、地球表面の気温が上昇すること。異常高温、豪雨や干ばつ、海面上昇など、自然や生活環境に様々な影響を与えることが指摘されている。
デマンドバス	基本路線の外に迂回ルートを設定し、利用者がいる場合に迂回ルートを走行するなど、デマンド（需要）に応じて弾力的なサービスを行うバスのこと。
電子自治体	住民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上を目的として、インターネットなどの ICT を活用して地方公共団体の行政運営を図ること。
道路里親制度	一定区間の道路を里子にみたてて里親を募り、里親となった住民や事業者などの自発的なボランティアが、道路管理者や地元市町村と協力し、道路の散乱ゴミの収集・清掃・草刈りなどの美化活動を行う制度。
都市経営	地域社会の健全な形成に向けて、市民主権と民主主義にもとづく政治の仕組みを基本として、さまざまな利害関係を調整し、時代や環境の変化に適応しながら、地域資源を有効かつ適切に組み合わせ、地域の課題解決に当たること。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地の使い方や建物の建て方についてのルールなど、まちづくりに必要なことならについて総合的、一体的に定め、まちづくり全体を秩序立てて進めていくことを目的にした計画。
都市計画区域	人口、土地利用、交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備し、開発および保全する必要があると指定した区域のこと。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指し、男性から女性への暴力が多い。身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力などがある。
な行	
ノーマライゼーション	障害のある人も障害のない人もともに、あるがままの姿で社会の一員として平等の権利を享受できるようにするという考え方。
は行	
バイオマスエネルギー	エネルギー源として再利用できる動植物から生まれた有機性の資源（バイオマス）を原料として、直接燃焼や化学的に転換することなどによって得られるエネルギーのこと。
8020運動	80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とする運動。
パブリックコメント	行政機関が政策の立案を行おうとする際にその案を事前に公表して、市民の幅広い意見や考えを施策に反映させる市民参加の方法のこと。
バリアフリー化	障害者や高齢者の生活において障壁（バリア）となっているものを取り除くこと。建物のなかの段差など、障壁をなくすという意味のほか、障害者や高齢者の社会への参加を困難にしている社会や制度上の障害、心理的な障害を取り除くという意味でも使われる。

病院群輪番制	重症救急患者に対応するために、地域内の病院群が休日・夜間などに輪番制方式により入院治療を実施する体制のこと。
ファイリングシステム	書類の有効活用を図るため、一定の約束にもとづく分類・整理を行って保管・保存し、最終的に廃棄するまでの一連の管理制度のこと。
ほ場	田畑や樹園地など作物を栽培する農地のこと。
ボランティア	個人が自発的に、しかも基本的には無償で行う社会奉仕活動と、それに携わる人を指す。自発性・無償制・公共性・先駆性などが共通の特徴とされるが、最近では、非営利的有償サービスへの参加も含まれるようになっている。
ま行	
メディカルチェック	運動に備えて事前に行う医学的な検査のこと。大きく二つの段階に分けられ、第一段階はかくれた病気がないかを人間ドックなど一連の検査で探し、運動してもよいとなれば第二段階で体力を点検する。
モータリゼーション	単に自動車の保有や利用が増大することだけでなく、人やモノの流れそのものを変化させ、さらには住宅や職場の立地、そしてライフスタイルそのものまでも変革させるような一連の変化を含む自動車の急激な普及こと。
や行	
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらずだれもが平等・公平に利用できるようにデザインすること。
用途地域	都市の計画的な土地利用を実現するため、住宅地、商業地、工業地の用途別に定めた地域の総称。12種類の用途に分類され、それぞれ容積率が決まっている。
幼保一元化	少子化の進行、育児サービスの多様化に応じて、幼稚園と保育所の施設や運営を一元化することで財政的に効率的な経営を行うことを目的として進められている。
ら行	
ライフスタイル	生活様式を指す。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含んで用いられる。
ライフライン	電力、ガスなどのエネルギー供給路、水利用のための上下水道、電話などの通信線などのように、人間の血管や神経のように都市に張り巡らされたインフラ網。
リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。ものをそのまま再使用するリユースではなく、原料のレベルにまで戻して使えるものを再利用すること。
わ行	
ワンストップサービス	1つの窓口で、複数の窓口に関連する行政サービスを受けることができる機能のこと。

## 安中市総合計画

平成 20 年 3 月発行

発 行 安中市

編 集 総務部企画課

〒379-0192

群馬県安中市安中一丁目 23 番 13 号

TEL (027) 382-1111 FAX (027) 381-0503

URL <http://www.city.annaka.gunma.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。





安中市